

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日: [1日目](#) / [2日目](#) / [3日目](#)

平成23年12月愛荘町議会定例会

1日目(平成23年12月13日)

開会:午前10時00分 延会:午後7時16分

議会日程

- | | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 一般質問 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3

追加日程第 1 報告第8号 検査特別委員会の報告について

出席議員(16名)

- 1番 徳田文治
- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡ゑみ子
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一
- 7番 伊谷正昭
- 8番 瀧 すみ江
- 9番 小杉和子
- 10番 西澤久仁雄
- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博

- 13番 竹中秀大
- 14番 高橋正夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

欠席議員(0名)

なし

④開会の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、おはようございます。

平成23年12月愛荘町議会定例会を開催させていただくにあたり、ご参加いただきまして、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成23年12月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、本日、滋賀県立聴覚障がい者福祉協会から傍聴席で手話通訳をされます。皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げておきます。

⑤開議の宣告

○議長(辰己 保君)これより会議を開きます。

⑥議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

⑦町長提案趣旨説明

○議長(辰己 保君)町長提案趣旨説明。町長。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)おはようございます。師走になりました、今年もあとわずかとなりました。本日ここに、平成23年12月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にもかかわりませず、早朝よりご出席賜り厚くお礼申し上げます。平素は、議員各位におかれまして、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、いくつか行政報告を兼ねて説明をさせていただきます。まずははじめに、旧郡役所は、かつての地域行政の中心地として、その役目を果たした愛荘町の近代化遺産であります。その風格を今に残し、町のシンボル的存在であります。文化遺産を大事にし、これを愛知川地域のまちづくりの核に育て、地域住民の誇りとして活用しながら残すことが今いる私たちの責任であると確信しているところでございます。

今回の補正予算で、東近江警察署愛知川警部交番の敷地を、町が旧郡役所の代替地として購入し、JA東びわこの支店統合の用地に貸貸で提供をし、その後にJA所有の旧郡役所用地と売買によって持ち替えようとするもので、今般、交番用地の土地建物鑑定手数料、および登記手数料を計上させていただいたところでございます。

次に、住民基本台帳カードの活用拡大について条例改正をお願いいたしております。愛荘町はこれまでも住基カ-

ドの活用について、積極的に取り組んでまいりましたが、この度新たに、図書館における図書貸し出しについて、来年3月から住基カードが利用できることとなりました。従来の図書カードも使えますが、住基カードを持っておられる住民さんは、今までの図書カードは不要となります。

また、本町では、全国のコンビニで印鑑証明書および住民票写しの交付が可能ですが、この度新たに、戸籍の証明書、謄本、抄本等でございますけれども、これについても法務省など関係省庁と協議の上、交付ができるようになりました。この措置は全国ではじめての取り扱いとなります。本町の住基カードの発行枚数は、着実に増加し、この10月現在で4,700枚を超えまして、人口当たりの普及率は23.7%となり、2位大津市の8.8%をはるかにしのいでいる状況であります。年齢的に住基カードが利用できる人のほぼ3人に1人がカードを持っておられるということになります。

また、住民票などの証明書交付の状況ですが、住基カードを利用し、自動交付機で受けておられる割合は、住民票で24%、印鑑証明は37%であり、22年度1年間で約5,800部が自動交付機の利用となっており、年々増加いたしている状況であります。

さて、今期定例会に提案いたします議案について、ご説明を申し上げます。

条例制定ならびに改正条例の議決案件4件、平成23年度愛荘町一般会計補正予算ならびに介護保険事業特別会計補正予算、下水道事業特別会計補正予算の補正予算3件、合わせまして7案件をご提案させていただきました。次に、提案案件の概要をそれぞれ説明させていただきます。まず、条例制定ならびに改正条例案件4件につきまして、説明をさせていただきます。

議案第66号愛荘町合併振興基金条例の制定につきましては、合併特例債の有効活用を図るため、将来に実施する事業の財源確保に伴う基金造成を行うため、町条例の制定につき議決をお願いするものであります。

次に、議案第67号愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、冒頭説明させていただきました住民基本台帳カード等の利用範囲を拡大するため、所要の改定をお願いするものであります。

次に、議案第68号愛荘町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、住民基本台帳カードのコンビニエンスストアでの戸籍証明の発行に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第69号愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、障がい者自立支援法の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

次に、補正予算ですが、まず、議案第70号平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)、主な歳入歳出について申し上げます。まず、歳入の普通交付税の交付額が確定をいたしまして1億7,281万1,000円の追加、寄付金において、滋賀銀行愛知川支店愛知青年経営研修会さまより、50周年記念事業として、幼稚園・小中学校への図書購入費用として30万円をご寄付いただきましたので、それを追加するものであります。

地方債では、普通交付税算定により、算出された発行可能額の確定によりまして、臨時財政対策債4,560万円を減額するものでございます。

歳出における主な事業について申し上げます。まず、東京電力福島第1原発の事故を教訓に原子力災害に備え、日常から放射線に対する正しい理解と認識を得、愛荘町における平常時の放射線数値を定点で、かつ定期的に把握し、原発事故に対応できるよう、放射線測定器の整備をお願いするものであります。そのため、放射線測定装置を愛知川・秦荘両庁舎に配置する放射線量計の購入費を追加、また小中学校6校にハンディタイプの放射能測定器を配付し、文部科学省の環境放射線教育の指導方針に対応できるよう放射線の基礎知識を得る教材として設置し、グラウンドや大気の放射線量を把握しようとするもので、この追加をお願いしているところであります。

また、普通交付税の交付決定による増額のため、財政調整基金へ1億円を積み立てるものであります。これらの補正の結果、一般会計補正額は歳入歳出それぞれ1億4,037万4,000円を追加し、予算総額88億6,840万2,000円にお

願いするものであります。

次に、議案第71号平成23年度介護保険事業特別会計補正予算でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ7,000円を追加し、総額を11億4,182万7,000円にお願いするものであります。

次に、議案第72号平成23年度下水道事業特別会計補正予算でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1,795万円を追加し、総額を11億5,480万5,000円にお願いするものであります。

以上、平成23年12月愛荘町議会定例会に提案をさせていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(辰己 保君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、12番、村木嘉博君、13番、竹中秀夫君を指名します。

◎会期の決定

○議長(辰己 保君)日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月20日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの8日間に決定しました。暫時休憩します。

休憩午前10時11分

再開午前10時11分

◎報告第8号の上程、報告、質疑

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま報告1件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

よって、報告1件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、報告第8号検査特別委員会の報告についてを議題にします。

本案について、検査特別委員会委員長の報告を求めます。13番、竹中秀夫君。

(検査特別委員長竹中秀夫君登壇)

○検査特別委員長(竹中秀夫君)13番、竹中秀夫です。

検査特別委員会報告書平成23年7月5日の議会において、事務検査に関する決議で設置した「平成21年度随意契約に関する事項」は、地方自治法第98条第1項の規定による事務の検査が終了したので、会議規則第77条の規定により、報告を終了いたします。

検査特別委員会の検査結果について報告する。

1、検査特別委員会設置検査特別委員会は、地方自治法第98条第1項に基づき、平成23年7月5日に議提第4号として、行政事務の執行状況を検査する検査特別委員会の設置が議決され、行使されるものである。

行政事務を検査しなければならない問題が生じた要因は、平成23年6月8日に開催された愛荘町6月定例議会の一般質問で取り上げられた町のPR看板の設置が、建築基準法で義務付けられている建築確認申請を怠り、町内川久保地先の町道に平成21年3月に設置され、さらに、この契約が249万3,750円で、特命随意契約された経緯から、これらに関する書類を検査する必要があった。そこで、随意契約で平成21年度に執行した777件について、書類を検査点検する必要となり、検査特別委員会を設置した。

平成23年7月12日、第1回を開催し、正副委員長を選任し、8月31日まで、延べ11回の委員会を開催した。なお、委員会の傍聴については原則公開とした。検査の方法は、関係する担当課の平成21年度の工事、委託、物品等の内容および起工伺い、回議書など、当初は777件であったが、重複等72件を除く705件について、担当課の資料の提出を求め、各特別委員より、質疑に対して説明を受けた。特に一般質問にあった平成20年度の愛荘町PR看板設置工事と、平成21年度自治会・むら自慢表示板設置事業等については、詳細に検査を行った。その結果について報告する。

2、検査結果

2-1 平成21年度自治会・むら自慢表示板設置事業の検査当該事業は、愛荘町の58自治会で伝承されてきた各自治会の自慢できる文化財や観光地、原風景などを自治会名とともに表示して、道路際に設置し、来訪者への利便性の向上と地域のアイデンティティの醸成を図る目的として施行されている。事業費は湖東定住自立圏推進協議会の交付金734万8,000円である。交付金については国の割り増し交付金である旨を付け加えておく。

平成21年11月6日付で、政策調整室長から管理課長宛てに、見積業者選定依頼書が出され、管理課長は同月10日付けで6社を選定し、同月18日、政策調整室から町長名で、それぞれの業者に見積書の依頼を伺う旨の通知が行われた。しかし、見積りを行う仕様書はごく簡単なもので詳細的なものは示されていない。見積りを依頼された6社のうち、2社は辞退し、4社が見積入札に応じ、町内の看板専門業者が637万7,700円(うち消費税を含む)で契約者として決定された。

ところが、見積入札参加4社のうち1社は、見積書の提出日が記載されていないにも関わらず、失格となっていない。また、他の1社は1,756万円という高額な見積書もあった。このような規模の発注で最低見積金額と最高見積金額が1,000万円以上の開きがあるということは、詳細な設計仕様書などがなく、愛荘町の本来の入札見積発注システムを無視したものである。

当初の予算確保の時も、十分な調査もせず、予算の組み立ても行わず、思いつき事業の執行しか見えてこない。単なる仕様書はあるが、見積金額が正当な価格と判断するための根拠の資料もなく、予定価格調書等はなく、最低価格をもって落札業者としている。このような曖昧な見積り、契約は決して許せるものでない。

この事業の工事中においては、小学5年生の児童が下校途中、頭部裂傷を受けていることが、平成23年6月19日の総務常任委員会で議員の指摘があるまで公表していなかった。この事故は、平成22年2月26日発生、児童の祖父から孫が怪我をしたとの連絡があり、対応をしている。また、事故後1年数ヶ月経過するまで、担当課より町長に文書による報告がなく、議員の指摘を受け判断した。指摘がなければ隠蔽ともとれる行為である。

当初、契約の表示板は260基の設置をしたものであり、平成22年3月31日の政策調整室原課の完了検査を行った。請負工事検査調書では229基の設置と確認しているが、当初契約の260基に対し、31基の不足には何ら触れていない。1基の契約単価2万5,400円で31基分を算定すると78万7,400円の精算設計減額が行なわれていない。

また、この表示板の設置は、本来許可申請なしで取り付けてはならない場所、NTT柱、防犯灯、街路灯、カーブミラ

一等に12ヵ所取り付けられていることが、事務検査の中で判明した。町はこれを取り外して放置しており、いまだにその措置が不明確である。

地方自治法第234条2による契約の履行の確保および同法施行令第167条の15に関する書類は何も保存されていない。

平成22年2月10日付けで97万300円増の変更契約が結ばれている。湖東定住自立圏推進協議会からの交付金734万8,000円を100%消化するとの考え方から、残額97万300円であることを業者に予算の提示する行為と、むら自慢看板とは関係のない観光案内板(2ヵ所)のやり替え工事を、追加変更額734万8,000円で契約したことを、当時の政策調整室長は認めている。業者に予算額を提示する行為は、職員として有るまじき行為ではない。行為である。(平成23年12月20日検査特別委員長から、「行為ではない」を「行為である」に会議録訂正の申し出があり、議長が会議録を訂正することを報告された。)

これらのことについて、管理課として変更契約方法は好ましくないと答弁であった。

完了検査の要領について述べておく。このことは、検査したすべての随意契約の工事、委託、物品等において、担当課の課内のものが現地等の確認もせず、単なる書類上の検査調書で済まされている。このことが、今回も含めて、今日までの不祥事を起こしていると確認できた。事後には、随意契約のシステムと完了検査のシステムについて、検証の上、改善策を立て、実行の推進を図るように努めること。

以上が、平成21年度自治会・むら自慢表示板設置事業の検査により判明した事実である。

2-2愛荘町PR看板設置工事平成20年度事業は、今回の検査特別委員会の検査対象ではないが、PR看板の設置について、建築確認申請等の未提出、構造計算等を怠り設置工事を行った行為が原因のため、地方自治法第98条第1項で規定による事務検査を行うことで、平成21年度に執行した随意契約物件についての書類を検査するとあるが、あえて、今回の事務検査の要因であるPR看板の設置について、検査を行った結果を述べる。

当該愛荘町PR看板設置工事の設置目的は、愛知川・秦荘両町が合併で誕生した愛荘町が、全国には知名度がいまひとつ低いため、町内を通過する新幹線の乗客にPRし、知名度をアップするために。町の看板を設置されたものである。

建築基準法施行令第138条で、高さが4mを超える広告塔を設置する場合、建築主は、工事着手前に建築主事に建築確認申請を行い、建築確認済書の交付を受けなければ、広告塔の設置は認められないと定められている。建築確認申請とは、建築基準法第6条、同上の2、同条3に基づく申請行為である。にもかかわらず、愛荘町はこれを怠り、あってはならない違法状態を招いた。この状態を是正するには、一旦取り壊し、改めて、建築確認申請を行わなければならない。建築確認申請を行わず、工作物の設置を行ったことは、愛荘町自らが法を犯した行政事務の根幹にかかる重大な事態である。

今回の事態は、行政の事務執行はもとより、関係法令等のコンプライアンス、すなわち法令遵守が大原則であり、陳謝で済むことではないと思われる。このような事務執行の指導・監督を行っている町行政の幹部の危機管理能力に欠け、町民は行政に対して不信感をもつ。

当該看板設置業者は、建築基準法施行令第138条に基づく建築確認申請の必要性を認識していながら、町行政に対して、何の指摘・提言も行わなかったことを、当時の政策調整室の担当職員は認めている。

随意契約の法的根拠は、地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、地方自治法施行令別表第5および愛荘町財務規則第137条で、小額随意契約の予定価格の限度額が130万円と定められている。にもかかわらず、愛荘町のPR設置工事では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の競争入札に適さないを根拠としている。

工事起工概要書に、その理由として、愛荘町内において唯一の看板設置業者であり、看板材料である鉄骨加工切

町や看板の製作から、鉄骨立て込み施工といった一作業タブで自社で行なっている実績があり、このよつばーどり、価格の低減を図ることができ、コスト面においても、他社より有利な価格で発注できることから、随意契約をしたとの報告であった。

平成20年9月24日付けて、看板業者の見積書249万3,750円で契約されており、落札率は当該予算に対して、何と99.75%であり、本来、公共工事の発注の元となる設計図書に基づき、予定価格の調査が作成され、それによって入札されるものであることが、この件については、工事設計図書もなく、予定価格調査、数社の参考見積りなど、一切なかった。随意契約の理由としている根拠を裏付けるものは何もなく、結果的に業者の言い値で随意契約を行っている。そもそも予算の原案時点で何の根拠もなく、予算を計上したのかまったく不明である。

また、当時の政策調整室の担当者は、250万円の予算しかないので何とかまとめてほしいと、業者と直接話し合いをした事実を、検査特別委員会の聞き取りで認めている。このような行為は、平成21年度自治会・むら自慢表示板設置事業と同じような行為は、職員による入札等の公正を害すべき行為に該当すると思われる。

平成21年3月13日付けて、愛荘町長は、滋賀県知事宛てに、屋外広告物通知書を提出し、その通知書の回答は、屋外広告物の設置について、同年3月18日に滋賀県湖東振興局建設管理部長より、町長宛てに書類として送付されている。これらの公文書は、回議書または供覧書として決済されているが、いずれも当時の政策調整室長までで、町長の決済はされていない。このことを指摘すると、記憶がないなどと曖昧な答弁で、最後には適正な報告ができていなかったとの回答である。

看板の設置場所は、町道の路肩に設置されているにも関わらず、道路占用許可の申請は平成23年3月14日付けて、愛荘町長から愛荘町長宛てに道路法第32、35条による事後の許可の申請が行われている。

地方自治法施行令第167条の15に、監督または検査の方法が示されている。それによれば、工事の進捗にあわせて、工事中の記録を写真等で記録し、場合により、発注者の監督員が立会い、指示をしなければならないが、それほどどのように行ったなどの記録は一切何も残されていない。さらに、公共工事の使用材料はJIS製品を使用することが法的に義務付けられており、その主要材料である鉄骨および生コンクリートなどの品質証明書もない。この看板は非常に大きく、風力に耐えられるような構造設計書もなく、特にこの看板は頭部が大きく、安定性が悪く、それらを支える基礎の検討および構造設計図・構造計算書もなかったことが判明した。

2-3その他の随意契約、単価契約方法随意契約と単価契約は、数年にわたり行われているが、その一部を報告する。

1、秦荘の街路灯のメンテナンス業務。

1、情報・基幹系サーバーの保守点検業務。

1、行政情報・税制改正・住基ネットワークシステム等の保守業務。

1、地目地籍調査委託業務。

1、公共施設の複合機貸借。

以上が、同一業者と長期にわたり契約されているが、これは一部であることを報告するとともに、契約が長期にわたり行われていることを報告する。

3、検査のまとめ検査特別委員会は、平成21年度に随意契約された705件と自治会・むら自慢表示板設置事業および平成20年度愛荘町PR看板設置工事について、検査を行った。そこで、検査を行った委員の意見を取りまとめ、問題点を次のとおり報告する。

今回の検査は、すべてが過去の記録の確認と、担当職員からの聞き取りで、随意契約の多くは2-3で報告した保守業務等である。これらの随意契約、単価契約などについて指摘する。

随意契約は、他の入札制度と比較すれば、時間もかからず、手間も省け、簡単で、発注者にとっては時間のかから

ない手法である。行政経費は、すべて国民・町民の貴重な税金で、経済的效果を考えた使用方法を考えなければならない。さらに、随意契約は、競争の原理が働くことなく、どちらかと言えば、割高になる恐れがあり、法的な制限が設けられている。決して、随意契約は悪ではなく、法令等の根拠に則った事務執行を行うべきで、愛荘町は拡大解釈して、随意契約を行っている。

特に、愛荘町PR看板設置工事では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の競争入札に適さない根拠としている。しかしながら、根拠とする条件は何も占めされていない。

全般の検査を通じて、特に重く感じられることは、町長はじめ職員すべてが、住民目線と緊張感をもって、業務に接していないことである。特に、平成21年度自治会・むら自慢表示板設置事業費の変更契約と、愛荘町PR看板設置工事費を合わせると984万円を超える。これらを担当する職員が、業者に追加金額を事前に提示するなどして、建前は見積方式をとっているが、職員による入札等の公正を害すべき行為に触れるなどの認識はまったくない。

また、今回の検査を通じてわかったことは、最終検査のシステムの機能ができていない。検査は担当課の課内の職員が現地等の確認もせず、単なる書類上の調書で済まされていることが多い。チェック機能が果たせるような担当部外者の検査人をあてることなど、検査システムの見直しを行うことを提言する。

町長は、議会答弁などで、組織の規律を正して、法令遵守の自覚を促していくなどと発言している。今回の検査特別委員会の検査で見えてきたことは、町長の指導は、いかにも曖昧で、また管理職の指導・監督にも問題があった。随意契約のシステムを見直し、完了検査の改善改革を行うべきである。

以上のとおり、町長はじめ関係者自らの肅正を強く勧告し、検査特別委員長の報告といたします。

○議長(辰巳 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江です。この報告書は、今朝、配ってもらいいただいたものであり、熟読する時間もないまま、今全体を読んでいただきましたわけで、細かい部分については、把握はなかなかできないわけですけれども、私が疑問とするところについて、質疑をさせていただきます。

この報告書ですが、全体から言いまして、705件について、それと検査特別委員会を設置するというきっかけになったPR看板のことについて検査をされたということが書いてあります。その中で、自治会・むら自慢表示板設置事業とPR看板については、半分以上の内容になっております。

それで、このPR看板と自治会・むら自慢看板については、6月議会会期延長もして総務常任委員会全員参加のもとで、いろいろな調べをしたわけですが、その部分で、私の感想から言うと、この2つの事柄については、総務常任委員会で出てきたことと、検査特別委員会で調べられたことがごっちゃになって書かれていますので、報告として、私たちが見た場合、検査特別委員会でこの2つの事柄について何が新たにわかったのかということが、はっきりわかりません。そういうことで、まず、この2つの事柄について、検査特別委員会を11回行った中で、新しくわかってきたこと、明らかになってきたことは、この報告書のどの部分であるのか。そのことについて答弁をいただきたいと思います。そういうことですが、この検査特別委員会を設置されたきっかけはPR看板ですが、検査する必要があったのは、設置する時の理由ですけれども、平成21年度の随意契約について調べる必要があるとされたわけですから、やはり、その部分で20年度のPR看板のことを、問題ならば、やはりその時点で、20年度の随意契約をされなくて、21年度にされたというのは、それなりの根拠があったものと思われます。ですので、そのことについて協議をされたのかどうか、また委員長の見解などを求めておきたいと思います。

21年度の、先ほども言いましたが、21年度の随意契約について、検査をする必要があると言って設置されたわけでありますので、この20年度のPR看板、一括の、言いましても20年度のことは検査の対象にあがっていないので、そのことについて検査をされたということについて、委員会の中でどのように認識を行われたのかどうかということについても、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(辰巳 保君)暫時休憩します。

休憩午前10時41分

再開午前10時44分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。13番、竹中秀夫君。

○検査特別委員長(竹中秀夫君)13番、竹中です。今ほどの瀧議員の質疑に答弁をいたしたいと思います。まず1点目の777件のうちの705件というのは、これについては重複をしておるのは72件です。重複の件がございましたので705件ということでございます。

それから、21年度の検査について、検査委員会の委員さんは協議をしたのかという質問ではなかったのかと、こういうように思っております。これにつきましては、先の議会の時にも理由付けでも申し上げておりますように、この理由の中では一般質問であげられた平成20年度から21年、これにまたがる事業でありましたので、その点を検査をしなければ、経過がわからないというようなことで、その当時の議会の中でも議決の中でその理由付けを入れさせていただいております。それが検査についての21年度の検査についての協議の中の1つであります。

それから、何がこの報告書の中で見えてきたのかというようなことではないかなどと、こういうように認識をいたしておりますが、これについては、当時、むら自慢工事等につきましても、正式な書類を持って発注をしていないということも見てまいりました。それは明らかに担当職員からも聞き取りの中ではっきりしてきたと。

それから、業者に見積額というのは額面をこれだけでというような、あってはならないような行為をしてあったと、先ほどの報告の中でもはっきりと申し上げましたとおり、そういう点なり、ずさんな契約等になるまでの経過として、内部の協議すらろくにできていない、単独で政策調整室の方が発したと、こういうようなことが明るみに出てまいりました。

以上でよろしいですか。関連のことは皆申し上げましたけれども。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。議長の承諾を得られたので、意見を申し上げたいと思います。

まず、瀧議員が総務常任委員会で調べた結果というお話をあったと思いますが、総務常任委員会協議会では、このような検査を調べたものではなく、全議員出席のもと、説明を聞いたものだと、その中で、総務常任委員会を開催したものだとしておりました。よって、総務常任委員会で調べたものではないのです。行政から、今日までの流れを全議員さんにわかつていただきたいという観点の中から全員出席いただいて説明を持たせたのでありますので、再度言いますが、調べたものでないということを訴えておきます。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。ちょっと、私がお聞きしたことについての答弁で、わたしはちょっと納得がいきませんので、もう一度、こちらから具体的に質問をさせていただきますので、私が聞きましたのは、このように細かく、この2つの事案については書かれてあります。今、総務常任委員長から、調べたのではない、委員会では、総務常任委員会では調べたのではないと言われましたが、説明は聞いたわけで、聞いた説明の範囲の部分は、ここにも多く書かれております。

それで、言っていたのは、この中で検査特別委員会をやって、何が新たにわかったのかということを聞いたわけで、それではちょっと私の方から言わせていただきますと、4ページの真ん中のちょっと上方ですが、「また、この表示板の設置は、本来許可申請なしで取り付けてはならない場所、NTT…」この一部がありますね。このことが事務検査の中で判明したとあります。これは事務検査の中で判明したということが書いていますので、そういうふうなことだと思われます。

その下の7~8行下のところですが、ここのことについて、管理課として変更契約方法は好ましくないとの答弁であった」とありますが、これはいつされた、検査特別委員会の中でされたのか。どこでされた答弁であっ

たのかということについて、具体的にお聞きしたいと思います。

そして、これはむら自慢表示板のことですけれども、次にPR看板の方でもちょっと気がついたところを言わせていただきますが、その検査特別委員会で新たにわかったということが、はっきり書かれたところもあるのです。5ページのところで下の方です。それは、「また…」3行のところです。「検査特別委員会の聞き取りで認めている」となっているので、検査特別委員会のことだと思います。それがそのことだということがはっきりわかるのですけれども、今のところの5ページの、今言ったところの7~8行上のところですけれども、「他者より有利な価格で…」段落の最後の方です「他者より有利な価格で発注できることから随意契約をしたとの報告であった」というところ、それと、次のページ、6ページです。その6ページの6行目ですが、「このことを指摘すると…」というところで「答弁がされた…回答である」これはどの部分と、それと2~3の手前です。この2~2の最後ですけれども、この文の最後のところで、「判明した」とあります。「それらを支える」というところで、一番最後に「判明した」とありますが、これらのところは、どこの場所で判明されたり、答弁があったのか、今わからない部分でありますので、そこら辺について、私の読んだところでは理解に苦しむというところがありましたので、そこら辺について、答弁をお願いしたいと思います。

PR看板の設置が20年度から21年度にかかっていたと申されました。この場所でも、平成21年3月にはされていますが、もう3月で工事が終わっていますので、これは20年度のことであるというふうに把握はしますので、かかってはないと思います。それについて、どのように把握されたのかどうかですけれども、まあとにかく、今の答弁ですと、21年度の事務検査をするということを、この間、設置目的にされたわけですが、20年度もしたということについては委員会では何の異論もなかったというふうに受け取りますので、理解させていただきました。これは答弁はいいですが、私はそのように今の答弁で理解をさせていただきました。

もう1つお聞きしたいことがあります。21年度の検査の中で、結局、何で気づいて問題ないとか、何とか、そういう全容が明らかになつていませんので、結局は法律に違反するような事実が21年度の書類を検査した中であったのかどうか、これは大事なことですので、答弁をいただきたいと思います。20年度のPR看板は違法行為であるということはわかっています。これは20年度のことですので、21年度について答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長(辰己 保君)暫時休憩とします。

休憩午前10時55分

再開午前11時12分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。13番、竹中秀夫君。

○検査特別委員長(竹中秀夫君)13番、竹中です。先ほどの瀧議員の質疑でございますけれども、大まかにまとめさせていただきましたので、その点を答弁をさせていただきます。

報告書の中で、判明したというような質疑ではなかったかなと、報告という文書があるとの質問であったと、こういうように認識しております。報告書の中で報告をしていることは、検査特別委員会での聞き取りで判明したということございます。

また、もう1点を要約させていただきますと、法律に違反したものがあったのかというような質問であったかと、こういうように思っております。法律に違反であったか、なかったかの件は、議員が決め付けるものではなく、司法判断していくということでございますので、その点も合わせて答弁とさせていただきます。おおまか、この2点ではなかったかなと、こういうふうに思っております。以上です。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。3回目の質問で、もうこれで最後となりますので、私の考え方などをちょっと述べさせていただきまして質疑とさせていただきます。

この検査特別委員会の報告は、先ほども言いましたけれども、その大部分がPR看板、自治会・むち自慢表示板の内容となっています。その内容は、先ほどもこれも言いました、6月議会の会期中に総務常任委員会の中で、議員全員参加のもとに説明を受けた、その内容を改めて書かれているものが多く、検査特別委員会を行う中で、新たに発覚したものではない内容が多くあります。

したがって、このような内容を検査特別委員会の報告としては、このような内容を載せることは必要ないと私は思います。

そして、平成21年度の随意契約と特定しているのに、20年度のPR看板について事細かにページ数をとって報告していますが、それに検査特別委員会の設置理由から外れていると思います。PR看板の問題がきっかけとなつたことを触れるのなら、もっと少ないスペースでいいと思われます。777件が実数705件になったと言われましたが、その705件についての事務検査の報告でなければならないと思います。その705件の何件について問題がなかったのか、何件について問題があったとしたら、何件について問題があったとし、どういう問題があったか。そういうことを明確に記述されるのが報告書だと思いますが、それは記述されません。

本当に6月議会の決議の理由である随意契約で、平成21年度の執行の777件についての書類を検査する必要があるというふうに決議されています。そして、この委員会を設置されていますので、その全容について報告されるべきであると私は考えましたが、委員会の方では、この報告について、協議されるとき、全協でも言われてきましたが、再度お聞きしますが、この報告について、どのように委員会の方で協議されたのか、このような問題点の指摘はなかったのかどうかについて、答弁を求めておきます。

○議長(辰己 保君)13番、竹中秀夫君。

○検査特別委員長(竹中秀夫君)13番、竹中。今ほどの検査特別委員会の委員として、指摘をする面等々の中で、どういうような判断の中で協議されたのかというようなことが1点ございました。

この点につきましては、冒頭から6月議会の時から、こちらからも冒頭でも申し上げておりますように、こちらが検査をする中で、こちらからわからない面でも、担当課の方からこういうことです、ああいうことですというようなことを、諸々を絶えずして出していただいていると。わからないことでも出していただいている。これは私は誠の心を持って、担当職員は検査委員会の委員に対して素直な気持ちを持って応え、答弁をしてきたのではなかろうかと、聞き取り答弁ではなかったかなと、私は認識をいたしております。

そういうような中で、決してこちらから、報告書の中でも、それに関係のない諸々も入っているのではないかなど、こういうような指摘でございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、1つのものには、前後がなければ、核心にふれていけないと、その前後を先ほど申し上げますように、担当職員ならびに関係する職員が、素直な気持ちで答えていただいたと、それによって、この報告書を作成いたしました。

また、この全般的に申し上げますと、この報告書につきましても、先ほど全協の方でも申し上げましたように、これについても、副町長以下、執行部の方々もご出席をしていただいた中で、最終的なまとめの中で、いろいろな聞き取りをさせていただきました。削除する面は削除もさせていただき、理解をしていただいた中で、このような報告書を作成をしたということでございます。

また、昨日は議長に出席を要請し、議会運営委員会を持たせていただいた中でも、またその前の議員の皆さん方との協議の中でも、議長にもその点の指摘も受けながら、そういうような中身を精査しながら、こういう報告書をまとめたと。

今ほど、議員が言われるように、いろいろな私どもが委員そのものが、わからない点もわかつてきたというような、全般な面も含めての報告書に理解をしていただきたいと、こういうように思っておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑はありませんか。10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄です。この報告書を理事者側が、今聞かれました。この部分について、議事者側あるいは関係職員にお尋ねしたいと思います。まず、2-3のところに…。

○議長(辰己 保君)暫時休憩とします。

休憩午前11時21分

再開午前11時22分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)これで、報告第8号を終わります。

○議長(辰己 保君)日程第3一般質問を行います。順次、発言を許します。

◇瀧すみ江君

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

(8番瀧すみ江君登壇)

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。一般質問を行います。

まずははじめに、子どもの医療費無料化について質問します。

愛荘町では、県の制度に上乗せして就学前の子どもには医療費完全無料化、小学生・中学生には入院医療費の一部助成を行っています。小学生・中学生の入院医療費助成は、平成22年度決算で11件40万9,521円となっています。また就学前の医療費は平成22年度決算で4,236万7,068円です。今子育て支援が叫ばれている中で、また暮らしが厳しくなっている状況の中で、子どもの医療費完全無料化を拡大することが必要です。私は義務教育終了、つまり中学校卒業まで医療費完全無料化をされるのが理想的であると考えます。

お隣りの豊郷町では、小学校卒業までの医療費完全無料化が行われており、保護者に喜ばれているとのことです。小学校が2校ある豊郷町で年間900万円の予算が組まれているということなので、小学校4校の愛荘町では2,000万円くらいの経費で、小学生の医療費完全無料化ができ、それに1,000万円を加えて3,000万円あれば、中学校卒業までの医療費完全無料化ができるものと考えます。中学校卒業までの医療費完全無料化を求めるとともに、来年度予算に向けて子どもの医療費助成の拡大予定があるのかどうかについて答弁をお願いします。

次に、子育て支援センターについて質問します。

子育て支援センターあいっ子は、2009年10月にオープンしてから2年超が経過しました。ひとりぼっちで子育てに悩むお母さんをなくすために多くの取り組みをされ、その結果、今年1月の時点で登録者680名という多くの方に利用され、親しまれています。私もスタッフの努力を評価しているところです。

先日、子育て支援センターについて、愛知川地域の若いお母さんから「愛荘町は子育て支援センターがあり、子育てに力を入れてくれてありがたいと思っていますが、正直言って愛知川の地域からは行きにくいものがあります。子育て支援センターのいろいろな取り組みを愛知川地域でも行ってほしい」という声を直接お聞きしました。もちろん、登録者の中で愛知川地域の方も多いと思いますし、子育て支援センターに多くの愛知川地域の方も訪れていると思います。ですから、愛知川地域の登録者の方がすべて子育て支援センターに行きにくいということではなく、愛知川地域の多くの方々も喜んで通っておられるものと考えます。

また、愛の郷でも、子育て支援の取り組みをしているし、子育て支援センターでも、時々愛知川地域を会場に取り組みを行っているのは私も把握しているところです。しかし、ひとりまっちで子育てに悩むお母さんをなくすという目的から考えると、子育て支援センターのみで行っている行事に参加したくても、自動車がなければ通えない、友だちがなければ一緒に乗せてもらうこともできないというケースもあるのではないかでしょうか。家に自動車が1台あってもご主人が仕事に乗って行けば、奥さんが昼間に移動する手段は自転車か徒歩になります。ひとりまっちで子育てに悩むお母さんをなくすためには、参加しやすい条件づくりは重要だと考えます。

子育て支援センターのオープン当初において、軌道に乗るまでは、これまでのようなやり方で行ってきたことは理解しますが、開所3年目となり、多くの成果をあげてきたので、今後はさらに機会均等により、多くの方に利用していただくために、子育て支援センターのみで行っている取り組みを、愛知川地域の会場でも行うような事業拡大を検討していくことを求めますが、答弁をお願いします。

次に、住宅リフォーム助成制度について質問します。

これについては、過去何回か一般質問や議案審議で取り上げさせていただいています。住宅リフォーム助成制度は、愛荘町でもすでに試され済みで、地域経済の活性化の効果が大きいと評価され、全国に広がっています。住宅リフォーム助成制度の実施自治体は、全国では昨年10月で175だったのが、今年4月で330と倍増しています。滋賀県でも大津市、甲賀市、近江八幡市、彦根市、日野町、豊郷町、多賀町、甲良町で実施中です。彦愛犬の圏域の中で現在実施していないのは愛荘町だけですので、愛荘町でも住宅リフォーム助成制度を来年度から実施することを求めますが、答弁をお願いします。

次に、損害賠償請求行為請求事件について質問します。これについては、9月議会でも質問したところです。理事の答弁の中で賠償金の請求総額に満たなかったことにより、6月24日付で、大津地方裁判所彦根支部に損害賠償の支払いを求める訴訟の提起をし、今後、個々の損害賠償負担額について協議される旨の内容がありました。今日の時点で判明している裁判の内容があれば答弁をお願いします。

最後に、愛荘町高齢者保健福祉計画および第5期介護保険事業計画について2点ほど質問します。

今、策定委員会で協議中ですが、まとめの時期に入っているものと把握しています。1点目は高齢者外出支援助成事業また高齢者通院支援助成事業についてです。両事業においては、タクシー運賃助成とバス・鉄道運賃助成がありますが、両事業ともタクシー運賃助成が大部分となっています。タクシーは門口まで来てくれる所以移動が大変な高齢者の方がタクシー助成を受けて大変喜んでおられます。続けてほしい施策の一つです。

ところが、高齢者保健福祉計画が来年度から改定されるのに合わせて、助成内容の検討がされるとのことをお聞きしています。高齢者外出支援助成事業また高齢者通院支援助成事業は、高齢者の移動を支援する大切な事業であることは間違いないので、検討にあたってはサービスの内容を低下させないことを求めますが、答弁をお願いします。

2点目に、計画策定の状況についてです。9月議会でも取り上げましたが、来年度から国の制度改定で新たに介護予防・日常生活支援総合事業が導入され、来年度からの介護保険料の全国平均基準額は5,000円を超える大幅な上昇が見込まれるため、高齢者に十分な福祉が提供できるよう、委員会ではより綿密な計画策定が必要にならうかと考えます。そこで、来年度から3年間の計画を実行するにあたっての方針は何かについて答弁をお願いします。

また、策定委員会の協議の中で介護予防・日常生活支援総合事業、また介護保険料について、現時点で公表できるような決定事項あれば、その内容についても答弁をお願いしまして、終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)瀧議員のご質問のうち、1点目の子どもの医療費無料化についてお答えいたします。

現在、愛荘町における乳幼児福祉医療制度は、未就学児におきまして完全無料化を実施しており、小中学生におきましては、入院時における医療費を助成いたしているところであります。昨今の厳しい財政事情の中、現時点では現行の町単独補助制度を継続維持していくことが大事だと考えております。しかしながら、近年子どもを持つ家計は収入が増えない中で、子育て経費や公的出費は増大し、生活にしわ寄せが来ているものと実感をいたしております。こうした中、県下の市町の対応状況は、当町が先がけて実施した小中学生の入院費助成は今や当たり前のような状況であります。未就学児に実施しているのと同様、入院費のみならず、医療費助成について小学生まで拡大する自治体が徐々に増えている状況であります。

今後、財政状況や近隣市町の状況を勘案しながら、来年度実施は困難としても、できるだけ早期に対応できるよう検討をしてまいりたいと考えております。

○議長(辰己 保君)宇野副町長。

(副町長宇野一雄君登壇)

○副町長(宇野一雄君)3点目の住宅リフォーム助成制度についてのご質問にお答えをいたします。

平成21年度に実施いたしました愛荘町緊急経済対策住宅リフォーム促進事業につきましては、厳しい経済情勢の中にあって、地域経済の活性化および雇用の安定化に寄与するため、緊急的な経済対策の一環として、国の緊急経済対策に係る交付金を活用し、実施したものでございまして、補助対象事業費の総額からいたしましても、経済波及効果はあったものと思っております。

現在の経済状況につきましては、欧州の政府、債務危機などで金融機関の経営が悪化した影響に加えまして、タイの洪水の影響や深刻な円高、デフレの影響等を受け、厳しい状況にあります。

また、雇用情勢につきましても、依然厳しい状況が続いておりまして、滋賀県の景気判断では足踏み状態で3ヵ月程度の見通しでは悪化すると見られるとされており、住民生活や中小業者を取り巻く経済状況は厳しく、本町におきましても不況の影響は及んでいるものと思われます。

このような現在の経済状況に鑑み、地域経済の活性化や雇用の安定化を図るといった観点からも、住宅リフォーム促進事業の事業化は、他の市町の実施状況を参考にしながら実施の方向で検討したいと考えております。

実施をするにあたりましても、平成21年度に実施いたしましたように、すべての住宅リフォームを対象とするのではなく、他の愛荘町補助事業と重複しないよう留意しつつ、補助対象事業を限定し、例えば、耐震改修工事、節電対策工事、環境対応工事等等を補助対象とするなど、今後、平成24年度予算の編成過程で補助事業等の細部を検討してまいります。

○議長(辰己 保君)理事。

(理事細江新市君登壇)

○理事(細江新市君)それでは、4番目の損害賠償請求行為請求事件の経緯につきまして、ご答弁させていただきます。

ただいまご質問にもございましたように、6月24日付で、大津地方裁判所彦根支部に損害賠償の支払いを求める訴訟の提起をさせていただいたところでございます。

その後の経緯でございますが、第1回口頭弁論が8月26日、第2回が9月30日、また第3回が11月18日に開催されました。被告側につきましては、それぞれ和解の方向を希望されておりまして、町側の和解条件といましましては、1つに元金および遅延損害金については判決のとおりで一切免除はしない。2つ目が全員の和解。3つ目が公

平な負担部分に応じた一括支払いを条件とすることを、この和解の条件として申し入れをいたしております。現在、被告側におきまして、個々の負担額について協議中でございます。次回第4回目の12月27日も調整されることになってございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)住民福祉主監。

(住民福祉主監杉本幸雄君登壇)

○住民福祉主監(杉本幸雄君)最後のご質問の1点目、高齢者保険福祉計画策定中の高齢者外出支援助成事業と高齢者通院支援助成事業についてですが、まず、高齢者外出支援助成事業は、自ら自動車の運転ができない高齢者が生活行動範囲の拡大をすることに対して、交通費の一部助成を行うことで、積極的な社会参加を促進し、生きがいを持てる安心した生活を確保することを目的とし、年間最大7,200円を助成しております。

次に、高齢者通院助成事業は、自ら自動車の運転ができない高齢者が、慢性的な病気で定期的に医療機関へ通院するために必要な交通費の一部を助成することで、安心して生活できる環境を確保することを目的とし、年間最大1万4,400円を助成いたしております。

計画策定委員会では、助成対象者の範囲や課税状況などに着目した運用方法や愛のりタクシーの利用促進についてのご意見をいただきております。一方、若年者および一般高齢者アンケート結果では、65歳以上の方で外出に困っている方は約11%、愛のりタクシーの充実を求める声は53.4%、タクシー乗車の充実を求める声は27.9%でございます。

これらのアンケート結果や計画策定委員会の意見を踏まえて、総合的に考察いたしますと、社会参加の促進を目的とした高齢者外出支援事業については、愛のりタクシーの利用促進を強化し、事業の転換の方向で審議いただいております。また、通院の必要な方が対象となる高齢者通院支援助成事業は、病気や怪我により、愛のりタクシーだけでは通院の移動支援を補うことが困難であると考えられることから、事業の継続と助成対象者や助成額の拡充などの方針について審議いただいております。なお、定期的な通院をしていただくことで、疾病の重度化を防ぎ、介護予防につなげ、高齢者が安心して生活できる環境づくりを目指していきたいと考えます。

次に、2点目のご質問の第5期介護保険事業計画策定状況について、お答えいたします。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築が必要とされている中で、現在第5期計画の策定をお願いいたしているところでございます。

まず、ご質問の来年度から3年間の計画を実行するにあたっての方針は何かについてでございますが、アンケート結果や専門的見地からのご意見などにより、従前までの総合課題として、健康維持と介護予防を強化する、一人ひとりに目が行き届く包括的な支援システムを構築する、住み慣れた地域で暮らせる環境を整えるの3つに集約し、基本理念を第3期・第4期事業計画に引き続き、「安心・生きがい・幸せあふれ、ホッとするまち愛荘町」としました。

また、基本方針としては、1、健康維持と介護予防の充実、2、介護と医療の連携強化、3、介護サービスの充実と適切な利用の促進、4、多様な生活支援サービスの提供、5、安心できる住環境の確保の5つの基本方針により、地域包括ケアシステムを着実に実行し、支援者の目が住民一人ひとりに確実に行き届くきめ細やかなケアシステムの実現を目指すこととしております。以上の基本方針を基に審議を進めている状況でございます。

次のご質問の介護予防・日常生活支援総合事業また介護保険料について、現時点で公表できるような決定事項があれば、その内容をについてでございますが、すべて審議中でございまして、その計画について申し上げ答弁とさせていただきます。

まず、介護予防・日常生活支援総合事業についてですが、9月30日に厚生労働省が基本事項を示されましたが、

内に於ける介護予防事業の実施が見込まれるために財源的な保障はされない状況でございます。また、現在実施している介護予防事業を移行できるものではなく、事業者の指定や利用者の利用料等を決定していく必要があり、何よりも利用者本人の意向を尊重しながら実施しなくてはなりません。全国についても同様の状況であるとのことでございます。

本町としましては、厚生労働省が地域支援事業の3%枠以上を検討されていることや、多様な社会資源の活用を図るために、その整備等を行う必要があるために、平成24年度当初からの介護予防・日常生活支援総合事業については、困難であると考えております。今後、この状況等を踏まえて、策定委員会において方向性を審議いただく予定をしております。

次いで、介護保険料についてですが、介護保険料区分を負担能力に応じて賦課する多段階設定の導入を含めた4案を提案申し上げたところです。現行の第4期事業計画期間中の介護保険料につきましては、基準月額を3,400円といったしておりますが、基金の取り崩しを行っておりまして、本来の3,930円であるべき介護保険料を530円軽減しているところでございます。厚生労働省において、第5期計画期間中の介護保険料の試算を取りまとめられた結果は、全国平均で5,200円程度であるとのことでございまして、第4期事業計画期間の全国平均介護保険料4,160円と比較して、約1,000円程度増加が見込まれている状況です。

現在、厚生労働省から示されている内容には未確定な内容もございますが、次回、策定委員会において、介護保険料の多段階設定の導入を含めた方向性を審議いただき、早い段階で介護保険料基準月額を決定し、皆さま方に十分ご理解いただくよう対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長(辰己 保君)子ども支援課長。

(子ども支援課長川村節子君登壇)

○子ども支援課長(川村節子君)2点目の愛知川地域での子育て支援センターの事業拡大についてのご質問にお答えします。

平成21年に開設した子育て支援センターあいっ子は、地域子育て支援拠点事業として、児童福祉法に基づく子育て支援事業、社会福祉法における第2種社会福祉事業として、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育ち・子育て支援に関する講習の開催を基本事業として実施し、多くの子育て家庭にご利用いただいているところでございます。

議員ご指摘のように、愛知川地域での子育て支援の充実を図るため、愛荘町次世代育成支援行動計画(後期計画)に位置づけ、平成23年4月から地域子育て支援拠点事業(ひろば型)を、町社会福祉協議会に委託し、福祉総合センター愛の郷で、月曜日・水曜日・木曜日の午前9時から午後3時まで、親も子も孤立しないように見守ることをモットーに専門スタッフとボランティアが子育て家庭を応援しています。

町社会福祉協議会は、従前から子育てボランティアの協力を得て、わんぱくサロン等の子育て支援事業を開催されておりますが、今年度からは前段申し上げました児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点事業として事業拡大いたしており、4月から11月末までに、延べ5,282人と多くの方にご利用をいただいております。

子育て支援センターでは、今後も各事業の充実を図るとともに、出張ひろば等、身近な地域で親子が集まる場の提供を図っていきたいと考えております。また、愛の郷のわんぱく広場との連携を図りまして、子ども同士、親同士、さらには地域のさまざまな人たちと子育て家庭をつなぐ架け橋の役割を担っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江です。再質問をさせていただきます。今回、すべては再質問はいたしませんが、

2点ほど、2項目をさせていただきます。

まず、子どもの医療費無料化について再質問します。ただいま、ほかの項目の中での答弁の中でも、子育て支援センター事業推進の取り組み、また住宅リフォーム助成制度について、前向きな答弁をいただきました。そのことから言えることは、財源の問題ではなく、町民が暮らしやすい町政をつくるというやる気があるかどうかということになろうかと思います。

愛荘町では、平成22年度末で約11億4,500万円の財政調整基金の積立があり、今年度約4,100万円の取り崩し予定があったわけですが、今議会要請議案の一般会計補正予算の中で1億円の繰り戻しをしています。このことから言えば、中学校卒業までの医療費完全無料化も、その基金の一部を使えばできることであり、やる気があればできるということを訴えておきます。

答弁の中でも、かなり前向きに答えてはいただいているわけですが、財政事情のことも言われていました。けれども、やはり、やる気があるかどうかということが問題になろうかと思います。先ほども、町長答弁の中で繰々述べられていましたが、合併直後の議会で、私が就学前の医療費完全無料化について一般質問を行いましたが、今は滋賀県のすべての市町で、それが実施され、就学前の医療費完全無料化は当たり前になっています。

そして、本町では平成19年度に小学生の入院時における医療費の助成実施、平成20年度に中学生にも拡大しました。先ほどと同じことには、答弁と同じことにはなるのですけれども、本当にその当時は進んだ取り組みでしたが、現在に至っては、周りの市町の方がより進んだ子育て支援をされているので、一気に義務教育終了までの医療費完全無料化といいかなくとも、前向きに取り組みを進めていく必要があると考えます。

その考え方としては、人口減少傾向にある自治体では、少子化に歯止めをかけることもありますですが、我が町のように人口増加傾向にあり、子どもを生み育てる若い世代が増えている町であれば、子育てをするなら愛荘町でと言われるような取り組みをして、もっとたくさんの若者に住んでいただくという考え方もあります。パソコンで、インターネットを見ると、不動産の案内に、この町の子育て施策はどうなっているか、子どもの医療費助成はどうなっていると案内されています。若い人が住むところを選ぶ場合の条件にもなっていることがわかります。

先ほどの質問では、豊郷町が小学校卒業までの医療費完全無料化を行っていることを申し上げましたが、多賀町も小学校卒業までの医療費完全無料化を行っています。近隣の自治体が進んだ取り組みを行っています。中学校卒業までの医療費の完全無料化を行っている自治体はたくさんあって、草津市、野洲市、甲賀市、長浜市、湖南市、米原市、日野町、竜王町の8自治体です。

愛荘町と同じように小中学生の入院一日当り1,000円で月額1万4,000円限度という自治体は、東近江市と甲良町です。県下19市町ある中で、先進自治体順に言えば、愛荘町は11番目、12番目、13番目…愛荘町、東近江市、甲良町とこういう同じ取り組みですので11番目から13番目ということになり、町単位では6町のうち、愛荘町と甲良町が一番遅れているわけです。小中学生の入院費助成費用は、平成22年度ではわずか40万9,521円です。小中学生の入院費用を完全無料化にしても大きな負担は生まれません。この辺で一歩進んで小中学生の入院費用の完全無料化を来年度から実施することを求めておきます。町長の答弁をお願いしたいと思います。

次に、愛荘町高齢者保健福祉計画および第5期介護保険事業計画について質問します。

先ほど、高齢者外出支援助成事業の見直しということで言われました。入院の場合の外出支援は充実されるようのですけれども、外出する社会参加などの外出支援の方は愛のリタクシーのご利用を促進していくということで、そちらに置き換えるような答弁がありました。愛のリタクシーに置き換えるとなると、サービスとしてはどのようなサービスを考えているのか。考えているのであれば内容について答弁をお願いしたいと思います。結局、心れいタクシーというのは彦愛犬の園内ですので、例えば、能登川とか、東近江市の方、そちらに行きたい場合は使えないわけです。そして、バスや鉄道利用の場合の補助もありますので、このような時は使うことはできません。鉄道など東

近江方面でしたら行きませんので、バスでもそうです。そういうことの面で、サービスが充実するようにならざるを得ないということが私には思いませんので、それについて見解をお願いしたいとも思います。

先ほど、介護保険、24年度からの介護保険の事業、高齢者福祉計画もそうですが、そういうことについての方針について答弁をいただいたわけです。そういう点で、私も厚労省のホームページを見てみたら、地域包括ケアを念頭においた第5期介護保険事業計画ということが示されていました。厚労省は5つの視点による取り組みが包括的、継続的に行われる事が必須と示しています。5つの視点の中には24時間対応の在宅医療、24時間対応の在宅サービス強化などの実施があります。

第5期と言わると来年度からなのですが、必須と書いているので必ずしなければいけないというふうな、文字からも捉えられるのですが、どう考えても愛荘町で24年度からということは難しいと思います。そういう点で、今後、国との関係で、こういう必須と言わっているものを、どのように町として捉えられているのかということです。その点で、何と言うのか、幅があるのか、必ずしなければならないのか、それとも、やはり、その町の現状況に応じてということになるのか。必須となっていたので、疑問を抱いたわけですので、町の状況も説明いただきながら、どのような計画を立てていかれるのか、今の時点でわかっていたら答弁をお願いします。

3点目ですが、介護予防・日常生活支援総合事業について答弁をいただきました。これは9月議会でも答弁をいただきましたが、実施の方向で取り組みないと、9月議会では言われていました。今、答弁いただきますと、やはり国との状況で24年度からは難しいであろうというふうに捉えましたのですが、それでしたら、実施の方向で取り組むのだけれども、24年度から難しいのか、それとも計画の中には、そのように入っているけれども、24年度からは難しいのであるのか、それともまったくもうそれは取り組まないのか。その3つの点について答弁をいただきたいと思います。では、これで終わります。

○議長(辰己 保君)それでは、瀧すみ江議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩とします。再開は1時とさせていただきます。よろしくお願いします。

休憩午後12時00分

再開午後1時00分

○議長(辰己 保君)それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。瀧すみ江議員の答弁からお願ひいたします。町長。

○町長(村西俊雄君)医療費の子どもの医療費の無料化についての再質問にお答えをさせていただきます。

この状況については、常に关心を持って今見ているところでございまして、先ほども申し上げましたように、入院にかかる医療費の無料化については中学生まで、一部負担いただいていますけれども実現をしております。今後の課題として、未就学児、要するに小学校に行くまでの子どもたちは普通の医療費を無料化していますが、それを義務教育まで広げていくかどうかといった課題であろうかと思っていますが、先ほども申し上げましたように、除々に近隣の市町も含めて、小学生・中学生まで医療費の無料化を拡大していく傾向にはあります。

そういう傾向はあるのですけれども、厚生労働省等については、こういう特別措置については、まあまああまり奨励をしているわけではなく、むしろ抑制するような言い方をしているところありますけれども、昨日も国保の会議に行ってまして、ある市長さんともこういう課題について話していましたら、確かに、若い層の所得が上がらない中で、子育ての医療がかかってくる、一方で、それは子ども手当というのが、これは新しくできていますが、これはご承知の通りですけれども、こういったもので力バーがなされてきているという見方もあるのです。それをこれに充当してくださいというわけでもないのですけれども、一方で、そういう施策も我が国としてはとっている。

そういう中ではあるのですが、これ試算は、私どもも小中学生までやった場合、どのくらい負担額が増えるかという試算になります。やっぱり年間300万円は超えそうだとうと、近隣の牛津の市町を見て、一気に小学校6年

今までやっているところばかりではなくて、小学校のとあります。1・2・3年生ぐらいから始めようかなというところもあるように承っていまして、このことについては十分関心を持って前向きに検討をしていく必要があるという認識を持っております。

○議長(辰己 保君)福祉課長。

○福祉課長(野々村たつ江君)それでは、瀧議員の2点目のご質問についてお答えをいたします。

まず、1点目の外出支援事業の高齢者の外出支援事業の充実について、どのようなサービスを考えているのかということについてでございますが、まず先ほど答弁で述べましたように、大きな意味での介護予防の観点から、タクシーの停留所まで歩いていただきまして、愛のリタクシーのご利用をしていただく、その促進をしていきたいと考えております。ですので、促進をさらに進めしていくということを考えておりますし、アンケートでも高いリーセントをいただいておりますので、先ほど言いましたように、介護タクシーの転換だけを考えております。

次に、2点目の24時間の定期巡回等の対応について、国では必須となっているが、どうかというご質問だったと思います。まず、7月11日付の国の基本指針では、24時間の定期巡回等の対応については、重点事項として、計画の中に位置づける方向性を示されておられます。

それと必須ということについてですが、医療の連携強化、それから介護サービスの充実強化、それから予防の推進、それから見守り・配食・買物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など、それと高齢時になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備等、この5つの視点で取り組みが包括的あるいは継続的に行われることが必須というふうに、国の方ではその方向性を示しておりますので、5つの観点を総合的に考えていかなくてはならないと思いますので、町の策定委員会での考えていただいている方針の中には、これらのことを見越させていただいているとあります。

それと、現在、町内の事業所におきまして、24時間の定期的な巡回の対応につきまして、モデル事業としてお取り組みをいただいているところです。その検証結果を踏まえて、事業として実施できるかどうか、今後検討をしていきたいと考えております。いずれにいたしましても、需用と供給のバランスも考えなければならないと思っております。

次に、3点目の介護予防・日常生活支援総合事業を取り入れるかどうかということでございましたが、県下の状況といたしましては、今のところ、見あわせるという市町が多く、唯一甲賀市は、現在のところ検討をしていくというような状況でございます。また、全国的にも実施する市町村は1割にも満たっていない状況でございまして、これらのことを見てまえまして、先ほど答弁でお答えをいたしましたように、平成24年度の当初からは困難であると考えまして、全国・県下の状況を見極め検討したいと考えます。以上です。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江、再々質問を行います。

まず、子どもの医療費無料化について答弁いただいたわけですけれども、ちょっと大まかな答弁で、あまり考えはっきりとは示されなかったと思うのですけれども、結局、国がどうしても、それをしていかないので、それが進まないので、各町でやはり子どもの健康を守るために、この医療費の助成というのはしているわけです。

そういう中で、最初の答弁で「検討していく」と言われましたが、第一歩に検討していくとなったら、先ほど再質問でも言いましたように、結局周りの市町を見ていますが、小中学生の入院費完全無料化、まあ就学前までは全部が完全無料化になっていますので、中学生のことだけ言えば入院費の完全無料化というのが、半分以上多くなっております。そういうなかで、結局、入院費助成も愛荘町で取り入れられたときは進んだ状態だったのが、結局、取り組みとしては水準が遅れた状態になっているということなのです。

それで、先ほど言わせていただきましたように、6町の中では甲良町と愛荘町だけが町民に負担をいただいていると、完全無料ではないということです。甲良町の場合は、この間一部助成をされたところですので、この間一步進ん

だということで、愛荘町と同じレベルにいるというよりは、そういう努力をこの間されたということなので、それはそれでいいと思うのですけれども、ほかの町のことをどうこう言うつもりはないので、でも愛荘町はもう19年度ぐらいにされているわけなので、もうこれで3、4年ですか、19年度、20年度に中学生までされているわけですので、3年ほどが経過しているわけとして、その間にどんどん周りの町が追いついていると、追い越しているという状況ですので、やはり検討されると言われるのであれば、第一歩、この点から検討していただきたいということで思っております。

それで、そのことを小中学生の入院費の完全無料化を求めた、来年度からしてほしいということで求めたわけですけれども、答弁もいただいていませんで、具体的に答弁を求めたいと思います。

そういうなかで、本当に子どもをどれだけ大切に、健康を考えて、町が進めているかということで、滋賀県の場合は本当に各町、各市町がそういうようにされていますので、愛荘町もやはり進んでいただきたいという思いで質問いたしましたので、答弁をお願いしたいと思います。

そして、あと最後の方の外出支援事業のことについて再々質問をしたいと思います。それで、私が聞いたのは、結局、愛のりタクシーだと範囲も狭まるし、いろいろそこまで行かなければならないとか、いろいろあるわけです。介護予防の観点からも促進をと言われましたけれども、やはりサービスとして、同じ水準のサービスを提供できるのだろうかというところで疑問があるわけで、そこら辺を再質問で聞いております。

けれども、ちょっと答弁がありませんでしたので、その辺のことをお聞きしたいのと、それでしたら、愛乗リタクシーを促進していくのですが、今まででしたら、外出支援でしたら、最大7,200円というそういう補助が、タクシー券の補助なり、鉄道、バスの方の補助なりがあったわけですけれども、この場合はどうして行かれるのかということについて、検討中かもわかりませんけれども、その点について、方向性をどうされて、どう考えられているのかについて、答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)瀧議員さんの再質問の中では、今実施しています入院の一部負担のあり方について、今強く主張されたと思いますが、このことについても、一辺各市町の動向をしっかりと見極めていきたいし、それと小学校低学年的一般の医療費の方の無料化をどうやっているのか、どちらを優先するのか、両方ともやるのが一番いいとは思いますけれども、その辺は今後保護者負担を考えながら検討していかないと、というふうに思います。

○議長(辰己 保君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君)ただいまの2点目のご質問でございますが、外出支援の助成事業の件ですが、従来、合併して以来、外出支援・通院支援助成事業、ともに助成をしてまいりました。合併の時に両町にあるものの有利な方を順次とってきたというようなことで、その見直しを当然進めていかないと、財政的にも持たないというようなことで、その議論をずっと進めてきたわけでございますし、介護保険の策定委員会の中でも話題にも当然なっておりました。

そのような中で、通院支援助成事業の方を充実して、そして、外出支援の方については、後退をするという見方もございますが、玄関口まで迎えに来ていただくというようなことが果たして介護予防につながるのかどうかというような面もございますし、それと、先ほど申し上げましたように、いつまでも有利な補助金ばかりでやっていくについては、もう財政的な問題もあるというようなことから、介護保険策定委員会の中でも意見をいただく中で、外出支援助成事業については、現在あります愛のりタクシー、愛のりタクシーにつきましては料金についても減額もなされましたので、そちらの有効活用を図っていきたいというように今考えているところでございます。以上、よろしくお願いします。

○議長(辰己 保君)これで、8番、瀧すみ江君の一般質問は終わります。

◇本田秀樹君

○議長(辰己 保君)続いて、15番、本田秀樹君。

[15番本田秀樹君登壇]

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。一般質問を行います。

幼稚園のバスのチャイルドシートの設置および送迎についてお伺いいたします。

愛荘町は愛知川幼稚園は委託業務で幼児の送迎を行っております。秦荘幼稚園は町のバスを利用され、運転手についてはシルバー人材センターからの委託で業務を行っております。

チャイルドシートの法律が、平成12年4月1日の道路交通法によって、6歳未満の子どもを車に乗車させる場合に使用が義務付けられました。違反した場合、罰金を科されることはありませんが、行政処分の基礎点数が1点付加されます。チャイルドシートの着用が義務付けられた理由は、平成8年頃より幼児の交通事故死に占める乗車中の事故の死者数が歩行中の事故の死者数を抜いて、最多となつたからです。そして、その後も幼児の乗車中の事故死は増加し続けている状態であったために、チャイルドシートの設置が義務付けられたのであります。

また、今日まで、幼稚園送迎については、何度か事故などを起こしている状態であります。幸い、大きな事故ではなかったのですが、チャイルドシートの設置がされておれば、幼児の安全対策もできたのではないかと考えます。

そこで、次の点についてお伺いします。まず1点目に、平成12年4月1日の道路交通法の改正により、チャイルドシートの設置が義務付けされましたが、今日まで教育委員会は道路交通法の改正を知っていたのか。また、どのような安全対策を考えていたのか答弁を求めます。

2点目に、幼児送迎バスの運行規定についてお伺いをいたします。町が定めるバスの運行や委託に関する規定について、特に秦荘幼稚園では自動車の運行にかかる運転手の職務などであり、愛知川幼稚園では園児の利用に関することが示されていますが、双方の内容に整合性がありません。その中で、両幼稚園の送迎バスの方法は違いますが、何を根拠に委託をされているのかお伺いをいたします。また、その条件は何なのか答弁を求めます。

3点目ですが、送迎バスの園児の利用範囲についてお伺いをいたします。園児がバスを利用するには、町の規約などで規約をしなければならないと考えますが、現在はどのような規定があるのか答弁を求めます。現在、町条例を見ると、規則はありますが、愛知川幼稚園のバス使用規則に運行経路中で乗車を希望するものとなっていますが、秦荘幼稚園には何の規定もありません。

そこで、現在、両幼稚園の送迎バスを利用している集落について答弁を求めます。また、何を根拠として利用許可をしているのか答弁を求めます。

以上、3点について、教育長に理解のできる答弁を求めます。

次に、防犯ブザー愛ぼうくん設置および使用方法について、お伺いをいたします。3月議会で一般質問をさせていただきましたが、現在、どのような協議をされて、施策の進捗状況について確認をさせていただきたいと思います。

防犯ブザーは、小学校の通学路の安全対策を図るという目的で設置されたと聞きます。また、犯罪抑止のため、小学校全員の児童が携帯する防犯ベルで通学路での安全対策を高めるように図っているとのことです。防犯ブザーは集落内での効果について期待ができ、集落間の人気のないところでの安全対策には課題があるということで、愛ぼうくんの設置をされたと聞いております。

3月議会で答弁でわかるように、防犯ブザー愛ぼうくんの安全対策には必要だということがわかります。そこで次の項目について再度確認をしますので、答弁を求めます。まず1点目ですが、防犯ブザー、現在は50ヵ所のみの設置であり、増設について協議をしたのか。2、防犯ブザーの改良方法について協議をされたか。3、通報システムの改良について協議をされたのか。4、防犯ブザー設置をしているマップの作成について協議をされたのか。

以上、4点について、協議内容、経過、新年度予算への考え方を確認させていただきますので、理解のできる答弁を教育長に求めます。

次に、町道認定および普通交付税按分額について、お伺いをいたします。

同和問題の一日も早い解消を目指して、実態的差別解消のため、山川原小集落地区改良事業の残工事完遂に向けて取り組みを進めていると思います。平成19年度から、新たに山川原住環境整備推進委員会を中心として、町行政とともに残事業の完遂を目指しております。

現在、7-1号線道路改良について、関係者の協力を得ながら取り組みを進めています。古くから、この道路は、当字から県道を結ぶ重要な路線として、小中学校の通学路でした。当然、現在も町道であると思っておりましたが、いつのまにか町道ではなくなっていることが判明しました。昔から当字のメイン道路であったことから住宅が建ち並んでいたのであります。

道路拡長計画線上の土地建物買収にあたり、租税特別措置法が適用されないと、所有者の税負担に大きく影響ができるものと考えます。住民の不利益がないように、町道認定を廃止することは許せないはずであります。事業推進および税の公平性から、7-1号線の町道認定について、どのように考えているのか、理解のできる答弁を町長に求めます。

町の認定路線図を建設・下水道課で確認をさせていただきました。例えば、長野新町、亀原のように、開発地域内の道路すべてを町道認定しているところがあると思えば、同じような新興住宅地であっても、一部のみを町道認定してあったり、ほとんどがしていない地域もあります。愛荘町の中で、このような差があるのですが、今後の新興住宅の町道認定についての考え方、方針について町長に答弁を求めます。

普通交付税における基準財政需要額の経費の種類には、道路橋梁費があり、道路面積と道路延長が基礎数値となって算定されております。平成22年度の実績であります。道路面積については108万9,000平方メートルであり、普通交付税按分額は3,927万4,000円であります。秦荘地域ではまだ場整備を完了している地域が多くあり、農道も町道認定をされている農道が多くあります。道路延長では愛知川地域は、延べ約72キロメートル、秦荘地域は延べ約130キロメートルが町道認定になっております。普通交付税按分額は5,635万円の金額であります。道路延長と道路面積の普通交付税按分額を合わせると9,562万4,000円の金額となります。道路改良や維持補修を進める上で、大変貴重な財源であると考えます。財源確保のことを考えると、町道認定を積極的に進めることができると考えますが、町長に答弁を求めます。

これで一般質問を終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)本田議員のご質問のうち、町道認定についての考え方についてお答えを申し上げます。

山川原の7-1号線につきましては、ご指摘のとおり、住宅の建ち並ぶ住民の生活に直結した生活道路であり、調べて見ますと、以前は町道認定がされておりました。誠に申し訳ありませんが、いつの時点から町道でなくなったのか経緯が不明であります。この道路は現在でも町道としての要件を備えておりますので、早い機会に町道として再認定していきたいと考えております。

次に、新興住宅地の町道認定についての考え方であります。町道認定するための一般基準を内規で平成18年2月の合併時に定めております。ところが、近年の宅地開発によって、町内各所において住宅団地が造成されました。その結果、町道認定ができていないところがあり、早急に認定の見直しを行い、要件を満たす路線につきましては、できる限り、早い時期に町道認定を進めたいと考えております。

また、道路は普通交付税の基準財政重要額算定の重要な要素であり、大きな財源であります。的確に町道の道路面積、道路延長を把握し、交付税に反映させることは極めて重要なことであります。また半面、町道として認定いたしました場合、道路の維持修繕費が増加する可能性があります。この経費に対する負担は、町道として認定いたしました場合、道路の維持修繕費が増加する可能性があります。この経費に対する負担は、町道として認定いたしました場合、道路の維持修繕費が増加する可能性があります。

に算入されますと、毎年、普通交付税に反映されますので、今後、計画的に調査、検討し、町道としての認定基準や要件に合致した道路の認定を促進したいと考えております。

○議長(辰己 保君)教育長。

[教育長藤野智誠君登壇]

○教育長(藤野智誠君)本田議員のご質問の2点について、答弁をさせていただきます。

まず、幼稚園の送迎バスにかかる3点についてであります。まず1点目の道路交通法の改正と安全対策についてであります。法改正の内容は承知しておりますが、愛知川幼稚園の送迎については、平成5年度の2年制移行に伴い、一般旅客自動車運送事業用の貸切バスを、年間契約により、運行委託し、現在に至っております。また、秦荘幼稚園にあっては、幼児専用バス2台(39人乗りと12人乗り)の運転をシルバー人材センターに委託し、運行しております。

安全対策については、愛知川幼稚園は営業用バスで、秦荘幼稚園は町所有の幼児専用バスで運行しており、安全は確保できていると考えております。

次に、2点目の幼児送迎バスの運行規定であります。それぞれの園では、合併前からの規則や運行管理規定により運行しているもので、愛知川幼稚園は、「愛知川幼稚園通園バスの使用に関する規則」に則り運行しております。バスを使用できる園児は、町が定めた運行経路のバス通園を希望する者となっています。委託については、第7条に、この規則に定めるもののほか、バスの使用に関し必要な事項は教育委員会が別に定めるとあるのを根拠にしております。

また、秦荘幼稚園は、秦荘幼稚園公用自動車運行管理規程を根拠にバス送迎をしているものであり、運転は第3条で教育長が任命する者としております。全園児バス送迎を基本に第5条で園児の登園および退園時運行を詮っております。

また、園児の利用範囲であります。これも今の答弁どおりであります。統一はできません。このことから、新年度に向け、2園に4台の幼児専用バスを配し、専門業者に運行管理を委託する計画であります。統一した運行規則と合わせ、利用範囲等も盛り込んでいきたいと考えております。

なお、両園で送迎バスを利用している集落であります。現在、愛知川幼稚園では1キロメートル以内の地域を除く全集落、秦荘幼稚園にあっては全集落を送迎の対象としております。

続いて、ご質問ありました防犯ブザー愛ぼうくんについて、お答えをいたします。従来から、小学生には児童一人ひとりが個人所持する防犯ベルを配布し、通学路での安全を高めるよう対策を図っていました。しかし、防犯ベルは集落内での効果はあると考えられますが、集落間の人気のない所での安全には課題が残るため、集落間を中心に、平成20年度に50基設置したものであります。これにより、犯罪の抑止と子どもの安全を地域を守るという防犯意識の高揚を図り、地域とともに子どもたちの安全を確保することを目的としております。

さて、防犯ブザー愛ぼうくんの増設について協議をしたのか、とのご質問ですが、教育委員会内部では設置数を含め協議してまいりました。現在のところ、21年度からの利用実績等も鑑み、増設については考えておりませんが、今後も検討を続けていきたいと思っています。

2点目の防犯ブザー愛ぼうくんの改良方法と、3点目の通報システムの改良について協議をされたのか、という質問であります。先ほども申し上げましたように、教育委員会内部での検討は行っているものの、最終的には結論に至っていないのが現状であります。今後も検討は続けてまいりたいと存じております。

4点目の防犯ブザー愛ぼうくんを設置しているマップの作成についてであります。防犯ブザー愛ぼうくんの設置マップは、以前は町全域のマップでわかり難いとのご指摘を受けましたので、改めて4小学校区別に作成し、本年4月

中旬に各幼小中学校の園児・児童・生徒・保護者および各字の区長さまに配布させていただきました。

以上のことから、現時点では防犯ブザー愛ぼうくんの年1回の点検業務のみ予算化しておりますので、ご理解いただきますようにお願いいたします。以上です。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、再質問を行います。

まず、幼稚園バスのチャイルドシートについて、再質問を行います。

今ほどの答弁は、ある程度理解させていただきますが、そこで、以前に、学校教育課長からのチャイルドシートについての答弁が議事録にありましたので、報告をさせていただきます。「チャイルドシートの装着する運行条件等を示して入札し、運転の委託を行うのが安全面、経費面でいいのではないかと考えている」との答弁がありました。当時の学校教育課長は辻課長でありました。

このように、教育委員会ではチャイルドシートの設置については協議がなされていたのではないかでしょうか。ならば、現在、委託されている幼稚園バスの入札要項に、どのような条件をつけて入札をされていたのか。チャイルドシートの設置条件も示していると思いますので、答弁を求めます。

次に、道路交通法施行令第26条の3の2の第3項に免除されることが、第1項から第8項まであります。愛荘町の幼稚園バスはどれにあたるのか、答弁を求めます。「座席が幼稚園専用になっている幼稚園専用車の場合は、チャイルドシートを取り付けることができないので免除されますが、座席にシートベルトは装備されている車両を使用している場合には、チャイルドシートを取り付けることはできるので、使用義務は免除されないとありますが、現在の委託されているバスにはシートベルトの装備はなされていると思いますが、どのような理解をされて運行をされているのか。また、チャイルドシートに代わる安全対策について答弁を求めます。

次に、愛知川幼稚園バスの使用に関する規定の中で、第3条使用できる園児は次にあげると、該当するというところがあります。1. 愛知川幼稚園園児で、町が定めた運行経路のバス通園を希望する者、2. その他、教育長がバス通園を必要と認めた幼稚園児とあります。

今ほどの答弁の中でも、「秦荘幼稚園は教育長が認めたものだ」と、そして、「愛知川の方が規約があります」という答弁をいただきましたが、愛知川幼稚園には詳しく規定があります、先ほどもおっしゃったように。秦荘幼稚園に通園バスの使用に関する規定がありません。片方には「町立愛知川幼稚園バスの使用に関する規則」、秦荘幼稚園の方には「愛荘町立秦荘幼稚園公用自動車運行管理規程」しかありません。

今まで秦荘幼稚園の園児、先ほど全集落と、子どもが送迎に乗ってもいいというようなお話を聞いたと思うのですけれども、近い集落の子どもも乗車されていると聞いております。規定もなく、両方に総合性もなく、平等性もないと考えます。本当に規定や法令遵守に則った送迎をしていたのか、教えていただきたいと思いますので、答弁を求めます。

次に、ご存知だと思いますが、80条バスと言われている道路交通法、道路運送法ですね、あると思います。これの法令上の実現について答弁を求めます。

次に、包括許可制度というのもあると思いますが、その内容についても答弁を求めます。

道路運送法第21条、俗に21条バスと言われている文言があります。法令上の実現についても答弁を求めますので、理解のできる答弁を求めます。

次に、防犯ブザー愛ぼうくん設置および使用方法について、再質問を行います。

まず、1点目ですが、50ヶ所のみの設置について、再度お尋ねをいたします。今ほどの答弁では、もう増設は考えていないなどの部分だと思います。今後も検討していくのだと、また、ここで検討という言葉が出てきました。私は検討という言葉を聞くと前向きな考え方と理解いたします。是非ともお願いたいと思いますが、子どもたちの安全性のことを

考えると、私は絶対に増設が必要になるということを、再度訴えておきます。

教育委員会が町のホームページに不審者情報を載せております。これを見ますと、平成20年には5件、21年には6件、平成22年には10件、平成23年には3件の不審者情報が載っております。過去にこのような不審者情報を提供されているのであります。近年は、内容を見てみると、中学生が被害になっているように思います。愛ぼうくんの設置をされていないところで、不審者が出ているのがあります。小学校の通学路と中学校の通学路が同じ通学路であるのか、答弁を求めます。

また、中学校の通学路についても愛ぼうくんの設置が必要だと、このように不審者情報が中学生にも及んでいることから、中学生の通学路にも設置が必要だと考えますが、答弁を求めます。

次に、防犯ブザーの改良方法について、尋ねます。今まで、子どもたちの安全を守るために、自治会や地域のボランティアの方々に協力を得ながら、安全対策をされてきました。朝の学校の校門前では校長先生が立ち番をされ、子どもたちの安全を見守っております。自治会、地域のボランティア、学校側は通学路で子どもたちの安全対策に取り組みをされていますが、教育委員会は通学路の現場で立ち番をされているところを私は一度も確認したことがありません。現場の声をどのように反映されているのか。

また、教育委員会も子どもたちの安全性を考えるならば、住民の方々と一緒に交代で立ち番をされるのが安全だと思いますが、立ち番についての答弁を求めます。

次に、3点目ですが、通報システムの改良について、お尋ねいたします。まず、通報システムも結論に至っていないのだと、また今後もまた検討課題だという答弁をいただきました。先ほども検討、検討という言葉が出るのですが、本当にどこまで検討されているのか、私も理解できないのです。

最初の部分でも4点について、協議内容、経過はお聞きしましたが、新年度予算への考え方が、答弁はなかったと思います。新年度の予算に取り組むのか、取り組まないのか。言葉を濁さずによっきりとした答弁を求めたいと思います。

また、通報時のマニュアルですね、マニュアルは、今ほど4月の中旬に発送されるということでしたが、子どもたち、幼児にはマップの説明もできると思います。すれば理解すると思いますが、地域の自治会の方に、どのように周知を図っていくのか、以前は区長総代会でも説明をされたと、そして、今日まで地域の自治会を通じて周知を図っていくと聞きましたが、いまだに自治会に関しての説明が行われていない。やる気があれば、いつでもそのようなことができると思いますので、今後、自治会にどのような説明をしていくのか、理解のできる答弁を求めます。

最後に、町道認定および普通交付税按分額について、再質問を行います。

7-1号線の今ほどの答弁についても理解をいたしますが、7-1号線は、先ほども町長も答弁にありましたが、町道であったということも理解いたします。いつのまにか町道認定を外しましたが、何を根拠として外されたのか。また、住民に対し、説明がなかったが、なぜ説明をされなかったのか、理解のできる答弁を求めます。「道路管理者は、道路を廃止する場合においては、国土交通省令に定めるところにより、その旨を公表し、かつこれを表示した図面を道路管理者の事務所において一般に縦覧しなければならない」とあるが、そのような手続きをされて廃止されたのか、答弁を求めます。

次に、新興住宅の町道認定について、再度尋ねます。愛荘町は、ここ近年、開発が進んでおります。特に愛知川地域の開発は、凄まじいスピードで進んでおります。旧町の面積には違いがありますが、道路面積、道路延長にかなりの差があります。市町村道一級、二級、その他とありますが、愛荘町は車道幅3.5m未満が大半を占める、このように3.5m未満の道路認定をされているということから、今まで開発された新興住宅の理解をされていると思いますので、開発された場所、道路延長、道路面積について答弁を求めてます。

また、開発された道路については町に譲渡されていますが、道路の維持管理はどのように行っているのか、答弁を求めます。

最後になりますが、農道についても、お問い合わせしたいと思います。農道についても、道路管理台帳にて管理をされていると思いますが、現在の農道の交付税按分額について、旧町別、わかれれば旧町別、わからなければ愛荘町全体として教えていただきたいと思いますので、答弁をお願いいたします。

以上で再質問を終わります。

○議長(辰己 保君)ここでちょっと暫時休憩します。

休憩午後1時49分

再開午後1時49分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続いて会議を開きます。町長。

○町長(村西俊雄君)まず、3の7-1号線が何を根拠に廃止されたのか、住民に説明をしたのか、手続きをしたのか。それから、新興住宅の開発場所、その延長面積はどうか。それから、開発団地から町へ譲渡された、その維持管理はどうか。最後の農道の交付税の按分…これはちょっと、どうかという質問でございますが、それぞれ所管の主監なり、課長の方から説明をさせていただきます。

○議長(辰己 保君)農林建設主監。

○農林建設主監(田原秀郷君)まず、何を根拠に外されたのかというご質問でございますが、昭和58年ごろに旧愛知川町時代ですけれども、町道全般的に見直しをされたとこいうふうに聞いております。何を根拠に外されたのかということにつきましては、大変申し訳ないですけれども不明でございます。よろしくお願ひいたします。

それと、手続きをされて廃止されたのかということでございますけれども、これにつきましては、町議会、議会あるいはその上で、広告縦覧等の所定の手続きをした上で、処理をされているというふうに考えております。

それと、開発された場所と道路延長、道路面積についてでございますけれども、新興住宅の場所につきましては、平成12年、建設省の一級、二級の町道の見直し時期に伴いまして、ほ場整備等で状況が変わったということで、町道認定の見直しがされております。

その後で開発された場所につきましては、旧の愛知川の地域では愛知川のニュータウンの地先、そして、亀原団地の南に亀川原という団地ができております。そして、長野東の南に団地ができております。そして、高畠の北側に団地ができております。そして、豊満の虹色まちの北側、あるいは豊満の集落の西側等に団地ができておりますし、東部開発の沿線に何ヵ所か団地ができております。また、町営住宅の南側等にも団地ができております。

そのぐらいの団地ができると、開発された場所ということで、あと秦荘の地域では役場の安孫子ですけれども、西側に団地ができておりますし、島川のメイタウンでございますけれども2ヵ所に分けて団地ができております。そこら辺の場所が開発でてきたということでございますし、道路の延長とか、面積につきましては、即お答えができませんので、今後、町道認定の見直しをしていく上で、前提に調査をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

そして、道路の維持管理の件ですけれども、町道認定はできませんけれども、町名義の道路ということで、特定多数の人が通るということで町道に準じて維持管理をやっております。以上です。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(藤野智誠君)先ほどの再質問の愛ぼうくんに関することで、お答えをさせていただきたいと思います。まず1つ、愛ぼうくんのシステムの改良といった協議をどこまでやったかということについて、いくつかお話をさせていただきます。愛ぼうくんの機能なのですが、カメラとビデオが両方と付いているようになっております。現在はカメラ使用にセットしております。カメラにつきましては3秒間に1回、写真を撮り続ける、子どもを3秒間に1回ずつパシャパシャと写真を撮るようになっておりまして、60回写真を取れるようになっております。また、VTRにつきましては10秒間

映像を撮り続けるということを18回繰り返すということになっています。そういうった資料もどちらを選択するかというようなことも検討させていただいて、現在のカメラ使用を続けているということです。

また、全方向にぐるぐる回るようなカメラを取り付けたらどうなるかというようなこと等も検討の材料として、予算の関係も見積もりをとって調べているところです。

また、通報システムにつきましては、メール通信がつくような機能を取り付けたらどうなるのかというようなことも、いろいろと検討をさせていただきました。

また、愛荘町の防犯ブザーの運用要領も検討して、通報時の職場体制等々も検討させていただいているところです。

また、マップにつきましては、先ほどお話になりましたように、子どもたちの方には、以前は、1枚物のこういったもので、わかりにくいとのご指摘がありまして、そういうことで、それが3月の議会のことでしたので、これは愛知川小学校区の新しいマップなのですが、学校区別にさせていただいて、それぞれのポイントの絵も、そのところの写真も添付させていただいて、そういう機能のことも全部書いてということを、それを各小学校区でそれぞれお届けしたということになります。

4月の自治会長総代会の時にも、このそれぞれの部分をお渡しして説明をして、各自治会の中でも徹底していただきますように、よろしくお願ひしますということで、そういう周知もさせていただいたところです。

また、検討していくということでのお話であったのですが、実は先ほどもデータをお話になりましたが、不審者の情報は先ほどお話になったとおりありますが、子どもたちが、この防犯ブザーを押した回数のことも、ちょっと調べさせていただいて報告させていただきます。

平成21年は、子どもたちは18回押しました。平成22年度は8回押しました。そして、平成23年度は、現在で5回押しております。ただ、この5回はすべて誤報でした。いわゆる横断歩道のスイッチと間違って押したとか、何とかというような押し方がありました。実質的な不審者が現れたので押したというのはゼロ回がありました。

また、先ほど少し答弁の中でお話ましたが、子どもたちの安全は地域が守るということで、生涯学習課のほうでやっております学校支援地域本部というところで、本日もデータをお渡しましたが、登下校の安全を見守っていただいております。「地域の子どもたち、地域で守る」ということで、例えば、平成20年度、お立ちいただいた方が1,432名、21年度は1,785名、平成22年度で2,822名ありますのに、4月11月までの計で、今年度はもうすでに3,520人、お立ちいただいております。学校支援本部でたくさんお立ちいただきたいということで、お願いをさせていただいているところです。

スクールガードにつきましても、愛知川東小学校の方で登録していただいている方が94名、愛知川小学校の方で92名、秦荘東小学校で45名、秦荘西小学校で24名というふうにして、スクールガードに登録していただいている方も増えてきて、人の目で安全を図るということを取り組んでいるところです。

また、ご存知のように、防犯パトロール車、いわゆる青パトと申しておりますが、これも各学校に1台配付して、低学年の子が下校する3時前後に、また高学年の子が帰る4時前後には青パトで、その学区内を回る。特に一番学区の中で遠い自治会へ帰る子どもさんの一人になるというような場面のところは、そのところを集中して青パトがそこへいくというようなことで努力をさせていただいているというところです。

そういうことで、愛ぼうくんの50ヵ所ということについての現時点は、そういう状況ですので考えておりません。しかし、不審者がいるか出ないかというようなことは、それはこちらの方で予想はいつかもつきませんので、常に検討し続けて、またご指示がありましたように、中学生が3件、不審者に会っておりましたので、中学生の安全のことも考えながら、検討させていただきますということをお答えさせていただきました。以上でございます。

○議長(辰己 保君)教育次長。

まず、幼児バスの現在、愛知川幼稚園で貸切バスによる送迎を進めているのですけれども、その入札要件はどのようなものかというようなことであったと思いますけれども、この当時、書類的には十分精査しておりませんけれども、通常の貸切バスでの日常のそれぞれの朝入って、朝と昼過ぎの送迎に、それぞれ所定の停留所での乗降をするための入札を実施したものと認識しております。

次に、道路交通法にかかる71条の3の第3項のただし書きのことで、それ施行令の26条の3の2の3項にあたります1号から6号の、それぞれどのような項目に該当して、今の貸切バスを運行していたかというようなご質問だったと思うのですけれども、ずっと1号から8号まであるわけですけれども、その解釈としまして、一般旅客自動車運送事業のように供される自動車の運転手が、当該事業にかかる旅客である幼児を乗車される時、免除されるという規定を従来適用をしていると聞きました。

この解釈について、再度確認をいたしましたところ、通常の貸切バスはどのような体格の幼児を何人運送するかを申し込まれるか予想できないので、使用義務を免除されるというふうにされているのであります。本町の貸切バスによる園児送迎は、決まった園児を乗車させるものであります。6号の適用についてはないので、そのような適用で進めてきたのですけれども、望ましくないとのご指摘をいただいているところでございます。

このようなことで、それともう1点は、第7号に道路運送法80条1項のこともうたわれておりまして、今ほど本田議員がそれに関わって21条バスのお話もしていただきました。この21条バスと言いますのは、路線バスの代替バスを自治体が運行するにあたっての条文だと認識しておりますけれども、それに関わりまして、第7号、道路運送法第80条第1項のただし書きを規定する許可を受けて、人の運送のために供される自動車の運転者が当該の運送のため、幼児を乗車させる時についてもチャイルドシートの装着は免除されるというふうに7号でうたわれておるのでありますけれども、それにも特定の者の需用によって運送の、いわゆる供されるものを除くとなっておりますので、この7号の条文の適用は難しいというふうに考えております。以上です。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午後2時06分

再開午後2時08分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。教育長。

○教育長(藤野智誠君)小中学校の通学路の件ですが、それぞれ違っております。小中学校の通学路についてはそれ違っております。現在は、愛ぼうくんが小学生の通学路の安全ということで設置されております。

先ほど少し答弁させていただいたと思うのですが、小学生の状況も変わってまいりますし、中学生の方が今回は3人不審者ということもありましたので、そういったことも含めて検討の材料として残していくますというお答えをいたしました。

2つ目の教育委員会も住民の方と交替でというところですが、教育委員会としては生涯学習課、先ほど申し上げましたように、ボランティアにたくさん出ていただけることとか、組織として動いていただけること、そういったことを事務局として努力しているところであります。現在少ないスタッフの中で毎日代わってみんなが出ていくということ自体、若干無理かなということを思っております。

3つ目のマップの件ですが、自治会それぞれ出かけていってということではありますが、先ほど答弁させていただきましたように、総代会のところで縷々説明をさせていただいて、そして、ご要望がもあるということでお聞きするがあれば、それはまたやぶさかでありませんので、説明に寄せていただきます。以上です。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(村西作雄君)先ほども申しましたとおり、貸切バスの運行につきましては、道路交通法の施行令の第26

条の3の2の第3項第6号一般旅客自動車運送事業では供される自動車の運転者が、当該事業にかかる乗客である幼児を乗車させる時には免除されるというような規定で、まさに運営してきたところであります、その考え方で業者の入札等について特に、そのシートベルトにチャイルドシートを付けなければいけないとかという条件は付してはおりませんでした。

それと、最初の答弁にもあるのですけれども、両園に統一した運行規定等を持っていないというのは誠に申し訳ないところであります、来年度、本格的に幼児バスで運行を開始するまでには、そういった統一した規約等について整備をしていかたいということでございますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、再々質問を行います。あまり時間がないので早口でしゃべるかもわかりませんが、よろしくお願ひいたします。

幼稚園バスのチャイルドシートについて、再々質問を行います。バス業者は貸し切りバス事業で行っていることは、教育委員会も理解をしていると思いますが、今まで幼児の送迎を推進されてきましたが、法的に問題がないとすれば、あるのかないのか、ちょっと私も詳しく調べていないので、その点について、本当に問題が法的に問題がないのか、という答弁をいただきたいと思います。そして、教育委員会として何が幼児にとって一番の安全安心な送迎は何であるのか、再度確認をさせていただきますので、答弁を求めます。

次に、防犯ブザー愛ぼうくん設置および使用方法について、再々質問を行います。防犯ブザーの設置や地域のボランティアによる子どもたちの安全安心が今まで通学路で取り組みをされました。しかしながら、今ほどの教育長の答弁では、私は理解ができなかったのですが、教育委員会は立たないという答弁だったと思いますが、それでは現場の声が聞こえないのですよ、やはり現場に出て、地域の方もがんばっているのだと、しかし教育委員会もがんばっているのだという姿勢が見えない。立たないということはおかしいのですよ。誰か立ったことはありますか、何人か教育委員会の方がおられますか、おられますか知りませんが、やる気が見えない。もっと子どもたちを考えるならば、やる気のある答弁、現場の声、住民の声、子どもの声を聞いていただきたいと思います。

また、通報時の体制についてのマニュアルも作成をされていると聞いておりますが、マニュアル、どのようなマニュアルがあって、どのような訓練をされて、年何回実施されているのか、答弁を求めます。

最後に、町道認定および普通交付税按分額について、再々質問を行います。現在、町道認定ができる道路があると思います。特に、愛知川地域については、先ほど多くの新興住宅地の場所をお聞きしましたが、町道認定ができると考えられる道路延長、または道路面積は愛荘町として、どれくらいあるのか、答弁を求めます。また、道路認定ができると考えられる道路の普通交付税按分額がわかれれば、同時に答弁を求めたいと思います。以上で再々質問を終わりますので、理解のできる答弁を求めます。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(藤野智誠君)再々質問にお答えをいたします。

幼児バスの件は、先ほど私の答弁も次長の答弁にもありましたように、道路交通法のただし書きを運用して、やらせていただいているということです。先ほど申し上げましたように、法的に問題はないのかとおっしゃれば、問題ないとお答えします。ただし、ただし書きの条項を運用してやっているということで、望ましくはないと思っております。そのことで、次年度、幼児専用バスをご利用したいと申し上げているところです。

そして、幼児の安全な送迎は何なのかということになりますと、究極は保護者の送迎のことだと思っています。ただし、そういうわけにはいきませんので、町としても法的に送迎バスを計画させていただいているということになろうかと思います。

その次に、教育委員会の方で交通安全に立つということでお叱りをいただきましたが、私が先ほど答弁しましたの

は、日常的に立つことは無理ですと申し上げたのであって、ここというところにはそれぞれ職員が行く場合もありますし、私自身も例えば、コカコーラの前にも行きますし、今村の方へ抜けていく道にも行きますし、雨が降れば雨の多い川の橋のあるところにも見にも行きます。みんながそうやって立ちに行って現場の皆さんと交流もさせていただいているということを申し上げおきたいと思います。

また、防犯ブザーの運営要領についてもお尋ねがありましたが、訓練もしているのかということなのですが、今回も、先ほど申し上げたように、3回ブザー、5回でしたか、5回ブザーを鳴らしていただきましたが、全部誤報でした。通報の職場体制というのは土日になる場合と、月～金の場合ということで、そういったことの確認をし、運用の要領を作成して、それを確認して日々備えているということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(辰己 保君)農林建設主監。

○農林建設主監(田郷秀郷君)再々質問にお答えをさせていただきます。

今後、新興住宅の中の道路につきましては、町道認定基準あるいは道路法公道例等を考えて認定路線を決めていきたいと、このように考えております。町道認定にいる道路延長面積につきましては、どのくらいあるかということなのですけれども、ご質問につきましては、今後調査する期間をいただいて検討していきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)総務主監。

○総務主監(福田俊男君)お答えしたいと思います。交付税の算定の関係でございますが、今ほどの開発区域に伴っての道路延長面積に伴う額がどのくらいかというようなご質問だったと思います。

これにつきましては、今、農林建設主監が申し上げましたように、認定されませんと算定もできませんので、把握することが困難でございますが、まず、今現在の交付税算定をされています状況を申し上げておきますと、ご質問の内容で面積延長に対する額のご質問どおり、書いているとおりでございます。ただ、構成割合で見ていきますと、平成22年度の交付税の算定の状況を見てみると、基準財政需要額に占める、この面積と、それから延長の割合でございますが、基準財政需要額に対する道路橋梁費の構成比になりますと、面積でいきますと2.07%、約2%、延長につきましては2.97%、これはあくまでも基準財政需用額に対する割合の構成比で見ておりますので、3%弱というふうな条件になっておりまして、必ずしも、これがすべて交付税かと言いますと、そうはならないと思いますけれども、そういう状況でございますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長(辰己 保君)これで、15番、本田秀樹君の一般質問は終わります。

ここで暫時休憩します。35分再開とします。

休憩午後2時20分

再開午後2時35分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇竹中秀夫君

○議長(辰己 保君)次に、13番、竹中秀夫君。

[13番竹中秀夫君登壇]

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中秀夫です。一般質問を行います。町長に愛荘町のまちづくりについて、お尋ねをいたします。

合併後の新しい愛荘町のまちづくりを進める基本となるべきものは、平成20年度に策定された「愛荘町総合計画」に則り、進めなければならない。この愛荘町総合計画は、基本構想、基本計画および実施計画により構成されてい

る。

基本構想では、愛荘町の10年後の将来を展望し、まちづくりの基本的な理念や目標像と、その実現のための基本方針を示し、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるべきとされている。計画期間は平成20年度から平成29年度までの10年間としている。

基本計画は、基本構想で示されるまちづくりの基本方針に基づいて、各分野において取り組む施策方針を体系的に示すものである。計画期間は、基本構想期間の前期に相当する平成20年度(2008年度)から平成24年度(2012年度)の5ヵ年とし、施策方針に基づく目標指標を示し、達成度を点検するものとされている。また、平成25年度から平成29年度の後期については、社会経済情勢の変化や計画の評価などを踏まえ、改めて見直しを行うものとされている。

次に、実施計画では、基本計画に掲げた施策方針を具体的な事業として定めるもので、財政的な裏づけや社会経済情勢を判断しながら、5年間の計画をローリング方式で毎年度更新することにより、実効性の高い計画とされている。

以上のことから、平成24年度は基本構想期間前期の折り返し点という節目の年度となり、町長が考えている目標指標の達成度はどの程度なのか。また、総合計画にない施策は実施していないのか否かについて、具体的に数字を例示した答弁を求める。

次に、町長は旧愛知川警察署、現東近江署愛知川交番用地、約4,800平方メートルを取得する計画であると聞き及んでいます。そこで尋ねるが、取得時期、取得価格、取得後の活用目的について、また、この用地の地主である県との協議はどの程度進捗しているのか、取得資金の調達方法等について、答弁を求める。

さらに、私から特に申し上げたいのは、東近江署愛知川交番用地は官公庁団地の一角として位置付け、将来、分庁から統合を考え、官公庁用地として活用できるものと申し上げておきたい。

また、愛荘町が保有している長野、沓掛、豊満各地域の旧愛知川町営住宅の跡地活用をどのように考えているのか、この用地を売却し、東近江署愛知川交番用地の購入資金に充てるともできるが、町長の考えを聞きたい。以上、質問を終わります。

○議長(辰巳 保君)町長。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)ただいまの竹中議員の総合計画についてのご質問にお答えを申し上げます。愛荘町総合計画は、私たちのまちはみんなで創るという基本姿勢のもと、新しく誕生した愛荘町の明日への想いを描き、住民と行政のパートナーシップを築くためのよりどころとなるよう、平成20年に策定をいたしました。基本構想の期間は平成29年度までの10年間ですが、その方針を、より体系的に表した基本計画は期間を5年間としております。

平成24年度には前期計画の最終年を迎えることから、ご質問のとおり、基本計画はまさに折り返し点を迎えようとしています。その基本計画には50項目の指標を設けています。それぞれの指標の進捗度としまして申し上げますと、平成22年度のこの調査結果がございますので、この基本目標の大きな柱6項目に従って、順番に数値でご説明を申し上げます。

まず、1項目の安心すこやか健康・福祉のまちづくり分野であります。特定健診の受診率では平成24年度目標65%のところ平成22年度は50%です。

子育て支援センターは21年度に1ヵ所開所、学童保育所は4ヵ所開所と目標をそれぞれ満たしております。

認知症サポーター養成講座受講者は目標300人のところ1,129人、シルバー人材センター登録会員は目標250人のと

ところ256人、ふれあいサロン実施の自治会は目標40自治会のところ38自治会などとなっております。

次に、安全・安心やすらぎ環境のまちづくり分野では、下水道整備区域の水洗化率が目標85%のところ達成81%、自主防災組織は目標30団体のところ28団体、可燃ごみ排出量は削減目標1人一日348gのところ289g、これは少ない方がいいわけであります。

明日を拓く都市基盤のまちづくり分野では、都市計画マスタープランを目標の20年度に策定、地積調査は目標40haのところ2地区で着手をいたしました。その面積は56haであります。

湖東三山インターチェンジは設置目標の22年度から遅れますが、実現が確実になっております。

町道の歩道延長は目標13キロメートルのところ11.3キロメートル、電子申請手続きは目標30種類のところ11種類、住基カード発行数は目標5,000枚のところ22年度では4,225枚ですが、現時点では4,700枚まできております。

次に、4番目の大きな柱、元気な産業活力のまちづくり分野では認定農業者数が目標25人のところ現在16人、農業生産法人数が目標15法人のところ6法人、かなり達成であります。地域特產品は目標8品目のところ4品目、環境こだわり農業の面積は2万8,800aのところ2万5,587a、観光入れ込み客数は目標年間45万人のところ26万9,000人、観光ボランティアは目標30人のところ10人、新規企業誘致は目標2社のところでありますが、経済情勢の悪化から増設した企業はいくつかありましたが、新規立地は実現に至っておりません。

5番目の大きな柱、共に育つ学びと文化のまちづくり分野では、給食における地場産業活用について目標25%のところ26.6%、町民一人当たりの年間図書貸し出し数は目標16.8冊のところ16.9冊、びんてまりの館年間利用者が目標2万人のところ1万6,400人、同じく歴史博物館におきまして目標3万5,000人のところ2万7,000人、スクールガードは目標400人のところ246人などとなっております。

次、6番目の柱であります、共に築く協働のまちづくり分野におきまして、男女共同参画推進計画が目標どおり21年度に策定をされており、審議会等に参画する女性委員の割合が目標35%のところ34.5%、外国人に対する語学ボランティア目標が10人のところ14人、まちづくり計画に取り組む自治会数、自治会の数が目標49団体のところ49団体、NPO法人の数が目標5団体のところ6団体、平成21年度を目標にしておりました自治基本条例の制定と行政評価システムの導入は取り組みを始めていますが、まだ実現に至っておりません。

また、町財政の健全度を示す経常収支比率は目標80%のところ92.4%、これは低い方がいいのですが、かなり高くなっています。

以上が、進捗状況の概要ですが、22年度時点ですでに達成したもの、まだまだこれから努力が必要なものがございます。先般、来年度の予算編成方針についての課長会議におきまして、中間年の目標値を見据え、予算に反映するよう指示をしたところであります。

今年度末の進捗度見込みの再調査を行いまして、その結果を踏まえ、新年度には総合計画審議会を立ち上げ、中間点における事業の評価を行い、平成25年度から29年までの後期計画の策定を来年24年度中に行う予定をいたしております。

総合計画にない施策の実施であります、最近の社会経済情勢の変化は急であり、世界の経済状況の変化が否応なしに押し寄せ、これに対応するべく緊急の経済対策が打ち出されたこと、また、この間に政権交代や大災害もありましたが、国や県が打ち出してくる施策に、その対応を迫られてきました。さらに、ニーズの多様化により対応しました、例えば、修学旅行の農村生活体験や地域防災計画の見直しなどがございます。今後、総合計画の後期計画に取り組まなければならない事業がいくつかありますが、町としましては、遅れることなく、臨機応変に積極的かつ迅速に取り組んでいきたいと考えております。

次に、東近江警察署愛知川警部交番の用地につきましてですが、今年度当初に滋賀県から売却予定の話を伺いまして、町において取得することで協議を進め、県の了解を得ているところであります。現在、愛知川警部交番の敷地内に甲道・水路があり、その確定や地積更正など登記事務手続きを県と町において分担し、年内に進めることとして

います。その後、交番の用地および建物の不動産鑑定を1月中に進め、3月末までに町の土地開発基金を中心に、これを取得することを考えております。

そのため、今議会に提案させていただきました一般会計補正予算に交番用地の鑑定料をお願いしているところでございまして、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。また、現在、建設中の新しい交番は、来年3月上旬に開所される予定と聞いております。

その用地取得後の活用ですが、かねてから東びわこ農業協同組合の店舗再編計画が進められておりまして、現在のJA所有の旧愛知郡役所の代替地として、愛知川地域のJA新店舗の仮事務所用にJAIに賃貸することとしております。その後、県から取得した交番用地をJAIに売却し、同時に愛知郡役所の敷地および建物を、JAから買収することとし、その取得費用については国の社会資本整備交付金および合併特例債を充当する計画としております。

また、旧町営住宅跡地の活用計画ですが、豊満北団地跡地は公売、それから豊満南団地、愛知川団地および長野団地については一部を地元自治会へ売却し、残地は公売の予定であり、沓掛団地跡地は愛知川小学校駐車場用地などに使用する考えであります。

遊休の資産についてはできるだけ早く処分をしながら、また新たな用地の取得の資金に、タイミングが合わなかったとしても充てていくということが必要かというふうに考えておるところでございます。

○議長(辰己 保君)13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中です。最初の総合計画については、再質問は控えさせていただいて、自分の持ち時間がありますので、2点目の方に絞って質疑をしてまいりたいと、こういうように思っております。

その前に、私は質問の中で、特に申し上げたいのは、交番署の跡地です。これについては、官公用地の一団地として位置付け、将来、分庁舎なり、いろいろな総合の中の今後の計画の中で、そういうことを、質問の中に申し上げたものでございます。

そこで、町長に申し上げたいのは、今ほど答弁は、これは町長の答弁であって、議会でなんら今日まで実施、実際にこれの突っ込んだ協議はいたしておりません。

平成16年、合併前です。この時に16年の11月、当時の知事、國松知事、本部長は上山、議会議長が瀬古正、文教常任委員会委員長が家森、現在の議長です。ここへ、愛知川警察署の存続および充実を求める要望書という、当時旧の4町が協議を重ね、重ねた要望書を持って県庁の方に、また本部の方に出向いたところであります。それが当時の記録でございます。

それから、その年の12月9日付けです。これも警察署の今の名称、位置およびかつての条例の一部を改正する条例案の慎重審議を求めるという要望書を、これも旧の4町が協議を重ね、要望に出向いたところであります。

中身については、当時、簡略に申し上げますと、県ならびに県警本部の方では、県行政および警察本部の見解としては、今後とも地域の安心・安全を守るために、建てものは存続していきたいと述べてありました。しかしながら、経済情勢の中、今日、県としても売却をしていかなくてはならないという状況下におかれましたと。この中で、幸いにして、官から官への話としてスムーズな運びになるのは当然であろうかと、これが、愛荘町がこの土地を求めなければ、一般公売をするという、県でも審議会等々が何ヵ月に1回行われてあります。おそらく、この用地については、来年度1月には、私の聞き及んでいるところによりますと、審議会を開催するとそのように聞き及んでおりますけれども、正確ではございません。その中で、県としても、おそらく愛荘町がこぞって議員だけではなく、住民、全体とは言いませんけれども、住民理解のもとで、この土地を愛荘町が県に求めてきてあるか、そこらの点を疑問に思っていることも伺っております。

これを、先ほど私が申し上げるように、いかにJAのものを、今言われる箱物を求めるについて、具体的な内容等々

を今まで、どのようにやっていく、どういうような具体的な方向性をつくっていくというような話は、一度も議会の中では出ておりません。ただ、買う等で農協に渡す、JAですね、渡すと。これ郡役所、何の値打ちですか、私に言わせたら。JAIに言わすと、明日の日でも碎きたいと、何回となく何年と通して言ってきていますよ。

当時の平成4年から就任した小寺町長が、当時、これから長い時勢を見る中で、福祉・教育いろいろな面を当時踏まる中で、何としても福祉の拠点を旧愛知川町役場に建設したいと、その10年先が、今でこそ15年からになりますけれども、当時述べたことが現実化に、現在このような時代がきております。

それに引き続いて、平成7年から次の町長平元町長は、これからは教育の時代だと、教育には何が大事かと、読書をし、読書のまちづくりも2年前には、このような実行を取り付けました。議会の中でも、それが現実に、この高価な高い買物としながらも、今現在給食センターの川久保用地でも高い買物としながらでも、日本一の図書館になり、長い目で見た計画を持った、あなたがいけないとは言っていません。

なぜ、この官公用地、今、全国的にも特に滋賀県では合併をし、市町村合併をし、分庁舎を全部統合するまでの財政難の中で、隣の東近江市を見て然り、蒲生町なり、永源寺なり、この旧の湖東、愛東、この庁舎を何としても1つにまとめるということで、そういう財政を考えながらも取り組みをしているのが現状であります。

私は先ほど申し上げますように、この警察跡地は、現在も町民に対して、公安委員会の関係に対しても、相当な利便性を扱っております。講習にしても、いろいろな協議にしても。それを町長の答弁をそのまま聞きますと、いとも簡単にJAの郡役所、文化遺産、もっともっと愛荘町では有効かつ大きな目で将来を見据えた計画を持っていただきたいと。

これ郡役所を仮に、仮にですよ、私は真っ向から反対ですよ。仮にそういう計画を持ったとするならば、何億の金がかかるのです。また、年間の経費、維持費、これも300万円や500万円でいけませんよ。仮に直系の職員を2人置いたとしても、NPOにしても、補助対象にしても、1,000万円以上の金がどんな計算をしてもらっているのですよ。

そういういろいろなことを、この先ほど最初の質問の中で申し上げますように、総合的な計画の10年の折り返し点、何を町長は意味して答弁をなされたのか。

これは、私は今のJAIに対して、まだ逆に、町長自ら、議員我々自らが、JAIに存続をしなさいと、応分の補助、補助金なり、いろいろなことを考える。これはまだ協議をしていくとしながらでも、なぜJAIにそれを、住民上げてぶつけにいかないのか。

当時、JAIは、町長が答弁でも以前の時でも申し上げていたように、豊満団地のところはどうかと、それはいりませんと。愛知川の警察の跡であったら、よろしいですか。そんな一般の方が求めていくところを、町がかき分けてでも抑えていくのが普通ですよ。

この時も官庁街です。前の普及所の時も、担当所の町が買収をしたいということで、現在安心安全な消防の分庁として、ここに鉄筋です、ありますよと。そういうことの思いの中で、今後の長い目で見る中で、これを何としても町の財産として残すということが私は一番、町にとってもメリットもあり、町長にとっても住民に対しての考え方を申し上げるについても理解はしてもらえると、私は確信をいたしております。

先ほど申し上げますように、JAIに残しなさいという運動をする方が私は大事ではないかと。JAIに言わすと、町が何としても、何としても、実はそれが反対もあります。それだけお膳立てせんならんほど何があるのですか。

一旦再質問をここで閉じますけれども、まだ再々があろうかと思いますけれども、町長のそれについての答弁を求めます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)郡役所の保存問題と言いますのは、やっぱり先ほどの冒頭の説明にも触れさせていただきましたが、大正年間、明治の終わり頃から大正年間にかけて、郡政をひいた、非常に歴史的な日本の行政の1つの工事の跡である。時代の遺産であります。それがやや古いものの中でも、今はまだあるのが残っておりまして建物の国登録

いい、80数年無事だったという、この建物でありますけれども、これは単なる建物のみならず、歴史と、その行政史の中で大変な時代を築いてきたものであるという、いろいろな変遷が流れてきましたけれども、旧合併前の愛知川町時代にも、この郡役所を、どう保存していくのかという議論が、もう10年以上前からかなり真剣に議論されてきたこともありますし、また、非常に綿密な大学の調査を受けて、その調査報告書も今大事に残しておりますが、非常に価値が高いという評価がなされているところであります。

そういうものを今後どうするのかということでありますけれども、私は教育・文化・福祉こういったものをやっぱり人間として、その豊な感性のあるまちをつくっていくということは、これは教育の非常に大きなものでもありますし、また福祉の面から言っても、高齢者になってくると、回想とかいろいろあるわけですけれども、昔の古いものを見て、そこにやすらぎを感じる、そして活性化をしていくということは、非常に言われているのですけれども、人間にとってもやはり古いもの、これは非常に大事なものだと私は思っております。

こういったものがせっかくあるのに、それをぶっ壊してしまうというのは、いかにも惜しいというのが、私はそういう気持ちを持っておりますけれども、非常にこれは今後にとっても、子どもたちにとっても、またそこに住まわれてきた住民の皆さんにとっても思い出の深いものであります。

そして、これは町の風格であります。単に何でも新しいものばかりやって、新しいものをやったらしいというわけではありません。いろいろなその町の風格、こういったもの、シンボル、これがあってこそ、町の誇りである物と町ができるというふうに私は思っておりますし、これもそれはやっぱり住民の皆さんの宝になっていくんだというふうに思っておるところでございます。

いろいろな議論はいっぱいあるところだと思いますけれども、確かにこのあれを残すためには、合併前でも、この郡役所をほかの町営住宅の跡地に持っていくという話があったということも伺っております。あるいは、また解体して持っていくとか、いろいろな議論がなされてきて、それからもう10数年が経っているのですけれども、今なお、ああして厳然とあそこに歴史あるところに残っている、これはやっぱり残しながら、みんなで守りながら、そして活用し、住民の人のみならず、いろいろな地域の人、対外的にも観光の拠点にもなりうる、そういうものは、これはもう壊したら絶対にできない。中山道があのように歴史的に今も絵として残ったり、各地で残っている、これこそがやっぱり大事な町のまちづくりになっているものだというふうに私は思っているところでございます。

新町になってからも、この議論は18年以降、毎年繰り返しております。いろいろな議論が何回となく、もう何十回となく、議会ともやっているところであるわけです。いろいろなシンポジウムとかフォーラム、内外ともにいろいろなところでやられている、そういうことで、こういったものもやっぱり大事にしていくというのは大きな価値があるというふうに私は思っているところでございます。

それから、JAに対する運動等も起こしていってもらいたいということも言いましたけれども、やはりJAも民間企業であります。そこがなかなか、民間企業にそういうものを押し付けるというのもなかなか難しい。我々はやっぱり行政でありますから、こういった民でできないことは我々でやっていく。そして、大事なものは残していく、これこそが我々の仕事でもあるというふうに思っているところでございまして、また合併の問題等もおっしゃいました。庁舎の合併問題、これは合併した町にとっては、どこの町でも1つの課題であります。

課題でありますけれども、それをどのように住民の皆さんのが思ひもやっぱりありますから、そしてまた、箱物の条件等もございまして、遠い将来と言いますか、将来的には1つの町は1つの本庁舎があればいいというのと、将来はそういうことになるかと思いますけれども、これも拙速に結論を出していけないというふうに思っているところでございまして、布石として、ちょうど交番の用地が県としても処分したいと、そういったところで両方の思いが一致してきた、JAもいろいろなところを模索してきました。こちらも民地も含めて、いろいろなところを紹介もしてきましたし、提案もしてきましたが、なかなかJAも3つの支店を統合する、それぞれの組合の皆さんの思いもあります。東により過ぎてもあか

ん、西へいってもあかん、そしてまた、交通の条件とか、いろいろとございます。

JAIは単なる民間企業と違って、金融機能も持っていますし、あるいは保険機能も持っている、農家の皆さんの出入りも非常に大きい。いろいろな要素を持っている、あるいはイメージとしては、これから構想としては即売所も設けたい、こういう中心のところに地場産業のものを、皆さんに利用してもらいたいという構想もございます。

そういうことからいきますと、やはり土地、場所というのが非常に大事ということになってきますし、今までいろいろと提案をしてきた場所は、いずれについてもJAの思いとはやっぱりうまく相容れなかつた点もございます。ここはJAとしても、非常にいい、何としてもここで新しい支店を設けたい。JAは郵便局等とも一緒なのでそれども、準行政ではないにしても、非常に地域の住民の皆さんと関わりの深いものでありますし、今後も地域の人たちの利用に非常に便利なところというのは、我々にとってもいいこと、必要なことだというふうに思っているところでございまして、是非これを今取得して、JA用にここに支店をつくっていただく。

また、この用地の代わりと言いますか、郡役所も今の土地で残していく。こういったことを考えたところでございまして、これは構想、先ほども竹中議員がおっしゃったように、基本構想に基づく愛荘町の基本計画にもはっきりと、この郡役所は残すということが明確に、まちづくりの中に位置付けもされておりまして、まちじゅうミュージアム構想、非常に香りの高い、文化の香りの高い、いいまちをつくっていく、そういう意味においても、これはやっぱりひとつの拠点として、みんなに愛されるものにして、みんなの誇りになるものをつくっていきたい。

お金もいろいろ試算をいたしているところでございますけれども、そんなにランニングコストがかからない方法を、当然考えていかなければなりませんし、またあのままではやっぱり使い勝手が悪いので、一定の投資もしなければなりませんが、ここは幸いまちづくり交付金制度というものもございます。こういう制度は何か発散して使わないと、言ってみれば、住民のために使わないと意味がない。何もしないと、これはせっかくのまちづくり社会资本整備構想にも乗らないものではどうしようもない。

そういうものを活用しながら、できるだけ、税金を使わない施設整備をしながら、そして効率的なもの、そして、みんなが使ってもらえるもの、他所からも来てもらえるようなもの、こういったものをいろいろと模索をしているところでございまして、まあこの構想についても、議会に対しては何回か話をさせていただいているし、ここの用地の取得についても、全協では過去に副町長からも何回も説明をさせていただいているとおりでございまして、ようやく、ここまで県との協議の中で一歩進んできたということでございますので、是非とも1つ、ご理解を賜りたいというふうに思います。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長(辰巳 保君)13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中です。再々質問です。今ほど町長の答弁をいただきました。町長の考え方、私の考え方の行き違いは相当ある。町長は町長なりの答弁、私は私なりの質問と、また自分なりの考え方、1議員としての、これらのすれ違いがあまりにも激しいというか、隔たりが大きすぎる、これはなかなか埋まるものではなかろうかなど、こういうふうに前置きをして、再々質問に入りたいと思います。

何点か、町長が答弁の中で申されました。前後もいりますけれども、合併して1つの町になって、庁舎は1つというような計画の中では、なかなかそこまで漕ぎつけるには勇気と決断、住民の理解等が要りようかと思っております。そういう町長の先ほどの答弁を裏返すと、そういう長い目で見た中の、私は財産として残すべきものと、最初の質問でも申し上げたとおりでございます。

また、JAは民営であります。官ではありません。利益になることは、あの手この手、この手あの手と、組合員を抱える中で赤字が再三、毎年出ているとなれば、非常に役員だけでなしに、JAの経営不振にもつながってくると、これは全国的にもあった例もございます。

うふ、何が元でありますか、何によってどのようにお手を取るにせよ、それはいいとしてこれはJAの運営権をもつておられます。

何もこの郡役所を、私はつぶせ、何度も言っておりません。もっと運動の仕方があるだろうと、JAも十分に愛荘町民の意見を重視しなければいけないと、その中には組合員が相当の数があると、組合員の中でも存続を好む方、あれを早く碎きなさい、廃止しなさいという方、いろいろさまざまあると、はっきり申しております。

そういう中で、今後、やり方如何によっては、また住民がどのような方向性に動くか、それを今後の難しい町長の舵取りにならうかと、私は思っております。

そして、あの建物を、そのまま保存をしなくても、私の考え方は中山道の街道交流館、すでに駐車場を交えながらも取得、いろいろな等々をしております。郡役所の形を残すということであれば一部も考えられる。デメリット、メリット、デメリット、それを考えていくと、決して私はメリットの面は極少数に過ぎないと。これから世代の、また子どもさんたちに重い荷物を背負っていくのではないかと、私はそこらの点を確信を持って言いたい。もっと町のメリットになることを考えていくには、いろいろな、いろいろな考え方がある、あります。そういう点で私はこの郡役所の箱物については、決して喜んで賛同する具合にはいません。

町長は先ほど答弁の中で、議会の中でも絶えずしてきた、何をしてきたのでしょうか、報告ばかりでしょう。これとして、一度、具体的にこの協議にしっかりと、どのような協議、いつありましたか。ただ、副町長が報告で買収して、社会資本構想の中で、報告だから報告は聞きましょう。それについての議員各位の意見なり、いろいろな具体的に、それに突っ込んだ協議というのは、今日までありましたか。

私も他の議員もおそらく思いますけれども、JAには何回か出向いている議員さんもあります。私も出向いています。JAは先ほど申し上げますように、本当に愛荘町の町民として、これを残したいという気持ちが、本当に議会の中、いろいろな行政との議会との協議、まして、住民の意見を求めなくてはならない。それが一番大事ですよと、はっきり言っているのですよ。

提案は町長がありますけれども、議決は議会にもあります。それには住民の声を吸い上げなくてはならない。一番大事な、先ほどの総合計画では曲がり角の過度期ですよ、今。そういったところで、私は何度も繰り返しますけれども、もっと運動の仕方があると、それをつけ加えておきます。

それによって、JAにもJAさんの考え方もある、JAにとったら、ここもあそこも同じ場所で、場所だと私は思いますけれども。あれを改装してもらってでも、これは民だから、私の考えを言っているだけのもので、JAとしての利用価値を使ってもらうような、まして行政として、それなりの補助を打ち込んであげるとか、いろいろな考え方を、これは今後の課題の協議しながらでも、それを住民の運動と、町長自ら、議会自らが、そういうような運動が、私は一番大事ではなかろうかなと。

再度その点を強く求めておきます。その点についての答弁を求めます。

○議長(辰巳 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)JAは、おっしゃったとおり、民間企業でもございますし、文化財そういうものの価値を認めて文化財を残すと、そういう定款に目標があるのかないのかわかりませんけれども、本来の目的は、やっぱり組合員の利益のためにある団体でありますし、一方で、やっぱりそういう文化的なもの、これはなかなかお金には代えられない。それでもって、収益をあげるものではありません。もちろん利活用はしなければなりませんけれども、そういう仕事は、これはやっぱり行政の仕事であります。

住民の皆さんの中には、いろいろな思いの方もいっぱいいらっしゃる。それはもう当然のことでもあります。そんなものにお金を使うぐらいうなら、こっちにせよというのも、それは1つの意見であります。

しかしながら、やはりそういうものも残して、これから後の後世にそういうものも残す。そして、これをまちづくりとして、非常に景観上もまちづくりの中でも大事な位置を占めている。そして、中山道の近くにあって、これといったものがない中で、やっぱりそういうものを活用しながら、誇りのあるまちづくりをしていくというのも、非常に大事な私ど

もの仕事だというふうに思っておりまして、そこまでJAに求めるというのは、なかなか難しいところがありました。今までからJAとはしょっちゅう行き来をしているわけですが、そういう議論も過去やってきたこともございますけれども、それはなかなか困難なことでもございました。これから、JAとも共生しながら、この町の中心地でありますから、いろいろなものが詰まっているここを、是非ああいうものはあっても、これは非常にいいものだと。

札幌には札幌の市役所というのがございます。また、北海道庁でも古いものを残しておりますし、いろいろなところで、古いものを残していくっております。町の都会のど真ん中でも、昔の銀行の古い建物を残した上で、高いビルを建てているとか、今、東京駅でも行くたびに、ものすごい工事をやっていますけれども、あれも昔のアムステルダムかど二かの駅のそれをまた改装している、その形を残しながらやっているという、まちづくりをしているというところでございますけれども。

我々にとって非常に数少ない、こういったもの、これをやっぱり残すということは、非常に将来にとって価値のあることだと私は思っております。お寺なんかが、まさに古いものばかりですけれども、愛荘町にとって、これは関西でも非常に数少ない、もちろん県下では1つですけれども、あまり、全国でいくつかあるようですがそれとも、このあたりでは、これも非常に少ない、稀なものであります。

これを活用の仕方によっては、まちづくりの核になる。中山道にも近い、もちろん街道交流館が、あの辺りの構想はこれからやっていきたいというふうに持っておりますけれども、こういう近くに2つのものがあるということは、その流れから言っても、やっぱり広がりが出てくるというものだというふうに私は思っているところでございます。

いろいろと私は逆に、竹中議員も確信を持っておられるということですが、私も確信を持って、これだけは何としても残していきたいというふうに思っているところでございまして、これをがんばって、ぜひ、住民の皆さんに今まで理解を求める、その本当に確かに足らなかったところは私も認めまして、これからもっと理解いただけるように、どういう構想を持っているのかを、もっと知りていただくことをやついかんとあかんぞと、それも反省を踏まえながら、まさに感じているところでございまして、残しておいて良かったなというふうに思ってもらえるようなまちづくりをしていきたいなというふうに思っておりますので、何とかご理解のほどを賜りたいというふうに思います。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)これで、13番、竹中秀夫君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。40分を再開とします。

休憩午後3時31分

再開午後3時40分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇城貝増夫君

○議長(辰己 保君)次に、5番、城貝増夫君。

[5番城貝増夫君登壇]

○5番(城貝増夫君)5番、城貝増夫です。3点ばかり一般質問を行います。

まず、可燃ごみの処理対策についてであります。当町で収集される可燃ごみは、リバースセンターにて処理されているところであります。この可燃ごみ処理は、愛知郡4町の役割分担により、旧湖東町の今の愛知郡消防本部の場所にて昭和49年に焼却が開始されましたが、老朽化等に伴い、平成9年に固形燃料を再生する施設としてリバースセンターが完成しました。平成12年には愛知郡広域行政組合から、湖東広域衛生管理組合に移管され、現在に至ります。

この間に、野焼きの禁止やダイオキシンの規制強化があり、犬上郡3町を含むごみの受け入れ量は、当初に比べ大幅に増加しており、朝5時から夜の11時までの運転が恒常的に行われているなど、当初の設計の処理能力をはるかに超えた操業が日常行われている現状であります。設備の耐用年数やヒューマンエラーが危惧されるところでもあります。これに関連しまして、町長にお伺いします。彦根愛知犬上広域行政組合では、当町も参加し、職員も1名派遣しているところですが、彦愛犬行政組合が行っている新しいごみ処理施設建設設計画の進捗状況は、現在どうなっているか、答弁をお願いします。

続きまして、住民福祉主監にお尋ねします。リバースセンターでは、受け入れたごみの2分の1の量で固形燃料が再生されますが、ダイオキシンの元となる塩素を多く含むと燃料として支障をきたすことになり、この塩素の多寡はごみの分別状況に左右されることにもつながります。今日のリバースセンターの指定ごみ袋に名前を記入しない人が増えている状況下、区長が記入を呼びかけている自治会もありますが、1点目、ごみ袋に名前を記入しなければならないそもそもの意義は。2点目、名前を記入しない人への町としての対策は、どのようなものか、以上をお聞きします。

続きまして、除雪対策について伺います。今年も12月半ばとなり、雪のシーズンを迎えようとしております。昨シーズンは、各地で記録的な降雪となり、当町の東部山地地域での40cmの積雪の日があり、雪かきに難儀をした年がありました。今年も役場の担当職員さんには大変ご苦労をおかけしますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、本年の1月17日でしたか、山地地域では30cmの積雪があり、集落では朝5時から雪かき作業を行い、国道307号でもそれなりに除雪がされていましたが、一級町道であるはずの名神国8線は、一向にその気配がなく、午後になってようやく除雪が行われました。この道は、中学生の自転車通学路になっており、自転車歩道はあってなきに等しく、車の轍(わだち)を走る自転車と、その自転車を避ける大型車両、乗用車等が車道に混在する非常に危険な状態がありました。あとで役場に確認したところ、町が業者委託した除雪車は、まず中山道を除雪し、その後に秦荘地区の名神国8線に回ったため、遅れたとのことでした。

そこで、以下の3点について伺います。農林建設主監にお尋ねします。町の除雪実施基準は、積雪が10cmを超えた時となっていますが、どこで計っての10cmなのか。役場愛知川宿前での10cmは、東部山地地域では2倍の20cmは確実に超えます。2点目について、雪寒計画には除雪や凍結防止の重点地区などを決めているのか。また、通学路や除雪後の道路パトロールも必要であり、委託業者への連絡体制など対策は万全でしょうか。

3点目は政策調整主監であります理事に伺います。集落では、昔は住民総出の雪かきが行われていましたが、昨今は自治会の除雪専用ローダーや歩行用除雪機による機械作業となり、機械の経年劣化も進んでいます。夢プラン事業を引き継ぐ新規事業でも、除雪機の経費は補助金の対象とされ、毎年11月が夢プラン事業ほか補助金の一括申請時期となっているところであります。仮に雪かきの最中に故障が発生し、ローダー車の器具の取り替えや、歩行車の買い換えの必要が生じ、費用が多額で町の補助を受けようとする場合、現行の11月申請では次のシーズンにも間に合わず、2年先のこととなります。補助金を受けやすくするため、事前協議の上の事後の申請は認められないか、お尋ねをします。

最後に、旧中山道愛知川宿について、町長にお伺いします。今年も愛荘町商工会主催の第2回愛荘66かまど祭が、ラボール秦荘にて盛大に行われました。この愛荘かまど祭は、旧愛知川町商工会の青年部が昭和63年に第1回の中山道66番祭を開催されたことに始まり、合併を経て今日を迎えたものであります。

さて、愛知川宿の66番目というのは、江戸時代の浮世絵師広重による愛知川宿の絵の中に書かれている六拾六に由来するものと思われますが、全国的に広く知れ渡っている歴史的事実としては、愛知川宿は65番目の宿場とされているところであります。この1番違いは起点を入れるか入れないかの些細な話ではありますが、66番は起点の日本橋を入れた69次の順番を表したものであります。現に2つ手前の鳥居本では63番目、1つ手前の高宮では

64番目と解説する案内板が設置されているところであります。宿場町の伝統やノスタルジアな町並みの保存運動が盛んな今日、順番違いは隣りの宿場に影響を与えないとも限らず、訪れる観光客には誤解を招きかねません。町内においては、中山道の滋賀銀行前の看板には66番目、びんてまりの館の解説文には65番目と書かれています、ちぐはぐぶりを露呈しております。昨年つくられた66うどんは大変好評を博し、愛荘町のPRに一役買つてあり、商工会の運動に敬意を表するものであります。66という数字は語呂がよく、商工会が使う段には番号違いはほんのご愛嬌で済ますが、過日行われました町主催の町制5周年記念式典や、同じく町主催の愛荘町で藍・麻ショウで配付された冊子やチラシには、愛知川宿は66番目と記載されているのが見受けられました。行政機関である役場が遠くから訪れる人たち向けに、注記を入れる等の配慮もなく、66番目というのは如何なものでありますか。

当町におきましては、社会資本整備事業として、国の補助を受けようとする旧中山道愛知川宿の整備計画は、現行の町の重要施策であります。愛知川宿の観光振興を図り、街道交流館をコアとする文化・学習・交流のネットワークを推し進めるとする中にあって、66番は地域に深く根付いていますが、町として発行する公文書などには全国的な歴史的事実の愛知川宿は65番目とすべきであり、また場合によっては注記を入れる等の配慮があつてもよいと考えますが、見解を伺います。

以上で一般質問を終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)ただいま城貝議員のご質問のうち、彦愛犬広域行政組合のごみ処理施設設計画の進捗状況と旧中山道愛知川宿についてのご質問にお答えを申し上げます。まず、彦愛犬広域行政組合のごみ処理施設建設設計画の進捗状況でございますが、最初にこれまでの経緯について少し触れさせていただきますと、今から10年前の平成13年6月に國の方針に沿って、ごみ処理を大規模化することによって効率的なごみ処理と施設整備が計れるとして湖東地域における一般廃棄物処理の広域化を図るべく、彦根愛知犬上の1市4町で湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会、大変長い名前ですけれども、これが設置されたところであります。この協議会では新しいごみ処理施設の建設候補地選定作業と候補地の立地調査に取り組んできましたが、平成20年5月に候補地の彦根市石寺町地先の地盤が軟弱で、建設を断念せざる得なくなり、建設用地は白紙となりました。

その後、この事業を國の補助事業とするため、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町で地域循環社会形成推進計画を策定し、環境大臣の承認を受けるべく、平成22年3月に彦根愛知犬上広域行政組合に新しく愛荘町が加わりまして、彦根愛知犬上広域行政組合となつたところであります。

平成23年2月に、今年の2月ですけれども、循環型社会形成を推進する基本計画の環境大臣承認が降りました。その計画期間は平成23年4月から平成30年3月までとされたところであります。一方、湖東広域化協議会の方では、平成21年度から専門家を講師に招き、ごみ処理施設に関する学習会や視察を今も開催しているところであります。新しいごみ処理施設の建設用地選定につきましては、一日も早くしなければならない最重要課題であります。現在、いくつかの候補地を選定し、適地としての調査検討がされているところであります。なお、彦根愛知犬上広域行政組合において、建設候補地が決定され、公表できる段階になれば、環境アセスメントなどに取り組むこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、旧中山道愛知川宿についてでございます。愛知川宿が置かれた木曾街道六十九次あるいは中山道六十九次とも呼ばれる街道は、日本の近世にあたる江戸時代に栄えた五街道の一つで、宿場の数は69を数えました。宿場を数える上において、起点の日本橋を除きますと愛知川宿は65番目となります。

しかし、浮世絵師の歌川(うたがわ)広重(ひろしげ)あるいは渓斎(けいさい)英泉(えいせん)、私はこの人はよく知りま

せんけれども、文献にあるそうですが、この渓斎英泉が描いた中山道六十九次浮世絵風景画には番号が付され、この場合は起点、終点とも数に入れておりまして、愛知川宿を描いた広重の絵、これは役場のロビーの上にも大きな陶板が掲げてますが、この中にも広重は六十九次のうち66と記載をしております。66番目の名称は日町時代から20年を越える長きに渡り、地域の活性化やまちづくりに活用してきた経緯があります。今日の利用状況からも、今後も浮世絵風景画に記されたとおり、66番目の宿場として町のPRに活用していくことが適切と考えております。

近時の文献には65番として書かれているものがありますけれども、これは適時に理由を付して修正していくのがよいのかと考えているところであります。

○議長(辰己 保君)細江理事。

(理事細江新市君登壇)

○理事(細江新市君)それでは、除雪機の補助制度につきまして、お答えをさせていただきます。今まで、わがまち夢プラン事業を活用をいたしました。これにつきましては、今年度末で終了をさせていただくことになってございます。

24年度からは、新たに地域の未来づくり支援事業という名称に替えさせていただいて、3ヵ年間事業で補助限度額が200万円から300万円、40%の補助率として、各自治会の地域の未来づくり計画に基づき、支援をさせていただくことといたしております。

ご質問の中の毎年11月の申請時期では間に合わないという点であります。これにつきましては、次年度の予算要求に対する各自治会からの要望の調査でございまして、事前協議でも補助金申請でもございません。また、愛荘町補助金交付規則に基づくものでございまして、事後申請は認められないということになってございます。

いずれにいたしましても、何かございましたら、区長さんを通じまして、政策調整室にご相談をいただければなというふうに思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)住民福祉主監。

(住民福祉主監杉本幸雄君登壇)

○住民福祉主監(杉本幸雄君)最初のご質問の2点目、指定ごみ袋への名前の記入について、お答えいたします。愛荘町のごみ処理施設は、燃えるごみを処理しているリバースセンターと燃えないごみ等を処理している愛知郡清掃センターの2ヶ所がございます。燃えるごみを処理しているリバースセンターは、固形燃料を製造している施設で、県下には同様の施設はございません。他市町で燃えるごみとして処理をしているごみでも、固形燃料には適さないものがあり、燃えるごみとして分別をお願いしているところでございます。

さて、指定ごみ袋への名前の記入についてのご質問ですが、今ほどご説明申し上げましたとおり、燃えるごみを固形燃料に製造するために、町民の皆さんにはごみの分別にご協力をお願いしているところでございます。そうしたことから、ごみ袋への名前の記入は出されたごみの中身に、責任を持っていただくこと、また、不適切な分別があった場合、そのお家に指導に伺えること、などの理由から名前の記入をお願いしているところでございます。

また、名前を記入していない人への町としての対策につきましては、今のところ、名前が、未記入の場合で分別ができるれば回収しているところですが、ごみ袋への名前の記入につきましては、毎年4月下旬に開催いたしております美化推進委員会議等でお願いしているところでございます。今後も広報等、機会あるごとに啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長(辰己 保君)農林建設主監。

(農林建設主監田原秀郷君登壇)

○農林建設主監(田原秀郷君)除雪対策について、2点目をお答えいたします。

ご質問の1点目、除雪実施基準の10cmの計測場所ですが、現在は役場愛知川庁舎および秦荘庁舎で、宿直者が計測して判断しており、どちらかで10cmを超えた場合、建設・下水道課から業者に指示をして除雪を実施しておりますが、ご指摘の通り、積雪量は地域によって異なり、すべてを把握することは困難であることから、町の指示がない場合でも業者判断で除雪作業を実施するように指示をしております。

2点目ですが、除雪につきましては幹線町道を中心に実施しております。凍結防止剤の散布につきましては、踏み切りや橋梁等を中心に町職員で対応をしております。また、積雪時の町道のバトロールについても同様の対応をしております。

業者への指示等の連絡体制につきましては、日中、夜間、緊急時等の連絡先を業者から提出してもらい、万全を期すよう努力をしており、また、計画期間の前に委託業者を含めた事前打ち合わせ会議を実施するなどして連絡体制の準備に努めていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長(辰己 保君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君)今ほどの私の説明で間違って説明を申し上げましたので、ご訂正をお願いしたいと思います。

他市町では燃えるごみとして処理をしているごみでも固形燃料には適さないものがあり、「燃えないごみ」として分別をお願いしているところです。これを「燃えるごみ」と、うっかり間違って読んでしまいましたので、燃えないごみについての分別をお願いしているということで訂正させていただきます。

○議長(辰己 保君)5番、城貝増夫君。

○5番(城貝増夫君)5番、城貝です。再質問をさせていただきます。

町長にお伺いしますが、リバースセンターは日夜フル操業をしているわけですね。新しいごみ処理施設の早期の建設が望まれるところあります。彦愛犬につきましては、私が知っている範囲では、湖東…長ったらしい名前をおっしゃいましたが、湖東地域一般廃棄物広域化事業促進協議会、まあまあ2、3回、年に2、3回ごみ処理施設の研修会を実際されているということで、目立った活動はしていないのが印象を持っているわけでございますが、そこでお尋ねしたいのは、彦愛犬の行政組合の建設推進室ですか、これについてお尋ねしますが、彦愛犬には22年3月1日に加入されたということで、現在、建設推進室の職員さんは、彦根市が2名と、それと愛荘町から派遣の職員が1名の3名で構成されているというふうに聞いております。

それで、派遣もとの市町は、22年、23年とも彦根市と愛荘町だけというふうに聞いております。ならば、犬上郡の3町は派遣なしということですが、その理由はどういうところにあるのでしょうか。

また、先ほど町長の答弁にありました候補地を選定検討中というお答えでございました。では、今、建設推進室の今の仕事は、仕事の内容はどういったことをしておられるのですか、3名の方。仕事がなければ、仮になければ、無駄な派遣ではないのですか。その辺あたりはどのように考えておられるか、答弁をお願いいたします。

続きまして、住民福祉主監にお尋ねします。名前を書く人はいつも名前を書いて出されますし、書かない人は連鎖反応的に書かないのかなというのが現実かなというふうに思ったりもしております。彦根市の場合は名前の記入は不要、東近江市の中部清掃では住所と名前の両方を記入しなければならないと、こういうふうになっておりまして、また市町村によっても分別方法も異なっておりまして、新たに本町へ転入されて来る人には、戸惑いもあるかもしれません。

収集ごみがどこに持っていくれるのか、また収集先のリバースセンターが固形燃料の再生処理施設であることを知らない人も多いのではないか、そういう気がしないこともないです。指定ごみ袋に名前を書かねばならない必要性も含めて、その辺をもっと町として啓発すべきではないかと、このように私は考えておりますが、いかがですか。答弁

をお願いします。

続きまして、除雪対策につきまして、農林建設主監に伺います。委託業者への連絡は今年も抜かりなきよう、ひとつよろしくお願ひをいたします。雪寒計画では、だいたい業者委託分につきましては、朝何時に除雪をして、その日の積雪量にもよりますが、何時ごろに終わるよう指示をされているか。また、雪かき以外に凍結の防止等を、役場の職員さんはほかにどういったお仕事をなさっておられるのか、参考までにお聞きします。朝早くからの積雪の確認は役場の職員さんも大変とお察しはするところでございます。

そこで、提案といったらなんですが、一案なのですが、山地地域は平地地域と違った降雪がありますので、積雪を通報していただくモニターさんを設置するのはどうかなというふうに思います。具体的には地元の役員さんなりに依頼するとかいうふうになると思いますが、多少なりの手当が必要だともいますが、引き受けいただけると思いますが、いかがでしょうか。

話は変わりますが、道路周りに関してでありますけれども、昨シーズンのことで中学生の通学道路となっている町道においてでの話でございますが、地元の人が運転する除雪車が市内の道路の雪の捨て場がないために、別の道路が工事中であったせいなのかも知れませんが、町道の自転車歩道の上に雪を押し当て、山のように積み上げた場所がありました。雪が固まって解けにくいため、いつまでも残り、自転車は一々車道に出ては走っているような状態がありました。私見かねて当該字の関係者には連絡はしたところではございますが、役場の職員さまは、おそらく知らないでいただろうなと思いました。

このように通学路になっている町道の道路バトも必要であるが、いかがですか。答弁をお願いします。

次に、理事にお伺いします。農機具の故障と一緒に、この除雪機の故障も待ったがきかんわけです。現行の制度では、この冬に仮に故障して買い替えるとした場合、来年の11月に補助金の支出をして、再来年の冬にやっと間に合うということで、補助金を受ける側はとても待てない話で、補助金をもらう側のことばっかり言って仕方のないこと、補助金をお渡しになる側のこともご都合もよくわかることではございますけれども、参考までに22年度の夢プラン事業の予算は1,020万円です。決算額は840万円でした。差し引きの執行残が200万円弱、そういうことありました。除雪費だけの話ではなく、緊急を要する場合、年度末の出納閉鎖までに、この執行残でなんとかやりくりをしていただいたら、補助金をもらう住民の側の方は大変ありがたいなという話でございます。その辺、どうお考えか、答弁の方をお願いいたします。

続きまして、愛知川宿についてであります。愛知川小学校6年生の愛知川宿をPRする文集の中に、「愛知川宿66番目の謎」というようなものがありまして、内容は愛知川宿は65番目なのに、なぜ66番祭なのでしょう。それは歌川広重の勘違いから生まれたことで、中山道は板橋からなのに、日本橋から絵を書いたので、65に1を足して66になってしまった。広重はうっかり者で、少しおっちょこちょいの人だったようです。というような意味が書かれておりました。大変ほほ笑ましい解説ですが、この一番違いは教育上も少し問題があるのかなと、私、かねがね感じておるわけでございますが、私なりには、今で言う出版社の営業ポリシーによって、こうしたことになったものというふうに今推測はしているのです。

また、過日の愛荘町で藍・麻ショウでは、他所の市町から参加されたお客様が、66うどんの名前の由来を聞いて、1つ飛んでいるのかと失笑されたことが印象に残っております。まあそれで、今回こういった質問をさせていただいたところであります。ところで、現実問題としては、66番はそれはそれでよく、愛荘66かまど祭は今や固有名詞となっておりまして、また67番目の守山では、地元の商工会の方が語呂がよいということで68会なるものを組織されているやに聞いております。まあ愛知川と似たり寄ったりのところがあるんだなというふうにも思ったりしております。先ほどの町長の答弁をお聞きしたところで、この質問はこの辺にしまして、先の質問につきましてご答弁の方をお願いいたします。以上で再質問を終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、再質問の最初の広域化協議会等の話にお答えをさせていただきますが、派遣先、派遣をさせてもらっています。人件費は組合持ちでありますし、組合の費用はもちろん皆が負担金ですけれども、組合持ちの人件費になっております。当初、どこが派遣するのかという相談はありました。全部彦根市が独占するのもいかがなものかというところで、4町からも出してもらえないかという話が当然出てきました。他の3町は、私のところのざっと半分ぐらいの人員しか抱えていない町ですから、比較的余裕がある、余裕はないのですけれども、まあまあ170名ですから、私のところから、まず最初に1人派遣させてもらおうと。これは今おっしゃったように2年ぐらいのローテーションで、次からは犬上3町のどこからか出していくということになっていると思います。

それから、準備室は何をしているのかというお話をございましたが、建設準備室ですね、そこはやっぱり今まで環境大臣への事業承認とか、計画の承認をいただくとか、こういったことで膨大な資料を提出してやっていたと思いますが、そういう仕事でありますとか、今先ほどもうしました候補地の選定というのは非常に大きな仕事になっていまして、実は候補地を選定するのに、やみくもにやるわけにはいかないので、1市4町の中でどこか適切なものを出してほしいという話がありました。これはあくまでも水面下の動きでありますし、まだやっぱり非常に影響が大きいので、地元の関係とか、いろいろありますので、交通の調査あるいは配送の経路とか、距離とか、そういった受け入れ条件等、いろいろなものがございます。実際にどういうことをやっているのか、私どももよくわかりませんけれども、こういった調査をやっぱり委託して専門家の意見を入れながら、適地を判断していくという業務をやっているように聞いておりますし、まだその適地というのは公表できていませんけれども、先ほども申しましたように、ある程度絞られた段階で公表されれば、正式な環境アセスメントに移っていく、その段階では地元にもちろん話をしないとあかんのですけれども、まだまだその段階に至っていないという、聞いているところでございまして、日常、そこに居てるわけでございませんので、どんな仕事をしているのか、それぐらいの報告しかわかりませんが、大変大事な業務を今やっているというふうに思っております。

○議長(辰己 保君)理事。

○理事(細江新市君)補助制度の関係ですけれども、先ほど答弁させていただきましたように、何かございましたら、ご相談をいただきたいなということでお答えをさせていただきました。あえて、細かいことは回答させていただきませんでしたけれども、現状でも、計画を各自治体から出していただいていますし、入札をされて、今のように執行残が金額が残る場合もございます。そういう場合、他の自治会の方で変更で追加という場合もございます。そういうことで、何かございましたら、またご相談をいただきましたら。

○議長(辰己 保君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君)名前の記入の件でございますが、彦根市、東近江市それあろうかと思いますが、先ほどご答弁を申し上げましたように、ごみの出し方が若干異なるというような行政単位の違いもございますので、ご理解いただきたいと思いますが、特にお名前を書いていただくことにつきましては、転入者等に転入時点でごみカレンダーを配付をさせていただいて、分別方法を説明申し上げております。

その他に、外国人さんもかなり多いというようなことで、実は多文化共生の方で絡んで、外国人さん、特にブラジル人のごみの出し方が問題になっている部分も実は最近ありました。それにつきましては、人権政策課の方と連携して、ブラジル人の住んでおられる地域の方々にも連携をさせていただいて、ポルトガル語版のごみカレンダーを使った説明会も開催させていただいているところでございます。今後とも啓発に力を入れていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)農林建設主監。

○農林建設主監(田原秀郷君)再質問にお答えをしたいと思います。まず、朝何時頃からということの質問ですけれども、朝5時から日没までの実施時間でございます。

2点目の凍結防止の諸仕事において、以外何をやっているのですかという点でございますけれども、町道沿いに竹やぶがあったりして、それが雪の重みで竹やぶの竹が町道に支障をきたしているということで、竹切り等の作業をしております。

3つ目のモニターの設置につきましては、また検討をさせていただきたいと思いますし、4点目のパトロールの件で、雪の捨て場で歩道が使えなかったということでございますけれども、この21日に打ち合わせ、業者と打ち合わせ会議をする予定でございますので、その中で捨て場等についても周知を図っていきたいと、このように考えております。以上です。

○議長(辰己 保君)5番、城貝増夫君。

○5番(城貝増夫君)5番、城貝です。再々質問をさせていただきます。

まず、彦愛犬の件でございますが、先ほど町長もローテーションで24年度にはもう愛荘町は引き上げるということをおっしゃいましたし、そういうことを聞きまして、私はなぜ4町のうち愛荘町だけが負担をしなければならないのかということを聞き及びまして、これではまるで犬上3町は丸儲けと違いますかと、こういうことを言いたかったのですが、もう来年24年度からは愛荘町の職員さんは引き上げて、犬上に替わっていただくということですね、わかりました。よろしくお願ひします。

それと、建設主監さんですけれども、私が申しましたのは、中学生と小学生の通学路になっているところの町道がありますね、そのところのパトロールも大事じゃないのかななど、こういうことを申し上げたのですけれども、その辺今のように、中学生が歩道に出てきて、より危険な状態もありましたので、心配するわけで、その辺のパトロールも大事かなと思いますが、これのお答えをお願いします。以上です。再々質問を終わります。

○町長(村西俊雄君)ちょっと訂正、すみません、2年ローテーションというふう私に言いましたけれども、3年だそうです。もう1年行くそうで、3年で替わってくるということを、今ちょっと担当の方から、ちょっと間違っていると。

○議長(辰己 保君)農林建設主監。

○農林建設主監(田原秀郷君)通学路のパトロールの件につきましても、できるかぎりパトロールをしていきたいと、こういうように考えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)これで、5番、城貝増夫君の一般質問を終わります。

◇嶋中まさ子君

○議長(辰己 保君)次に、2番、嶋中まさ子君。

〔2番嶋中まさ子君登壇〕

○2番(嶋中まさ子君)2番、嶋中まさ子でございます。一般質問をさせていただきます。

1つ目は、多文化共生の取り組みについてでございまして、主に地元のサンタナ学園との関係で質問させていただきます。去る11月2日に多文化共生推進プラン策定懇話会から提出された多文化共生推進プラン案は、当町に在住する外国人のコミュニケーション支援や生活支援、多文化共生の地域づくりといった5つの基本方針に基づき、日本語教室の拡充や民間賃貸住宅への入居支援、外国人コミュニティの育成と支援など、町が取り組むべき施策を示しているとのことです。

6月1日現在、愛荘町には人口3.7%を占める776人の外国籍住民が暮らし、うち約7割をブラジル人が占めておられます。プラン策定の背景には、近年のブラジル人の定住化に伴い、地域社会との交流がより一層必要になってきているからだということです。

それで、今後、この答申を受けて、愛荘町の多文化共生推進プランは、年度内に策定されるとお伺いしております

校として、なかなか公的支援は難しい状況です。10年以上も町内に存在するブラジル人学校ですが、ブラジル人の子どもたちの保育や学校教育をと、劣悪な環境の中で、中田ケン子校長を中心に、懸命に経営されておられます。

最近、駐車場としていた土地が売却され、外遊びをしていた場所に車数台が置かれていました、遊び場もまったくなくなったような状況で、ますます手狭な中でがんばっておられるのが実態です。

今後、このサンタナ学園への支援について、何らかの対策などは考えておられるのか、また、さらなる援助を期待したいと思います。

村西町長は米原町の町長の時に、日本ではじめて外国人住民の投票権を認める住民投票条例を推進したことで有名になりましたが、毎日、当町で過ごしている80人近いブラジル人の生徒や乳幼児たちが、もっといい環境で過ごせるように何らかの支援の手を差しのべる手立てを講じていただけないものでしょうか。町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次、2つ目ですが、2つ目の質問は妊婦健診助成について、お伺いいたします。妊婦の健康診査について、子育て支援サイトで調べますと、妊婦初期から12週までは4週間に1回程度、妊娠13週から23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは1週間に1回と、おおむね年間14回の健康診査を受けるよう決められているそうです。この健康診査費用については、多額の出費になり、お金がないからと経済的な理由から健康診査をしっかり受けられない人もいたようですが、最近では国庫補助事業として無料化が図られてきています。

少子高齢化対策としても、安心して子どもを産める環境が整えられてきているのですが、しかし、これまで国庫補助事業として妊婦健診として明確に位置づけられていた費用が、その一部が一般財源化され、地方の単独事業に移行しているということを知りました。その結果、市町村によっては助成金の額が1万円のところから12万円以上のところまで大きな隔たりがでてきているそうです。

費用が一般財源化されると、財政難の自治体では、国が市町村に費用を下ろしても、市町村に入ったお金の一部、あるいは相当部分を他の使い道に回してしまい、妊婦健康診査への助成金が削られてしまっているところもあるようです。

当町は、現在、近隣の犬上3町と比べましても、若い世代が多く、年間の母子手帳の発行は今年は250件を超えると伺いました。町の貴重な財産である子どもたちを安心して産み育てていける環境整備を、さらに充実させていくためにも、これらの助成を来年度以降もしっかりと予算化していただきたいと思っております。

そこで、2つ質問をさせていただきますが、1つは当町のこれまでの妊婦一人当たりの助成額の現状と課題について、お伺いしたいと思います。次に、今後の対応について、上限なく予算化をしてもらえるのか、来年度以降に向けての取り組みもお尋ねいたしたいと思いますので、答弁をよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長(辰己 保君)町長。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)サンタナ学園についてのご質問にお答えをさせていただきます。

サンタナ学園の経営や教育環境などの現状を見ますと、心痛むものがありますが、現在は、心ある人や団体の善意に頼っていて、行政として有効な施策が打てないことに對し、人道的見地から私自身も忸怩たる思いであります。つい先日も、近隣のある人から、米3袋(90kg)ですけれども、持って行きたいという申し出を、私のところへ来られまして、学園へ早速連絡をし、届けていただいたところであります。私もダンボールや新聞紙、アルミ缶などを学園に持ち込み、誠にささやかな応援をしているところであります。

世界人権宣言には、「すべて児童は社会的保護を受け、教育を受ける権利を有する」ことを宣言しておりますが、どこに住もうが子どもたちの教育を受ける権利を保障しているところであります。しかしながら、日本国憲法第89条は、公金は公の支配に属しない教育事業に支出してはならないと、規定されているところであります。そのため、町はサンタナ学園に直接の支援ができないでいるものであります。

一方、私学に対し、巨額の国庫補助金が支出されていますが、これは私学の設置に対し、公が許可を与えていたことから、公の支配下にあると解されています。したがいまして、サンタナ学園が公権力で各種学校の認定がされれば、直接、補助対象になるということになります。

去る11月2日に愛荘町多文化共生プラン策定懇話会から計画案を提言いただきました。この中では、サンタナ学園に対し、実態を把握し、町として必要な支援を実施するよう提言がされております。このような外国人学校に対する支援について、これまで県に対し要望を重ねてきました。その結果、県は緊急雇用対策事業の一環として、給食の入件費について支援しており、サンタナ学園を支えるため設置されましたNPOサンタというのがございますが、これに対して支援するということであります。

町いたしましても、何らかの支援ができないか検討を重ねてきましたが、こういった一定の制約がある中で、現在は緊急雇用対策の一部を活用しての日本語指導を行っているところであります。また、外国人住民のさまざまな課題に取り組み、住民との共生を確立することを目的に、外国人が多く住む都市でつくる全国的な組織がありまして外国人居住都市会議というのですけれども、県内でも3市がこれに加入をされております。今後、町として何ができるのか、施策を検討するため、この集住会議に参加し、施策や教育などの情報を把握し、先般発足されました国際交流協会とも連携しながら、有効な施策を検討していきたいと考えているところであります。

ぜひ、皆さま方もサンタナ学園に心を寄せていただくことを切にお願いしまして答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)健康・子ども対策主監。

〔健康・子ども対策主監小西文子君登壇〕

○健康・子ども対策主監(小西文子君)嶋中議員の妊婦健康診査の助成についてのご質問にお答えします。

妊婦健康診査については、妊婦の健康管理の充実および妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図ることを目的に、平成21年度から妊婦健康診査臨時特例交付金が交付されたことに伴いまして、妊婦健康診査の回数を5回から14回に拡充し、健康診査にかかる経費の助成を行っているところでございます。

実施方法としましては、滋賀県医師会、滋賀県助産師会に委託し、妊婦一人につき診察、血圧測定等を行う基本受診券14枚、超音波検査、血液検査、子宮がん検診等の検査券9枚を纏った母子健康手帳別冊を妊娠届け時に、保健センターで母子健康手帳と合わせて説明をし、交付し、利用をいただいているところでございます。

1点目のご質問の妊婦一人当たりの助成額の現状と課題でございますが、妊婦一人につき基本受診券14回、検査券9回にかかる経費、全額で11万4,740円を助成しているということになります。

適正な妊婦の健康管理を行う目安として、満11週以内の妊娠届出の状況で、これらを評価するというふうにしておりますが、平成22年度の妊娠届出の状況は妊娠満11週以内が98%であり、現状における問題はないものと考えております。

次に、2点目の今後の対応についてでございますが、上限なく予算化してもらえるかについては、現在の妊婦一人当たりにかかる経費は、標準的な実施時期や実施内容を、滋賀県医師会と交渉し、診療報酬を勘案した上で上限額を設定し、実施しているものでございます。上限額のない予算化ということは考えてございません。

また、妊婦健康診査公費負担の実施に伴う財政措置の恒久化については、国や県に対して、引き続き要望をしてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)2番、嶋中まさ子君。

○2番(嶋中まさ子君)嶋中まさ子、再質問をさせていただきます。

1番目の多文化共生につきましてですけれども、県が昨年4月に滋賀県として多文化共生推進プランを策定されておられます。そういう中での4章というところに、多文化共生施策の方向性ということで、基本目標としましては、外国人、住民一人ひとりが持つ力を十分に發揮でき、地域のさらなる活性化につながる多文化共生を目指す。

行動目標としまして、言葉の壁を低くする、それと生活上の障害を取り除く、そして心の溝を埋めるとあります。施策の基本方向といたしましては、生活の障害を取り除くの中に、安心して働ける環境の整備、それと教育環境の整備。次に、安心して利用できる保険医療体制の整備、そして災害時への対応。次に、生活安全における支援の充実などが方向性として示されておられました。

そういう中で、私も先日、改めてサンタナ学園にお伺いいたしました。中田校長にお会いしたいと思ってお伺いしましたところ、ブラジルに帰っておられる状態でした。「どうされたのですか」ということで、お留守番の方、宿の方にお聞きしましたら、「歯の治療に帰っている」と。「どうしてこちらで治療を受けられないのですか」とお伺いしますと、「なぜか歯槽膿漏的な歯茎がすごく腫れる」とおっしゃっていましたけれども、こちらで全部治療を受ける費用よりも、ブラジルへ帰って受ける往復する費用の方が安いということで、たまたま身内の方に歯医者さんがおられるから、ブラジルへ10月半ばから帰っていらっしゃって、もう2ヶ月近く留守になっていて、大変困っているんだというようなお話をございました。ということで、医療も安心して、ここにあります、安心して利用できる保険医療体制の整備もできていないんじゃないかなということで、私ちょっと何ということだろうというふうに思いました。

この日本で生まれ育って、またその他にもお子さま方が愛荘町で在住しておられたり、また、ここで中学生が勉強されている児童の方々がやっぱり住みよくて、居心地のいいところだと思ってもらえるようにと思わざるにおられないのですね。先ほどの答申を出された座長の県立大学の講師の河かある先生が、町行政全体をユニバーサルデザイン化して、みんなが暮らしやすくしてほしいということを提言されたそうでございますので、行政課題は本当にいっぱいある中ではありますけれども、どうしても外国人施策は優先度が低くなりがちだということで、やはり今回の答申で出された多文化共生の推進プランの取り組みの中でも、そういった視点で行政としてもプラン策定に尽力をしていただきたいと思いますので、再度、その点につきましても答弁をお願いしたいと思います。

2つ目の妊婦健康診査についてでございますが、私もネットでこれを調べさせてもらいましたが、本当に各自治体で、先ほど申しましたように、大変差がありました。ご答弁いただきますと、愛荘町は意外と補助を出してくださっておられる方だなと思わせていただきました。改めて、今年度などの町の予算書を見せていただきましたら、委託料として計上されていて、2,725万1,000円ですか、計上されており、昨年度は2,100万円が補助として委託料として出されたということでございまして、これは22年度以前の予算は600万円とか、700万円台で、22年度から先ほどおっしゃいました交付金制度で上がってきているようとして、ぜひ今後、そういった点でも、きちんと予算等を明確にしていただけたらと思います。

やはり、妊婦健査につきましては、エコー検査などを行いますと、費用は万単位になるようでございまして、今後もそういう助成金は増える状況にあるのではないかと思われますので、全額補助ができたらい一番ありがたいのですけれども、その方向をぜひ、できるだけ維持していただきたいという環境づくりをしていくってもらいたいと思います。

そういう中で、妊婦になると、こういう助成がいただけることがわかるわけとして、私もある町内の方から、こういう妊婦健査について聞かれましたところ、どれだけの補助をしておられるのかなと思い、調べようと町のホームページなり、去年出されました愛荘町広報なりをずっと見てみたわけですけれども、どこを見てもちょっと、いくらくらいの補助をされているのか、どういう状況になっているのか、ちょっと一般の者には情報開示がされていないような気がいたしま

よほい。

やはり、こういったことにつきまして、ぜひ皆さんに、ホームページでも、こういうような取り組みをされていますよといふことも情報開示していただけるように、この予算が決まった段階で年に1度は、こういうことを掲載していただける場が、掲載していただけたらありがたいと思いますので、そういった点につきましても、どうぞご答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、最初に多文化共生への取り組みの基本姿勢ですけれども、先ほどお話がありましたように、多文化共生プランの提言をいただきました。これをきちんとした計画に仕上げていくのが、まずその仕事ですけれども、非常に熱心に、この委員会で審議をいただきまして、最後に私も呼ばれて行きましたが、普段つくっただけではあかん、しっかりとこれを実行してもらうのか、私どもは見守っていくよと、心していくよと言われておりまして、どの計画でもそうなのですが、計画倒れではあかんので、できることをきちんとやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長(辰己 保君)本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

健康・子ども対策主監。

○健康・子ども対策主監(小西文子君)嶋中議員の再質問の情報開示についてでございますけれども、必要隨時、情報提供を広報等で行っていきたいというように思っております。

そして、医療機関と連携というものを非常に健康推進課の方はやらせていただいているので、早い段階での妊娠週数での届出になっているというのが現状でございます。

○議長(辰己 保君)よろしいですか。

○2番(嶋中まさ子君)はい。

○議長(辰己 保君)これで、2番、嶋中まさ子君の一般質問を終わります。

○議長(辰己 保君)ここで暫時休憩をいたします。5時再開ということにします。

休憩午後4時48分

再開午後5時00分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇河村善一君

○議長(辰己 保君)次に、6番、河村善一君。

[6番河村善一君登壇]

○6番(河村善一君)6番、河村善一。一般質問を行います。3点について質問させていただきます。

その1つ、民泊の今後の取り組みについてお尋ねいたします。

12月2日(金)から4日(日)まで、第8回の「全国ほんもの体験フォーラムin滋賀」が米原市で開催され、北海道から沖縄までの関係者1200名が集まり、盛大に開催されました。愛荘町からも50名の方が参加されたと聞いております。

今回のテーマは、「ほんもの体験が日本を元気にする～がんばろう！日本」でありました。第1日目の全体フォーラムでの公開パネルデスカッションでは、東日本大震災で被災された岩手県田野畠村の渡辺謙克さんがパネリストとなり、震災当日の生き生きした様子を写真で報告され、震災後もくじけることなく、体験型観光を拡大する取り組みをされていることにすごく感動いたしました。全体的に、それぞれの立場の方が自分の言葉で生きた体験を話され、深い感銘を受けました。

第2日目は、6つの分科会があり、その1つの第5分科会「農村漁村の教育力と民泊に求められるもの」が日野町で開催され、私もそれに参加いたしました。徳島県、長崎県、和歌山県、滋賀県日野町の各民泊・田舎体験の担当者と教育旅行担当者がコーディネーター・パネリストとなり、分科会が進められました。民泊はここ数年前からの取り組みで、学校と生徒に喜ばれ、受入家庭も喜び、地域の活性化にもなっております。これこそ近江商人の精神「三方よし」に合致した事業で、これから多くのニーズがあるものと確信しております。

愛荘町で、平成23年度に民泊で来られた学校は3校で、5月に神戸市立垂水中学校が、7月に西東京市立田無第4中学校が、9月に西東京市立田無第3中学校が来られました。民泊の重要性、必要性を認識した上で、次の点についてお尋ねいたします。

平成24年度と25年度、愛荘町にどれくらいの民泊申し込みがあると予想されていますか。修学旅行の計画は、中学1年生の先生が、翌々年の中学3年生になった時の修学旅行の行き先と行程を考え、旅行業者と場所を決定しています。そして、2年生の夏に現地を下見に行って、安心して修学旅行ができる計画を立てておられることを考えれば、平成25年度の受け入れの申し込みも出てくると思われます。その意味で24年度、25年度の計画をお尋ねしたいと思います。

第2点、民泊を受け入れてくださる受入家庭の確保はどうなっていますか。今年は緊急的に受入家族を募集して行われましたが、今後は長期的、計画的に受入家庭を増やしていくかなければならないと考えます。受入家庭がないと、この事業は進みませんし、また今後は受入家庭の研修・充実が必要となってくると思います。実際、受入家庭になろうと思っておられる方でも、1歩前に踏み出すことに躊躇されています。何らかのハードルがあり、それが障害となっているならば、それを取り除くため、他地区での克服事例などを調査しながら、受入家庭を募集すべきだと考えております。そのことについてお尋ねします。

第3点、民泊には体験型民泊と交流型民泊があると言われています。愛荘町の民泊受け入れは、今までどちらかというと交流型民泊であったと思います。今後、この事業を幅広く進めていくには、体験型民泊、ほんもの体験と民泊とをミックスしたものも必要と思われます。ほんもの体験は、地区の伝統産業の発掘にもつながるとともに、民泊の趣旨に賛同しながらも、受け入れられない家庭のご協力をいただくことにもなり、また、地域の協力をいただくことにもなるのではないかと考えます。今すぐにはできないかも知れませんが、地区での取り組みも幅広く考えていく上で重要だと考えます。そのことについてお尋ねします。

第4点、民泊で愛荘町が変わると考えています。なぜなら、民泊で来てくれた子どもたちが、「僕の第2のふるさと愛荘町、いつかまた行きます」と言って、愛荘町に熱いエールを送ってくれているからです。民泊で、このような子どもたちが増えることは、愛荘町のファンを増やすことになり、愛荘町の住民と変わらぬ人々と考えてもいいのではないかでしょうか。9月に来られた中学校の校長先生は、教育長に「来年も寄せさせていただきます」と言って帰られたと聞いてあります。中学校にとって、愛荘町がふるさとの町になるならば、とても素晴らしいこともあります。そのように思っててくれる子どもたち、学校に誇れるまちづくり、心のふるさとなる愛荘町にしたいと考えていますが、町長の見解を尋ねたいと思います。

第2点、教育の情報化ビジョンの充実と新しい教科書採択に伴う予算的措置について、お尋ねいたします。

その1つ、教育の情報化ビジョンについて、次の項目が設けられています。第1点が「情報教育」、第2点は「教科指導における情報通信技術の活用、情報通信技術を利用した授業の展開」、「校務の情報化、情報共有によるきめ細かな指導、教員の校務負担の軽減」、内容が明記され、充実が求められています。しかし、平成22年3月31日現在の電子機器の滋賀県での充実は全国に比べ低い状況にあります。

児童のパソコンにおいては、全国では一台当たり6.4人、滋賀県では一台当たり7.0人、全国平均で39位、教師用パソコンにおいては全国では98.3%、滋賀県では95.8%ございまして35位、次はちょっとデータがインターネットの接続

普及率を載せましたので、電子黒板になりますけれども、電子黒板は全国が1.7台、滋賀県が2.3台というように付いております。

愛荘町の電子機器の充実度は全国、滋賀に比べて、どうなっているのか、お尋ねいたします。これまでいいのか、全国の平均以上になるように努力すべきだと考えますが、今後の取り組みについてのお尋ねしたいと思います。先日、議会だよりの広報委員として、つくし保育園の運動会の写真を借りに行った時、つくし保育園のパソコンの古いのには驚きました。写真1枚コピーしていただくのに5分程度かかったからです。こんな古いパソコンでは、作業能率は大変悪いと感じました。ここだけではなく、庁舎一度総点検するべきでないかと感じましたが、それに対する見解を求みたいと思います。

第2点、今年の4月より小学校の教科書が変わり、来年4月からは中学校の教科書が新しくなります。そのため、新しい教科書にあった教科指導書と教材の充実が求められます。必要となります。また、今回の新しい教科書は、新学習指導要領に伴うもので、今までと違って時間数増、内容増がある教科書があり、教科書が大変ぶ厚くなりました。特に理数教育では内容増、英語教育では時間数増となっております。その他にもキャリア教育、道德教育、環境教育、食育の取り組みがあります。これらの準備はどうなっているのか、予算的措置は大丈夫なのか、お尋ねいたします。

第3点、空き家の活用についてお尋ねいたします。

今、愛荘町で空き家は何軒あると把握されているかお尋ねします。私の住んでいる、自分の住んでいる集落でも5、6軒あります。町全体で調査をしたら、相当な数になるのではないかでしょうか。今まで個人で、集落で何とかならないか、考えてみたり、相談してみたりしましたが、なかなか名案が浮かんできません、これが今の現状であります。しかし、隣の豊郷町では、空き家の古民家を滋賀県立大学生の協力を得ながら、10年間で11軒のお家を改修しながら残してきたと聞いてあります。そのような地道な活動の中から、地域活性化のエネルギーが出てくるのではないか。愛荘町でもそのような取り組みができるのか、町長の見解を求めて、質問を終わります。

○議長(辰巳 保君)町長。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)河村議員のご質問のうち、民泊と空き家対策についてお答えします。

まず、愛荘町では、今年はじめて都会の中学生を招き、農村体験型修学旅行を受け入れました。春は5月に兵庫県の垂水中学生33人、7月には東京の田無第4中学生69人、秋には田無第3中学生37人、合わせて139人の中学生を1泊2日の行程で受け入れました。

受入家庭は、一家庭3人から5人の中学生を、延べ37軒の協力をいただいたところであります。その時、私も今年はじめて農家民宿を受け入れていただいたご家庭数軒を回りましたが、来てくれた中学生が生き生きとして家族とふれあい、地元産の材料で田舎料理をともにつくり、味わい、土と触れるさまざまな体験と新しい発見に感動している様子に、こちらも中学生たちがこんなことが珍しく面白いのかと新たに驚いた次第であります。これは、受入農家のご家族にとっても新たな出会いと感動を残してくれた喜びのひと時であったと思います。

これまでの物見遊山的観光の修学旅行から、子どもたちに衝撃的な思い出を残し、人格形成にも寄与する体験型旅行に転換してきたその理由がはじめてわかりました。当町では受入家庭の募集をはじめ、農業体験型の農家民宿事業の展開を図るため、本年6月にあいしう農交愛ランド協議会というのを発足いただきました。この事業の推進を目指して、先日12月2日から4までの間、米原市を主会場に開催されました第8回全国ほんもの体験フォーラムに、本協議会のメンバーである受入家庭や農業者、団体、学校関係者等総勢50名の方々に参加をいただきました。

この、丁度24年後、25年後になりますと、もう少し多く、また25年後には日刊新聞が発行され、テレビやラジオなど学生の受け入れを予定しており、さらに翌25年度については、まだ受け入れ予定は聞いておりませんが、関係機関と連携し、希望校の拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、受入家庭の確保につきましては、あいしう農交愛ランド協議会で制作いたしました受入家族募集用のDVDを、区長会でも発表するなど、農家民宿を広くPRするとともに、このたび農村生活体験と題した募集チラシを全戸に配布し、受入家庭の募集を開始いたしております。

ここでのポイントは、受入家庭が農業を営んでいるか否かではなく、集落の中で、昔からの風土に根付いて生活しておられる方が対象であることあります。また、本事業は、受入家庭だけでなく、その家庭の周辺との地域交流が生まれ、双方にさまざまな良さが再発見できるものと考えています。今後も本町を訪れてくる子どもたちに、私たちのありのままの暮らしを体験してもらい、心の温もりや感動を得て、子どもたちの心の故郷にしてほしいと考えております。併せて、この事業が町の活性化につながることも大きな狙いの一つであります。

次に、空き家の活用についてでございますが、まず、愛荘町における空き家の数は把握できておりません。県内でも、多くの地域で人口の減少に転じており、空き家の課題は重要になってきております。ネットで調べて見ましたが、空き家対策に熱心な取り組みをしているところは、信州や山陰など過疎化が進み、人口減少が激しい町村が多いようあります。そのようなところでは、空き家の活用について、所有者の意向を把握し、家屋の間取りやマップなどリストを作成し、田舎暮らしを希望している都会の人たちに情報を提供しております。

一方、豊郷町では、とよさと快蔵プロジェクトと称し、NPO法人と県立大学との協働事業としてユニークな取り組みがなされています。そうした中、当地域では、滋賀県が行う地域定住支援システム構築事業というのがございまして、これに基づいて、平成22年度に県立大学、市町の担当者、商工団体、企業等が参画する湖東地域定住支援ネットワークという組織が立ち上がっておりまして、湖東1市4町の空き家民家の活用方法を研究しているところであります。

このネットワークは、平成22年度に湖東地域の一部で空き家活用の意識調査を行ったほか、先進事例に基づき、この地域に合わせた移住交流施策を開発しようとしております。空き家に住みたい、利用したいというニーズは必ずありますので、引き続き、この事業への参画を続けながら、県立大学の知見や商工会などと連携し、空き家利用の促進につなげ、地域の活性化を図るように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(辰己 保君)教育長。

[教育長藤野智誠君登壇]

○教育長(藤野智誠君)河村議員の教育の情報化ビジョンの充実と新しい教科書採択に伴う予算的措置について、答弁をさせていただきます。

ただいまの河村議員の教育の情報化ビジョンの充実と新しい教科書に伴う予算措置につきましては、1点目の教育の情報化ビジョンの充実についてであります。社会の情報化が進展する中、大量の情報の中から取捨選択をしたり、コミュニケーションの効果的な情報手段を活用する能力が求められています。将来の高度情報化社会を生きる子どもたちに、この情報活用能力を育成することは、学校教育においても重要と考え、情報教育の推進を図っているところであります。

毎年、実施している文部科学省の教育の情報化の実態等に関する調査において、滋賀県の充実度は全国に比べ低い状況にあります。愛荘町内の小中学校におきましては、現在パソコン一台当たりの児童生徒数は平均一台当たり6.5人で、滋賀県よりは高く、全国とほぼ同じまで整備しているところであります。

また、教師用パソコンの整備は、愛荘町は100%で、教師全員に1台のパソコンを整備しております。また、どの学校にもパソコン教室を設置し、クラス全員が同時に学習できるようにしております。電子黒板においては、愛荘町は各

校に1台ずつの整備ですが、パソコンと接続できる40インチのテレビを平成21年度末にすべての学級に整備しております。このことにより、教師が自分のパソコンを教室に運び、テレビに接続すれば、電子黒板とほぼ同様の学習ができるように整備しております。今後も教育や校務の情報化を推進するために、電子機器の整備を進めたいと考えているところであります。

次に、2点目の新しい教科書採択に伴う予算措置についてであります。新学習指導要領による新教育課程が、小学校においては今年度より、また中学校においては来年度より全面実施されます。「生きる力を育む」という今までの理念を継承し、さらに思考力、判断力、表現力の育成、伝統や文化に関する教育、理数の力の育成や外国語教育などの充実が図られます。また、学習内容が追加され、中学校の数学では有理数と無理数、解の公式を用いた2次方程式などの内容が、さらに理科ではイオンの学習や放射線の性質と利用、自然環境の保全と科学技術の利用などの内容が増えます。学習内容を繰り返して定着させ、さらに学んだことを実生活で生かせるよう、活用力や応用力の育成も図ります。また、体験活動を充実させた系統的なキャリア教育や豊かな心を育む道徳教育、自然や地域と共生する力を育む環境教育、健全な心身を育む食育の推進も重視しております。授業時数においても小中学校すべての学年で1時間または2時間の授業時数が増加しています。

この新学習指導要領に則り、新しい教科書の採択も行われました。内容によっては、今まで上の学年で指導されていた内容が、下の学年に移行することもあり、小学校においては昨年度より、また中学校においては今年度より、指導内容の先行実施を行っております。そのため一昨年度より新教育課程に向けての教材を準備しております。特に理科教材についての実験や観察用具、音楽については伝統芸能の学習教材である太鼓や箏、社会科については日本の地理や歴史、伝統文化などに関わる地図や地球儀、また外国語活動が小学校高学年に入り、そのカードやCD-ROMを準備いたしました。

さらに、中学校では、武道は必修となり、町内2中学校が柔道を選択しますので、畠やヘッドギア等の装具の購入をするなど、新教育課程の実施に伴う準備をしているところでございます。新教育課程に関わる学習はもちろん、より効果的な学習指導を行うためにも、今後も予算の充実を図りたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)河村善一です。民泊について再質問いたします。

1つは、来年度、先ほど浜松市、神奈川県ということでお尋ねいたしましたが、今年の予定、それに続く予定の修学旅行が京都に来られ、愛荘町に来られたという点、あるいは全国の修学旅行、教育旅行ですか、その方々のお話を聞くにつれ、今修学旅行のほとんどは体験型というか、こういう民泊型の旅行が望まれているというか、非常に多くなってきていることを考えると、人数は今の状況であろうかと思うのですけれども、受入家庭がやはり充実というのではなくて、近々の課題であろうかと僕は思うので、これをやはりもう早急に取り組まなければ、せっかく愛荘町あるいは子どもたちが第2のふるさとと言ってくれるような体験ができないのではないかということで、そのことについて、今プログラムとして、それをどのように考えられているのか。具体的に、もっと積極的に取り組もうとされているのかということを第1点にお尋ねしたいと思います。

第2点、交流型民泊だけでは、なかなか難しい。だから、地域の活性化、愛荘町の地域の活性化、伝統、びんてまりでもそののですけれども、びんてまりでも、やはり何日もかかるのだけれども、4時間ぐらいでできるプログラムの整備とか、そういうもの、あるいはもっと山芋体験でも受け入れてもらうような、そういうものの必要性が僕はあるのではないかかなと思うので、そうすれば、今の状態は24時間、子どもたちを受け入れて面倒を見なければならない状態が続いているわけです。それはやはりなかなか難しい。でも、そのある程度の3時間か4時間は、その体験に田植え体験に行く、あるいは稻刈り体験の面倒を見てもらうようなものの、育成も必要ではないかと私は考えるのですが、

そのことについての答弁がちょっとなかったので、そのことについてお尋ねしたいと思います。

それから、この民泊というのは、非常に私自身は中学生を3回ほど受入家庭をさせていただいて、それぞれ出会いに非常に感動がありましたので、民泊で愛荘町が変わるという実感をした一人でもあります。今までの、逆の言い方になるのですけれども、今までのウエストベント市との中学生の交流、栃木県那珂川町との中学生との交流が成果として本当にこのようなものにあったのかどうかと。逆に交流だけで、何というか、ありきたりの交流であったのかなという、ちょっと心配をしています。

だから、そういう意味で、もう一度見直しも必要ではないだろうかと。ウエストベント市での中学生の参加者が少ないと聞いておりますが、ここ数年来、訪問されているその成果はどうなっているか、今一度見直すべきではないかというように考えておりますので、そのことについて、何点か質問いたしましたが、お願ひしたいと思います。

それと、教育予算についてですが、充足率が大切だらうと思いますので、それぞれ充足率について十分見越して、充実を求めていきたいということを思っております。教育長の中に理科の充実もしていくというようなこともありますので、全国的な学校によっては40人学級においては顕微鏡が何台いるとか、あるいは一つひとつの理科備品についてはどれだけ必要かというようなところが出されていますので、その充足率を求めたいと思います。

この一般質問を提出したあと判明したところのことで、ちょっとお尋ねいたします。図書費についてでございますが、調査したところ、今年度の予算書を調べたのですけれども、それに載っていないので、学校の先生に聞いた中でわかつてきましたけれども、今年度の愛知中の図書予算は60万円、秦荘中の図書予算は80万円と聞いております。これもここ数年5年以上続いていると聞いておりますが、なぜこうなっているのか。愛知中と秦荘中では生徒数を見ても、学級数を見ても、愛知中が多いのに、図書費が少なくなっている。図書の充足率で考えてみても、愛知中が充足を満たしているという状態ではない。また、今年、60万円の予算で、前期予算40万円の図書を購入して、後期予算20万円の図書を購入しようとしたところ、後期の図書予算の購入は認められなかつたと聞いております。年度当初60万円を執行すればよかったです、新しい図書が年度途中で出れば、それを購入しようと考えていたと。残り予算についていつまでに執行しなければ引き上げとの連絡、通知も聞いていないと。今の状態では40万円の執行になつていると聞いておりますが、そのことについてどうなっているか1回、これは最初に通告しておりませんので、調べて報告してもらいたいと思います。わかれば答えてもらいたいと思います。さらに、各学校に3万5,000円の図書費が配られてから…

○議長(辰己 保君)そこそこ、あまり図書、図書に入らないでください。趣旨が違っていますので。

○6番(河村善一君)ただ、その充足率のことにつくと、まあまあこれで終わりますけれども、その充足率についてのことであるならば、問題だということを申し上げたいと思います。

あと、空き家のことについて、まちじゅうミュージアム構想がありますが、私はそれには町が、あるいは町民が元気でなければならぬと思っております。先日、豊郷まちづくりのホームページのDVD「豊郷小さなまちの大きな夢がある」ということのDVDがあるということを紹介され、早速購入してみました。非常に空き家での取り組みについて、最初に述べましたように、豊郷町では10年間、長期に渡り地道に活動され、地域を元気にされていたことに拍手を送りたいと思います。

愛荘町としては、町長、この取り組み、何か考えておられるのですか。今後、何か、やっぱりそういうものを、何かの仕掛けをしてやっていかない限りは、動いていかないと考えるわけですが、そういうお考えは何かないかどうかお尋ねして、再質問にしたいと思います。以上です。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)まずは、交流型の具体的な取り組みについてのお話でございましたが、私はびんてまりとか、そういうのも1つの案かなと思いますけれども、私はせっかく金剛輪寺があるので、座禅体験とか、ちょっと本質が変わらぬのかなとも思いますけれども、たまたま浜中さんこしゃべっていたら受けしますよと言つていただいて、ああいう

こともかなり自分を見つめる時間としてあったら、けっこいい体験になるのかなと思ったりしているのですけれども。その他の山芋のお話もございましたし、担当課長、北川課長いろいろこれがんばってくれたので、課長にもうちょっと述べてもらいたいと思いますが、それから、ウエストベントの質問がございまして、成果、これは理事の方から述べていただきます。

空き家対策ですけれども、これは確かに空き家が多いのはよくわかっていたのですけれども、愛荘町の場合は過疎が進んでいるわけでもなし、今までのところ、空き家対策を具体的にどうしようという考えはなかったのですけれども、これからやっぱり、せっかくの空き家が、そういうのが出てくる。22年に意識調査をした東円堂地区で、意識調査をしているのですが、その統計をちらちらと見たことがあるのですが、まだまだ地域の人たちが空き家をどんどん活用していきたいという意向は、あんまり見受けられませんし、希望がどうも少ないような感じもございました。ただ、いろいろ今人材派遣の問題が、総務省がまちづくりに全部国費を投入して人材派遣をするという事業がありまして、これはぜひ活用したいなと思っているのですが、そういう人たちに入ってもらって、地域のまちづくりと合わせて、何か考えられないかなというようなことは思っております。以上です。

○議長(辰己 保君)理事。

○理事(細江新市君)空き家対策につきまして、少しだけちょっと説明させていただきたいなと思います。先ほど町長が答えさせていただきましたように、湖東地域定住支援ネットワークというのがございます。これは政策調整室の職員が実は担当として参画させていただいているのですけれども、このネットワークなどのいふものかと言いますと、滋賀県の自治振興課の方が県の予算を活用して、地域の定住支援の研究に取り組んでおります。早くから、湖北、湖西の方で立ち上げを、県の方が主になって立ち上げをされました。その後、湖東地域の方にもそういうネットワークをつくって研究していくというようなことで、22年度にネットワークが立ち上がったということになってございます。県の方から県立大学に研究の事業委託をさせていただいていまして、県立大学の大学教授あるいは大学の男性研究員、それから県の自治振興課の職員、それから建築家、それと彦根1市4町の企画担当者が募って、いろいろ研究をさせていただいていると。今ほどありましたように、それぞれ1市4町でアンケート調査をさせていただいたというようなところで、なかなか研究成果がなかなか見えてこないものでありますけれども、実際的には、現状では毎月1回程度集まって、滋賀県の移住交流支援事業として現状の空き家、あるいは遊休施設の調査、利活用の研究、そういうもののまたデータベース化、都市への情報発信を今しているような状況でございまして、空き家対策につきましては、ちょっと今も話がありましたように、この近くでは多賀町さんが非常に興味を持たれているというのが現状でございます。引き続いて、そのネットワークに参画をさせていただいて、いろいろ研究をさせていただくということで思っているところでございます。

また、関連質問で、姉妹都市の話が出たのですけれども、ちょっと質問とだいぶんかけ離れていますけれども、町長の命でありますので説明させていただきます。姉妹都市交流の関係につきましては、中学生を派遣させていただいておりまして、かねてより、いろいろなご意見をいただいております。これについては、一定見直しをしていくかなどいうようなことで考えております。しかし、新年度から即いうわけにはいきませんので、やはり検証をしていきたいなというようなことで思っております。先般、10月19日に関係者に集まつていただいて、主に引率した者、あるいは前年度、その前の年も引率として参加した者に集まつていただいて、いろいろと話をさせていただきました。その中では…

○議長(辰己 保君)関連なので、もうそのぐらいで、そこに入つてもらわなくてけっこうです。

○理事(細江新市君)よろしいですか。そこで検証させていただいて、今後の方策を、また決めていきたいなというようなことを思っておりますので、また、まとめさせていただきましたら、またご報告をさせていただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)農林商工課長。

○農林商工課長(北川元洋君)先ほどの受入家庭の募集をどのように考えていくかというところでの答弁をさせていただきます。

今回、3回の受け入れにつきましては、農林商工課課員が昼夜問わず各家庭を探しに歩いてくれたおかげで何とか成功に終わることができました。当時、課いたしましては、今事業を体験型観光ということで、観光という事業として位置付けております。観光ありますので、単なる集客を図るという部分ではなく、やはり、そこで経済効果を生むということを大きな狙いとしておりまして、今回3校で約130万円、わずかでございますけれども、町内に経済効果が生まれたというふうにも考えております。

今後は、先ほど話にもありました愛荘農交愛ランド協議会を通じまして、研修会の開催、また受入家庭同士の交流を輪を持ち、先ほどの募集チラシ等を活用しながら、受入家庭の拡大を計っていきたいというふうに考えております。また、一番重要なことは、受け入れていただいた家庭が、それぞれ口コミでまたそれを広げていただくということが大変重要かというふうにも考えておりますので、そうしたことでも受入家庭の募集を行っていきたいというふうに考えております。

そして、またその他の体験部門でございますけれども、これにつきましても、協議会を通じまして、町のよさの部分を売りにして、それを体験と位置付けながら、活性化を図っていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、本事業を通じまして、自分たちの生活の、今までの間を、またよさを、今後のそれぞれの地域でのまちづくりに活かしていただければというふうに願っております。以上でございます。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(藤野智誠君)先ほどの教育予算のことについて、答弁させていただきます。

ご指摘のように充足率が最も大事であります。また先行してやっていくという予算という部分もあります。本町の教育予算全般を見まして、全国的に、もしくは県で劣っているという部分は、今のところは1つもありません。どちらかと言えば先行して、いろいろなことをやらせていただいているということでございます。

図書費のことについてご質問がありましたら、また全協の席にでもご報告させていただこうと思います。

○議長(辰己 保君)はい、6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)空き家について、ちょっと最後に、空き家は今現在よく中山道を通られる方がおられて、愛荘町は本当の通過点になってしまっていると。だから、空き家を利用して、いつも沓掛の仲間とよく会う時に、食事を食べるところがないと、食事をどこかで、食堂はありませんかと言っていても、8号線のコンビニを紹介するくらいしか、なかなか今現在ない状態が続いている。そういう意味では、空き家の1軒か2軒、ちょっとした食事ができる場所がないだろうかというようなことは考えているわけです。そういう活用、あるいは中山道を土・日曜日だと、東京から何日間もかかるですけれども、今日は多賀から歩いてきました、豊郷から歩いてきましたという方に、けっこう会うわけです、中山道にありますので。そういう方が、昼時になると、そういう食堂はありませんかと聞かれるので、それならば、今そういう前から言われる街道交流館、愛知川のところにできれば一番いいのですけれども、それはなかなかできないのなら、こういう空き家の活用方法もあるのではないかというように僕は考えるわけで、そのことについて、その活用方法を聞いてみたいと思うのですけれども、今現在はないということで、町長、お考えでよろしいですか。そういう活用の方法も考えてみたらどうかと、僕は思うのですけれどもね。そういう方法が1つでも開ければ、やはり、空き家の活用という、10軒全部が活用できるわけではなく、豊郷町でも10年間で11軒ですから、1年間に1軒ずつ活用するというような活用でしているわけですから、そういう活用方法があると、またもっと今の言われているまちじゅうミュージアム構想の、構想、夢物語的な具体的なものはないけれども、1つ1つが充実したものになっていくのではないかというような思いでいますので、そういうようなことについて、再度、見解があれば求めたいと思います。

○議長(辰己 保君)町長。

活用方法を今1つの例をおっしゃっていただきましたけれども、街道筋における活用方法はあると思いますので、ぜひまた知恵を絞っていただきたいなというふうに思います。

○議長(辰巳 保君)これで、6番、河村善一君の一般質問を終わります。

◇村木嘉博君

○議長(辰巳 保君)次に、12番、村木嘉博君。

[12番村木嘉博君登壇]

○12番(村木嘉博君)12番、村木嘉博、一般質問を行います。

総合防災マップについて、お伺いいたします。本町愛荘町は、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの作成を、平成21年2月に作成され、全戸に配付されております。こういうように。防災マップの目的として、淀川水系愛知川および宇曾川の堤防が決壊した場合に起こりうる最悪の場合の浸水状況を示しています。また、おおむね100年に1度起こりうる大雨により、愛知川および宇曾川が氾濫した場合に想定した浸水状況をシミュレーションされたものです。

秦荘地域については、斧磨と岩倉地域が50cmの浸水になるとシミュレーション、愛知川地域は平居、畠田、苅間地域を除いて、すべての集落が50cm未満から最悪の集落は2mから5m未満の浸水になるとシミュレーションです。

災害発生時の情報収集や避難活動を、町としてどのように考えているのか、答弁を求めます。また、一時避難場所の情報収集の方法について、答弁を求めます。また、高齢者、障がい者、難病の方々や万が一逃げ遅れた人たちの支援などは、どのように対応されるのかもお伺いいたします。

次に、地震ハザードマップについて、お伺いいたします。

地震ハザードマップでは、揺れやすさマップと地域の危険度マップがあります。揺れやすさマップを見ると、本町すべてが震度6弱から震度6強に示されています。特に、国道8号線からJR稻枝駅までは震度6強になると示しております。地域の危険度マップも、国道8号線からJR稻枝駅までの集落が、危険度2から危険度3の地域になっております。その他の集落は危険度1地域になっております。

危険度1は建物全壊棟数率が0から5%、危険度2は5から10%、危険度3は10%以上になっています。特に、国道8号線からJR稻枝駅の間の集落は、揺れやすさや危険度マップで危険度が大変高くなっています。地震はいつ来るかわからないもので本当に怖いものです。

町として、愛知川地域の住民に対して、どのような対応を考えておられるのか、答弁を求めます。また、このような状況では一時避難場所に行くことや、情報収集も無理だと考えますが、町としての見解を求める。

3つ目に、湖東三山スマートインターの開通について、お伺いいたします。

湖東三山スマートインターが、平成25年度の開通の予定になっていることを聞き及んでおります。開通に向けて、現在の進捗状況について答弁を求めます。

また、愛荘町として、インター周辺の活性化計画や農業振興対策計画、誰もが安心して働ける企業誘致計画など、答弁を求めます。

インターが開通となれば、どのような観光を考え、町としての観光資源をどのように考えておられるのか、町長より答弁を求めます。

インターから8号線までの道路アクセスなど、今後の課題だと考えます。利用者にとって一番利用しやすいアクセスが必要だと私は考えます。現在の道路アクセスについて、進捗状況や計画等について、答弁を求めます。

以上、一般質問を終わります。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午後5時50分

再開午後5時51分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き、会議を開きます。町長。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)村木議員のご質問のうち、湖東三山スマートインターチェンジの関係で、お答えをさせていただきます。

まず最初に、インターチェンジの名称が、先月の11月21日付けで、独立行政法人日本高速道路債務返済機構理事長から通知がありまして、これまでの(仮称)が頭についていましたが、それが取れて湖東三山スマートインターチェンジの名称として正式に決定をされました。また、秦荘パーキングエリアの名称も湖東三山パーキングエリアへ改称される予定であります。

さて、インター本体工事でありますが、国道307号からETC料金所までの県道工事は完了し、舗装を残すのみとなっております。一方、ETCから高速道路上下本線への進入道路につきましては、中日本高速道路株式会社が工事を担当しておりますが、会社の用地買収が諸般の事情から9月末までずれ込んだため、インターチェンジ本体工事の着手が3ヶ月ほど遅れました。現在、中日本高速は切盛土工、橋台2基、舗装工などの工事に入っておりまして、平成25年度中の供用開始を目指しているということであります、町といたしましては、今後の着実な工事の進捗を関係機関に強くお願いをいたしているところであります。

次に、インター周辺の活性化計画につきましては、国道307号からインターに進入するところの町有地に、地域の農業振興を見据えた観光拠点施設を計画しております。愛荘町の独自資源を活用しながら、個性重視の魅力ある施設を目指す考えであります。現在、その施設の基本設計の準備を進めているところであります。

さらに、企業誘致につきましては、湖東三山スマートインターチェンジの開設をPRするため、先般、県が名古屋市で開催いたしました「ひわこ立地フォーラムIN名古屋」に出席いたしまして、当日の参加企業に東海、北陸、近畿の結節点にある当インターチェンジの優位性を訴えてきました。その時得た情報をもとに、ある大手の外資系流通企業の東京本社、そして大阪支店を訪問し、ぜひ立地いただけるようトップセールスを展開してきたところであります。また、県の立地誘致部局にも再三にわたり、企業の紹介を強くお願いをいたしているところであります。

明るいニュースといたしましては、国道8号沿いのコカコーラの用地をUCC上島コーヒーが買収し、主力工場をここに立地するということで、去る11月に起工し、来年5月には操業を開始したい旨連絡があったところであります。

また、この夏ですが、国道307号の近くに20年前の平成3年から操業をされているカレーやスパイスなどの大手香辛料メーカーの甘利香辛株式会社が工場の大幅増設をされました。これも湖東三山スマートインターチェンジの開設が寄与しているものと思っております。

これらの企業は、いずれも地元雇用を期待できるものであります。町自前の企業立地用地を持ち合わせていない中で、紹介できる用地は民間企業が所有している未利用地であります、今後も空工場が未利用地などへの誘致活動を強化してまいります。

默氏班門錄卷之二十八

次に、観光振興では、東のランドマークを金剛輪寺、西のランドマークを中山道とし、インターチェンジを利用した客が、町を単なる通過点でなく、寄っていただけるよう工夫を凝らしながら、面的な観光資源の活用を図っていきたいと考えています。

次に、インターチェンジと国道8号を結ぶアクセス道路につきましては、これまで重点要望事項として、県当局にお願いをいたしており、現在、滋賀県湖東土木事務所におきまして、アクセス道路のルート検討や必要性の整理に取り組んでいただいているところであります。一方、犬上郡の各町でもそれぞれにインターチェンジのアクセス道路の必要性を主張しておりますが、これを受け、湖東定住自立圏域共通の課題として部会を設置し、協議を重ねているところであります。道路の実行計画であります滋賀県道路整備アクションプログラムに位置付けられるよう、引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

○謙長(辰巳 保君)総務課長。

〔總務課長小杉善範君登壇〕

○総務主課長(小杉善範君) 村木議員のご質問のうち、総合防災マップおよび地震ハザードマップについて、お答えをさせていただきます。

1点目の災害発生時の情報収集や避難活動ならびに一時避難場所の情報収集の方法についてであります。町では平成19年3月に地域防災計画を策定し、災害予防、災害応急対策、災害復旧およびその他必要な災害対策の基本を定め、総合的、計画的に防災行政の整備および推進を図っているところであります。また、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備充実により、災害時の人命の安全確保を図るため、各自治会において、自主防災組織の設置をお願いしているところであります。

災害発生時または発生する恐れがある場合には、町災害対策本部を速やかに立ち上げ、防災関係機関をはじめ、自治会から被害状況などの災害に関する各種情報の収集、把握をするとともに、災害の状況に応じて、町防災行政無線等により、避難準備地域や避難勧告等を適時に発令し、住民の安全確保を図ることを第1として、対応を図ってまいりたいと考えております。

また、地震や原子力事故など、発生予測が困難で、いつ起こるかわからない災害に備え、日頃から、自主防災組織などを通じて、避難訓練を重ねると同時に、高齢者や障がい者など、災害時要援護者の安否確認や連絡網、一時避難場所の認知についても、話し合うことが重要と考えております。

次に、2点目の地震ハザードマップについてであります。東南海地震や琵琶湖西岸断層帯における震度6以上の直下型の地震が発生した場合に、液状化危険区域として想定されるものであります。国においては、地震波が地表に到達して揺れが発生する前に緊急地震速報を受信し、避難行動を促し、被害を軽減することが期待されています。また、町におきましても、全国瞬時警報システムにより周知するほか、一時避難場所への到達や情報が遮断される災害となれば、広域的な災害が予想され、一自治体での対応は非常に困難な状況となってまいります。先の東日本大震災を教訓に、こうしたことも想定しながら、防災計画の見直しを進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(辰巳 保君)12番、村木嘉博君。

○12番(村木嘉博君)12番、村木です。再質問をさせていただきます。

スマートインターの事業について、町長より答弁をいただき、理解いたします。インターは旧秦荘時代からの念願の事業であります。全員協議会等で進捗状況の報告は事前にありましたが、再度確認させていただきますが、当初の計画より、ちょっと遅れていますというお話をありますたが、なぜ遅れたかの答弁を求めます。

あと、今後不規則について、住民に知らずどのよきに周知されるか、重慶簽名を求ぬます。当初、利用される方が

1日約1,200台～1,500台ぐらいだと聞きましたが、これだけの利用者があれば観光や企業に、愛荘町にお金を落としていただくことが理想であり、そのことは町の財源になると考へております。今まで、インターの開通に向けて、庁舎内で議論をなされておられたと思いますが、観光客、企業誘致、特に町長さんはトップセールスマンになっていただきまして、どれだけ財源が愛荘町の財源となるか、そのような計画はされていると思いますので、答弁を求めます。あと、ハザードマップについて、今ほどご答弁もいただきました。町の職員さんも同じように災害に巻き込まれる時に、その中で、ほんとうに愛荘町の住民が安心安全な避難の誘導ができるのか。その点について再度答弁を求めます。

洪水ハザードマップの作成は、平成21年の2月に作成されておられます、今までの気象状況では、もう考えられないほどの自然の異常気象や災害が起こりうる今日でございまして、私の考えといたしまして、ハザードマップのもう一度見直しが必要だと考えますが、町の見解を再度求めます。竜巻とかも起こっておりますので、竜巻について、住民の周知はどのように考えておられるのかも答弁を求める。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず、インターチェンジの用地買収が遅れた要因ですけれども、これは大きな所有者との話し合いが、ちょっと高速道路との関係、いろいろな課題から話がちょっと遅れたというように聞いておりまして、そのことによる供用開始の予定が極端に遅れているわけではございませんし、従来から25年というのは高速道路会社も言っています、ところが、25年のはじめなのか、春なのか、秋なのか、その辺は従来から、高速道路会社は確かに明言はしておりませんでした。今も25年度中は間違いないというようなことを言っておりますけれども、住民の皆さんに對しても25年、25年と言ってきましたので、特に遅れた、遅れたとは申し上げておりませんけれども、何とか取り戻しができるのかといったようなことを、高速道路会社の所長さん、あるいは県にも申し上げているところであります。それから、観光とか企業誘致とか、これは大事なあれでして、ここのインターチェンジができますと、高速道路会社のシミュレーションによても、かなり、要するに投資効率のいいところだと、ディバイサーと言うのですけれども、いいところだというふうに計算がなされておりまして、企業とか観光、農業いろいろなことに、計算上は、ちょっと今手元にございませんけれども、数億円の寄与があるんだというようなことを確か言っていたと思うのですが、非常にいいインターチェンジだというふうに評価をされているところであります。

○議長(辰己 保君)総務課長。

○総務課長(小杉善範君)ハザードマップのご質問中の災害が発生した場合に、町職員が、それすぐに対応できるかというご質問だったと思いますが、年に、町の訓練に合わせまして、職員の招集訓練等を行っております。ただ、できる限り自転車、自動車を利用せずに、自転車等で参集するようにということで、当然遠いところの職員については、連絡はできるのですが、参集できないというような状況もありますし、時間のかかる職員もありますが、そのような訓練をしながら、災害時に対応をしてまいりたいというふうに思っております。

また、竜巻の関係ですが、前回もあったのですが、結果として竜巻という形になりました、それをちょっと予測するという部分では不可能であったということあります。また、ハザードマップの見直しつきましても、防災計画と合わせて、どのような状況になるか想定しながら、考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長(辰己 保君)よろしいですか。

○12番(村木嘉博君)はい。

○議長(辰己 保君)これで、12番、村木嘉博君の一般質問を終わります。

ここで5分間休憩をします。

休憩午後6時06分

再開午後6時13分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇伊谷正昭君

○議長(辰己 保君)次に、7番、伊谷正昭議員。

[7番伊谷正昭君登壇]

○7番(伊谷正昭君)7番、伊谷正昭です。一般質問をさせていただきます。

先般、愛荘町の給食センターの竣工式も相済みまして、来年21年度の1月から、本格的に開業の運びと相成りました。幼稚園、小学校、中学校の子どもたちの生活習慣病の増加と体力・気力の低下が改善をされ、子どもの心身健やかな成長を期待しております。また、いかにも町の子どもたちに、安心安全な食事を提供し、伝えていくか、食育を高めていかなければなりません。さらに、社会問題として、環境負荷の増大が指摘をされ、町民の食事、給食を見直す時に、食材の環境、地産地消、また生ごみの活用方法などによります農業振興や農薬を控えた食づくりによる環境負荷の軽減も視野に入れるべきと考えております。

私たちの生活に欠かせない食、食を取り巻く環境の変化や食の教育力の低下などによりまして、健全な食生活が失われつつあります。生涯にわたりまして、健康で豊な人間性を育んでいくために、子どもの頃から食に対する興味や関心を育て、食に関する知識、食を選択する力を習得して、健全なる食生活を実践することが重要であろうかと思います。

そこで、1点目でございますが、学校、家庭における食育の計画はどのように策定をされているか、具体的に提示を求めるものであります。

2点目につきましては、地産地消について、できる限り、地場産物の食材を取り入れることが食と農の距離を近づけ、生産者等にとっても、給食センターが求める新鮮、安全、安心を、年間を通じまして安定供給ができるような具体的な策定を、生産者またJA等と湖東定住圏構想の中で、地産地消部会などもございます、今まで、どういう協議を重ねてこられたのかについて、具体的な計画について答弁を求めるものでございます。

3点目は、このセンターが竣工しまして、各施工業者等から引き渡しを受けました建物、設備、機器等につきまして、今後は事業者、すなわち教育委員会の維持管理、運営、危機管理、さらにはアレルギー対応、日常調理の作業管理と衛生管理、さらには設備機器のメンテナンス等々のモニタリング計画について、具体的な提示を求めるものでございます。

次に、給食センターおよび今工事をやっていただいている(仮称)多目的グラウンドの敷地の周辺の残地であります町有地の土地利用計画について、お尋ねをさせていただきたいというところです。

この土地は、旧愛知川町時代に、都市公園として、都市計画法の決定を受けた土地であります。現状の計画を見させていただきますと、給食センターの雨水排水計画として、下流の既設の排水路に流下能力がないため、このセンターの敷地内にコンクリート構造によります相当量の調整池が設けております。また、(仮称)多目的グラウンドの雨水排水につきましても、下流の既設水路なりが流下能力がないため、現状を見ますと仮設的な調整池計画になっているようであります。この排水計画につきましても、私の見る限り、計画的には思えませんし、その町有地全体を総合的な判断に立ちまして、今後の土地利用計画をどのように考えておられるのか、またこの地域全体の排水計画はどのように考えておられるか、答弁を求めるところであります。

次に、平成24年度の幼稚園通園バスについて、お尋ねをさせていただきたいと思います。

去る11月25日に全員協議会におきまして、24年度の通園バスにかかることについて、突如、協議事項として全協に諮られました。それが11月28日付の学校教育課長名で、「平成24年度のバス通園にかかる予備調査」というこ

とで、24年度の幼稚園申し込みの保護者のお宅へ、突如これが郵送されてきて、「24年度から有料運行として2,000円かかります、バス通園を希望するか、希望しないか。12月1日午前中に提出をしてください」という、こういう内容がありました。

保護者にとっては、前触れもなく、郵送による予備調査の回答でありましたので、本当にたくさんの保護者がびっくりされたようあります。これももっと早い時点で、保護者を集め、説明会等を行う方法もあったと思いますが、このことについての答弁を求めるところであります。

最後になりますが、去る10月30日に、愛知川町と秦荘町が合併をしまして、ちょうど5周年の記念事業が行われました、一定の節目を祝福ということで、意義深く感じておりますが、しかし、この開催内容について、私は理解しがたい点がございますので、お尋ねをするわけです。

このことは、この町の記念事業であり、イベントなどは町が本来は企画をし、町が主体性を持って運営すべきであるのに、よさこい江州愛翔が主体となる実行委員会を立ち上げ、団体に丸投げをされたということがございます。なぜ、このようになったのかということ、この町の大切な記念事業としてなぜ取り組まれなかつたのかということを、お尋ねするわけです。

2点目につきましては、この予算の使い道であります。この任意団体に使い分けを一切委託されたわけは、どういうことか、このような運営になったのかということを、ぜひ説明をいただきたい。この2点について答弁を求めるところであります。

以上、質問を終わります。

○議長(辰己 保君)理事。

[理事細江新市君登壇]

○理事(細江新市君)それでは、答弁が後先になりますけれども、最後の合併5周年記念事業につきまして、答弁させていただきます。

ご承知のように、合併以来、丸5年が経過をいたしました、今年度町制5周年記念事業を企画をいたしました。去る10月30日に開催し、あいにくの天候でありましたけれども、約1万5,000人の多くの方々にお集まりをいただいたと聞いております。

この記念事業を行う上で、愛荘町にかかわる多くの町民、団体、事業所などが連携を密にしながら、町民と行政とがパートナーシップにより開催することで、交流を通じて、お互いの融和を深めるなど、愛荘町民としての一体感を図り、次世代に夢のある愛荘町を目指すため、記念事業として合同開催をすることといたしました。

このようなことから、行政主体のイベントから、町民との協働により開催することで、さらなる町民の一体感の醸成が図れることから、実行委員会に委託事業といたしました。このイベントに参加していただける方を公募させていただき、よさこい江州愛翔のメンバーに応募をいただいたところでございます。

記念事業につきましては、第1部としては、町制5周年記念式典を開催し、行政主体で行い、第2部のイベントであります愛荘かまど祭りとよさこい大会については、合同開催とし、町商工会青年部および実行委員会が主体で開催をされたところでございます。あくまで記念事業は行政主体で、イベントについては、地域の主体となる住民、団体、事業所などが連携をしながら、創意工夫を凝らし、愛荘町らしさのあるイベントが開催できたというふうに思っております。

しかし、すべてが丸投げではなく、商工会青年部のご理解とご協力もいただき、行政と連携をしながら、何回となく準備を進め、成功裡のうちに終えさせていただきました。改めて、各関係各位のご協力に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)教育次長。

[教育次長村西作雄君登壇]

○教育次長(村西作雄君)伊谷議員のご質問のうち、給食センター開業にあたっての2点と、給食センター周辺の利用計画、そして、幼稚園通園バスについて、お答えをいたします。

まず、センター開業にあたっての学校、家庭における食育計画であります。町民全体の食育については、健康あいしょう21に食育推進計画が策定されており、関係各課連携して推進しているものであります。

さて、学校、家庭における食育計画でございますが、学校では、子どもたちの成長期に必要な栄養バランスを考えた給食の提供を行っております。また、食に関する理解や関心をさらに高め、食生活を改善し、豊な人間形成に寄与するといった教材として、給食時間や教科等で指導し、食育を位置付けることが必要であると考えております。

また、給食センターにおける食育でございますが、家庭向けに、学校での給食内容や、食を通じた話題を提供し、親子が興味や関心を持って、健全な食生活を実践することだと考えております。

食育の実践の場として、給食センターや学校での食育計画としましては、1つ目に地場産物を使用した給食の提供および調理の開発、工夫。2つ目に、メニュー選び給食の実施、これは例えば、子どもたちからリクエストをいただくとか、卒業バイキング等でございます。3つ目にオール電化施設による調理の体験。4つ目に展示スペースにおける食に関する情報発信、啓発などを考えております。

次に、給食センター開業にあたっての施設、設備、機器のメンテナンス等、基本的な考え方についてであります。施設の維持管理については、電気保安管理や消防設備、貯水槽点検清掃、エレベーター保守管理など、法的に必要とされているものについて見込むこととしております。また、施設運営にあっては、本施設は町職員をはじめ調理・配送の2委託業者の社員が混在することになることから、所長のリーダーシップにより、互いの立場を尊重する中で、適正で円滑な施設運営に努めたいと考えております。

次に、日常調理とアレルギー食の作業時や配食時の衛生管理であります。町で定めております衛生管理要領や衛生管理マニュアルに基づき、調理員や施設・設備の衛生管理、薬剤の取り扱い、検食・保存食保管の実施、食器かご・食缶・コルテナ・調理機械類の洗浄・消毒、野菜の洗浄や切り方、廃棄物の処理など、細かく定めておりまして、加えて、委託業者には定期健康診断や検便結果など、定期的に報告とともに、万一の場合の事故報告を求め、作業・衛生管理には万全の体制で臨んでいくこととしております。

また、危機管理についての考え方でございますが、安全安心な給食の提供が使命である給食センターにおいて、食中毒は絶対起こしてはならない命題であります。このため、先の衛生管理要領やマニュアルの遵守とともに、食中毒危機管理マニュアルにより、発生を未然に防ぐ所存です。

併せて、食物アレルギーのある幼児・児童・生徒に対しても、危機管理の考え方は重要と考えます。このため、学校給食における食物アレルギー対応の手引きにより、対応の原則や緊急時の対応、さらには校園長や給食主任、養護教諭、栄養教諭等の役割を示し、対応していきたいと考えております。

以上の基本的な考え方の中で、特に調理や配送委託業務にかかる町の定期的なモニタリングは必要であります。調理にあっては、毎月報告の業務日誌や修理・点検・清掃等実施報告書、残菜等計量記録表や検便検査結果表をはじめ、衛生管理要領、マニュアルに基づく報告書のモニタリングチェック、配送にあっては、配送記録や搬出時・到着時の温度記録等のチェックも実施し、万全を期したいと考えております。

また、これら月次チェックのほか、半期ごとのモニタリングも実施していく所存であります。

次に、伊谷議員の2点目、給食センター周辺の町有地利用計画について、お答えをいたします。

給食センターの敷地内 + 土地小面積から外 + その調整地 + ハウス地の総合の調整地 + 土地備 + たま

のあります。今後にあっては、現在整備中の(仮称)多目的グラウンドと合わせ、残地または芝生広場として計画しているもので、これらのゾーンの排水計画については、既設の下流水路の改修を含め、残地の芝生広場の整備計画の際に、改めて調整池を検討していきます。

次に、伊谷議員の3点目、24年度の通園バスについて、お答えをいたします。

来年度の通園バスの運行計画については、先月25日の全員協議会において、愛知川幼稚園の幼児専用バスへの移行、秦荘幼稚園のバス更新について説明し、4台の幼児専用バスについて、5年間リースで購入し、加えて月額2,000円の受益者負担を検討している旨、協議させていただきました。この際、幼児専用バスへの移行や更新はご理解いただきましたが、「リース車両の台数や大きさは、来年度の利用見込み数について調査をした上で決定すべき」とのご意見をいただき、急きょ、予備調査を実施したものです。

この調査結果は、送付245人に対し、回答者177人、回収率は72.2%がありました。回答者のうち、送迎希望者が91人で希望率は51.4%でありましたので、未提出者68人に、この希望率を掛け、愛知川幼稚園の来年度の利用者推計として69人、秦荘幼稚園は59人としております。この調査では2,000円の個人負担の考え方も示させていただいたこともあり、現行送迎者と比較して、それぞれ9人、20人の減じた希望者推計となりました。

調査の意見記入欄では、早急な有料化に対する不満や、有料化にしてももう少し安くといった声や、バス停についての意見、反対に転居ってきて無料なので驚いたとの声もいただきました。有料化については、送迎の基本は保護者であることや、愛知川幼稚園では現行利用率51%と、無償でサービスを受ける人と、そうでない人の差が生じ、受益者負担の原則からも必要経費の10数%、すなわち月額2,000円の利用料を負担願いたいとの思いであります。いずれにしましても、保護者への説明も含め、理解を求めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)農林商工課長。

〔農林商工課長北川元洋君登壇〕

○農林商工課長(北川元洋君)それでは、伊谷議員のご質問のうち、2点目の地産地消について、お答えさせていただきます。

湖東定住自立圏構想の地産地消部会では、取り組み方針や目標数値を設定した地産地消行動方針の策定、生産および消費状況の調査、管内の農林部局と学校給食部局、さらには学校栄養士を交えた地元農産物の利用拡大における会議などを開催しております。一方、当町では、今年度から、JA東ひわこの愛知中部野菜部会が中心となり、県単独事業の学校給食野菜供給拡大事業にも取り組んでいただいている 있습니다。

学校給食における地産地消拡大については、広域的な連携を柱に、まず町内の農産物、次に隣接の市町、さらに県内、国内と優先順位を定め、取り組んでまいりたいと考えております。さらに、生産拡大については、生産者とJAの連携を図っていただき、本年度より町の単独事業で始めましたパイプハウス補助事業などを活用していただき、進めてまいりたいと考えておりますが、価格面で大量生産地とのギャップをどのように解消するか、課題としている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)7番、伊谷正昭君。

○7番(伊谷正昭君)7番、伊谷です。今、方々から答弁をいただきましたけれども、この答弁は昨年9月に、私も同じようなことを質問をさせていただきました。前任者の方は「検討する」ということだけで終わっていましたけれども、今のお話もほとんど検討するような具体策というのは全然見えてこないというように思いますので、もうちょっとこの、来月から給食は開業をされますので、もうちょっと真剣にと申しますか、具体策を提示をいただきたいというところで

あります。今の答弁は何か、もう9月と同じような答弁に聞こえます。

ということで、まず、再質問でさせていただきたいのですけれども、学校給食においては、地場産物を使用し、地産地消なのですけれども、食に関する指導、生き方教材として活用することは、子どもが地域の自然や文化、農林産業に関する理解を深めるとともに、これらの生産などに携わっていただく人々の努力や食への感謝の念を育む上で重要であろうかと思います。

そこで、先に申したように、具体的な取り組み内容について、お伺いをさせていただきたいというところです。まず、地産地消で地場産物の活用の体制整備などのように組織で取り組んでおられるのか。愛荘町においては、どのような体制で取り組んでいるか。また、近隣市町および滋賀県ならびにJAなどによる生産流通販売ルートなどを、この流通システムの構築、あり方についても、もう少し具体的に答弁をいただきたいというところであります。それと、地場産業の活用に関する情報の提供による実施は、どのように取り組んでおられるのかということと、この地産地消の推進をする上で、有効的な手段であると思いますので、年間を通じて、地場産物の活用する割合に関わる食育のアクションプランの数値目標はどのくらいに考えておられるか、ということについての答弁を求めるところであります。

これは地産地消ですが、食育についてでございますが、これは先ほどもおっしゃるように、食をめぐる現状は、近年健全な食生活を失われつつあるために、地域や社会をあげて、子どもたちの食育をはじめ生活習慣病などの予防、また高齢者の基本となる食生活は楽しい食卓を図る機会の確保、食品の安全性の確保と町民の理解を同時に図っていただき、この食料の自給率の向上、それとこの地域に伝統ある食文化の継承などが必要であろうかというふうに思いますので、一つは家庭における食育の推進で、食育に関する理解を進む取り組みが必要になりますので、こういうどういうような方法で考えておられるか、答弁をいただきたい。

2点目は、幼稚園とか学校において、家庭や地域の連携を深めつつ、十分な食育を取り組んでいかなければならぬと思いますので、その取り組みの施策について、具体的に示していただきたいというところです。

それと、生産者と消費者との交流の促進ということで、環境と調和の取れた農林業の活性化の施策、基本的な施策についても、具体的に示していただきたいというところがございます。

それと、川久保地区の、今言いました給食センターと(仮称)多目的グラウンドを除く、先ほど答弁になかったわけですが、残地の土地利用計画は今後どのように考えておられるか、質問をさせていただいております。これが、たぶん抜けていると、落ちたと思います。

それと、今後計画が決まれば、この排水計画についても具体的に進めようというお話をしたのですけれども、今の多目的グラウンドの計画を見ますと、あの三角地が調整地というふうに聞いております。あれのネックは、私は東部開発道路の横断の管渠、排水路がネックかなと思います。それと、もう1つは給食センターの南側にございます、現在は田んぼなのですけれども、あそこの土地利用計画、それを含めた排水計画、最終は今の多目的グラウンドと給食センターならびに北側の田んぼ地域を含めて、同じところに流末になろうかと思います。もう1つは宇曽川へ放流されて、既存の管渠が小さいので、たぶんこういう調整機能を引く必要があろうかということで、たぶん暫定的につくっておられるのかなというふうに感じます。

それと、残地の土地利用計画の、例えば、造成、排水とか、流末排水工事にかかる事業費と投資効果を検討されたかどうかについても、質問をさせていただきたいというところです。

それと、今言いました排水とか、造成計画、それと、これは開発許可で開発計画がされていると思うのですけれども、町には建設・下水道課がございます。そういう課には担当者がありますので、その設計図とか、そういうふうに府内で検討されたかということを、お聞きをさせていただきたいというところであります。

それと、もう1つは、この通園バスについてでありますが、同じことを繰り返すようですが、11月28日付で郵送されて、保護者に届いて、保護者が受け取ったのは11月29日であろうと思いますが、アンケートの結果を、アン

ケートを12月1日に届けるということで、めれなりですけれども、誰か考へても、日かないことを、なぜこいついつに理解をされたのかなということと、12月1日に期限を切られたということを、もう一度、答弁を求めているところあります。

それと、この発送された責任者が教育委員会の学校教育課長名で出された、従来でしたら教育長名で文書を発送をされておられますか、なぜ学校課長名で出されたか。そういう理解のできる答弁をいただきたいというところであります。

それと、この学校課長名でバス通園にかかる予備調査を出されたということは、教育委員会の方は昨年までは愛知川小学校の教頭をされておりました先生ですので、当然理解をしておられると思うのですけれども、それとはまた、プロの運転手による運転をすることによって、より安全な安心なバス送迎を考えておられると思うのですけれども、現在の愛知川幼稚園の運転手は委託されればありますので、このプロの運転手と理解をしておりますが、愛知川幼稚園のバスの運転手につきましては、このまま変わりはないと考えておられるのか、考え方についての答弁をいただきたいというところです。

こういうことから、何度も繰り返すようですが、突如、そういう予備調査ということで郵送されたのですけれども、そういう保護者の中には年子とか、双子の方もおられて、大変余分な出費になるということで、大変私の方にもご相談があったわけですけれども、「議員さんとして、こういうことを知っているのかな」というような問い合わせられて来られましたので、多数そういう保護者をおられるはずですし、それと幼稚園、園に対して、幼稚園にも言ってなかつたということと、それともう1つは、このことは先に言いましたように、保護者の方も寄せていただいて、説明をして、保護者の声を聞くと、こういうことがなぜできなかつたかということを、再度お聞きをさせていただきたいというところです。

最後に、この5周年の記念事業であります、予算はたぶん200万円前後というふうに聞いております。そのうち20万円は愛知川の花火に使用され、これはちょっとわかりませんけれども、残りは250万円で、この5周年記念事業をされたということであります、この250万円の補助金は、出どころはどういうところから出てきたかということと、この委託した文化交流団体などがありますが、1団体だけに、この実行委員会を立ち上げてと申しますか、先ほどの理事のお話ですと、商工会なりに入って、立ち上げたというように言われましたが、公募されたということですが、これも少しわかりませんし、できたら、委員のメンバーはどういう人がしたのか、入っておられたかということと、それと、最後になりますけれども、ハーティーセンターで記念事業をされたのですけれども、私たちは前の方に座っていたのですけれども、後ろはほとんど参加者が少なかった。これはどういうことか、もう一度、せっかく記念事業ですので、たくさんの町民が来られるはずでしたけれども、あまりにも少なかったというふうに感じますので、その成果について答弁を求めるところであります。

以上でございます。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)私から、私が再質問に答弁するような立場ではないのですが、川久保公園用地の残地利用と排水計画につきまして、多目的グラウンドを着工させていただく時に、地元に調整池等の説明に入っていますので、私の方から説明をさせていただきます。

まず、ご案内のとおり、川久保公園用地につきましては、都市計画決定を受けまして、公園事業として決定させていただいたことは、ご案内のとおりでございます。その後、給食センターを貼り付けるということで、問題として都市計画決定から外させていただきまして、あと残りの部分につきましては公園事業用地として、できる限り、いろいろな財源を取り入れながら早く進めるということで進めてきたわけでございます。

それで、多目的グラウンドにつきましての財源は、すでに説明しているところでございますので、あの部分についてはすでに着工している。残りにつきましては、最初はちょっと財源の目途がついていなかったということでしたのですが、その後、社会资本総合整備事業の財源の目途が立ちましたので、それを約、あくまでも概算でございますけれども

ども、約1億3,300万円ほどをかけまして、いわゆる多目的グラウンドが宮特地公園に該当しますので、残りにつきましては緑地公園で、できれば芝生広場を含んだ公園として、したいというように考えておりまして、排水計画や調整池計画につきましては、ちょうど東部開発線をまたぎますので、先ほど議員がお話されましたように、できれば本来は給食センターをつくる時に、川久保のちょうど公園用地の西側の水路を改修いたしましたので、そこへ落としたかったのですが、そこへ落としますと、水量が足らないというか、断面が足らないということになりますので、いわゆる西側の公園用地から一旦東部開発線を回りまして、横断させまして、現在の調整池に入れるというような形を考えております。そして、ちょうど東部開発線の川久保橋の南側が高いとなっていますので、それをまず落とさないかん、それとその落として、宇曾川へぬける排水路の高さに合わせてこないとあかんということになりますので、そこら辺のレベルとか、あるいは整備後の水量を、この25年度の設計図にシビアに計算をさせていただきまして、いわゆる排水改修、排水路の改修も行なながら、全体の調整池の整備はやっていきたい。ですから、現在の調整池は暫定調整池になっておりますので、今後、あの面積を変える必要とするならば、あれをそのまま緑地公園と利用しながら、調整池にするか、あるいは専用の調整池にして、もう少し掘り下げる調整池にするかを、今後、水路との絡みでもって検討させていただきたいということあります。25年に詳細設計をさせていただきまして、その3ヵ年で残地一帯は緑地公園をしていきたいというように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)細江理事。

○理事(細江新市君)再質問にお答えをさせていただきます。

先ほどもお答えをさせていただきましたように、イベントに参画をしていただけるという方を公募させていただいて、愛翔のよさこいのメンバーの方が応募されたということで、その団体というところに実行委員会制で委託をさせていただいたということです。

この財源につきましては、一般財源でございます。他の補助金もないわけですけれども、一般財源という形でなってございます。あくまでも式典の方は、やはりああいう式典でありますので、行政が主体でさせていただいて、やはり、民の力を借りてしているというようなことで、先ほど話がございましたように、総合計画の基本理念については町民と行政の協働によるまちづくりというようなことになっていますので、そういうところで一緒に協働という形で、商工会の青年部も一緒に協働しながら進めてまいったというようなことになっております。

すでに、決算も出させていただきまして、予算的には270万円でございます。決算額は261万2,605円でございました。8万円余り残っているわけですけれども、これはすでに返金をいただいて決算を見てございます。

内訳を少し紹介をさせていただきますと、やはり一番大きな費用がかかってございますのが、踊っていただくステージの設営と、それから音響設備の費用でございます。これがちょっと金額細かいところは省略させていただいて、約179万5,000円かかってございます。それと、ステージの幕ですけれども、それは14万7,000円、それから、18チームという多くの方に来ていただきましたし、湖北の方からもたくさん来ていただきました。そういう関係で、やはり賞を出していこうというようなことも決まりまして、その審査をしていただく方の審査員の謝礼が4万5,000円、それから、その表彰させていただく表彰、それから盾、そういうものに4万9,000円余り、その他7万円がいろいろな消耗品になってございます。

これを合わせると210万円余りになるわけですけれども、残り、先ほど伊谷議員のお話にありましたように、5周年記念ということで、祇園の花火大会の方に20万円を負担をさせていただいている。

それと、当日、シャトルバスの運行をさせていただきました。これは式典も含め、それから愛荘商工会のかまど祭りも全部ひっくるめた中で、シャトルバスを運行させていただきました。その全部のシャトルバスの費用10万5,000円ですけれども、ここから支出をいたしております。それと、商工会と合同で、あの場所で開催させていただきましたので、警備員の一部負担、仮設トイレ等の一部負担というようなことで20万円商工会の方へ助成をさせていただいてという

ようなことでございます。

そういうことでございますので、ご理解のほどいただきたいと思います。以上です。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(村西作雄君)それでは、再質問にお答えいたしたいと思います。

食育の関係で、家庭での食育も重要だというようなお話をございましたして、先ほど答弁で、給食センターとして家庭における食育を支援できる、応援するのは、こういうことだというような答弁をさせていただいたつもりでございますが、家庭での食育というのは、いろいろな関わり、家庭には子育て支援の関わりもありますし、保健センターとしての関わりもあるうと思います。そういうことを含めて、食育推進計画を立てているわけでございまして、これは関係各課がこぞって、やはり家庭での食育というものを支援する、応援していくという体制をつくっていく必要があるなど考えております。

生産者との交流での提案もございました。つい先ほど、先日でございましたけれども、各小学校で給食で米飯を提供している農家さんとの交流会という、一緒に食事をして、いろいろな生産の苦しみ、楽しさ、そういうものも、その食事の中で、いろいろ会話をする中で進めて、そういう実践もさせていただいているところでございます。

それと、通園バスについてのアンケートでございました、急な話で、議員おっしゃるとおり、保護者の皆さんも惑われたというふうにも思っているわけでございますが、これにつきまして、大変言い訳がましくなるのですけれども、12月2日中には、そのアンケートの結果も含めて、債務負担の予定を提出するというようなことになっていまして、それまでに一定債務負担の金額を決めさせていただくのに、そのアンケートでの乗車希望人数というのも把握しなければいけなかつたというような思いがございました、このようになつたわけでございます。

ただ、それぞれ年少組の新入生については、現在、町内の保育園に通っておられる方は、その保育園に文書を配布させていただいて、あるいは年長組になられる方については、現在の幼稚園の年少組の保護者さんに私送をさせていただいたというようなことで、一定回収については、翌日であっても、あるいは翌々日であっても回答いただけたというような思いでございます。

それと、教育長名でなぜ調査しないのかというようなお言葉でございました。従来から、いろいろそれこそこういったアンケートとか、あるいは事務的な問題については、それぞれ担当課長なりが通知なりを文書でさせていただいているということでありまして、その通園のバスの方針について、こういうふうに決めたとか、こういう利用料をいただきたいとか、そういうものについては、当然、教育長名すべきものと思っておりますけれども、予備的な調査というようなことで、学校教育課長名でさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

ただ、プロの運転手で云々というところが、そのアンケートの一定の調査の中で出ておりまして、基本的にこのプロの運転手で、来年度以降していきたいということについては、秦荘幼稚園のことを指して記載させていただいたもので、ちょっと言い回しにもうちょっとの解説が必要であったと反省をしているところでございます。

また、年子さんとか双子さんとか、1つの家庭で、1家庭でお二人とかの年少組と年長組、あるいは年長組2人とか、といったものについての考慮でございますけれども、これについては保育園の保育料でもそういう制度がございますし、ご意見として参考に今後も検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長(辰己 保君)健康・子ども対策主監。

○健康・子ども対策主監(小西文子君)すみません、教育次長との重ねての答弁になるかとも思うのですけれども、愛荘町全体の食育推進計画ということで、ご報告、ご説明を再度させていただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

平成22年の3月に健康あいしょ21の中に含むという形で、食育推進計画というものを食育に関する行動計画として策定をさせましたところでございます。この中では、牛ほども伊谷謙昌の方がおーしゃっていらっしゃるのですけれ

ども、食育の定義というのも一 定させていただいておりまして、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の伝承、健康の確保などが図れるよう食について考える習慣や、食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を身につけるための学習などの取り組みを通じて、おいしく楽しく食べられる人を育てるというふうなことで、食育を定義してございます。

これらの人を育てるために、どうしていくのかというふうなことで、ここでは4つ基本方針を定めて、それぞれの分野において行動をしていくこというふうなことで、その基本方針、4つ定めたものに関しては、食に感謝をしよう、食を知ろう、地産地消を考え行動しよう、今特に注目をいただいているのが、地産地消という部分かなというふうに思っているところです。そして、正しい食生活を実現しようということで、それぞれの分野ということでは、家庭、個人、事業所等、行政も含まれですけれども、それの中でも、役割を果たしていくこというふうな定義をしているものでございます。

例えば、健康推進課でございますと、毎月の食、19日が食育推進の日になっているのですけれども、そういう結果や啓発を行っていくですか、学校ですと、学校の中での食育計画のプランを立てられて、それぞれの場において推進をされている。また、JAさんですと、JA食育教育プランというふうなものを立てられて、JA東びわこの方で活動をされている。また、健康推進協議会においては、食育親子教室というものを定期的に開催されて、子どもさん、保護者に対して食の大切さについて伝えていくというようなことで、それに取り組みを行っているところでございます。さらに、これに関しては、22年から26年度までの数値目標というものを付けさせていただいておりまして、この中で地産地消を取り上げますと、学校給食の地場農産物、現状値平成21年では20～25%というところだったのですけれども、平成22年の11月では33.1%というふうな形に増加していると、またさらに、これを増加していくというふうな役割が、今先ほどの農林商工課長の方から答弁がありました湖東圏域地産地消の行動方針というところに、さらに結びついていくというふうなことを思っております。徐々にではありますけれども、食育の推進に向けて、それぞれの分野で取り組み、交渉をしていくことで努力をしているところでございます。

それぞれの行動計画については、それぞれのところから報告をさせていただきます。

○議長(辰己 保君)農林商工課長。

○農林商工課長(北川元洋君)それでは、地産地消の活用整備という形でご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

行動方針につきましては、ただいま取りまとめ中でございます。当然、方針の中にも目標数値というものがございます。例えば、学校給食の部分につきましては、供給生産者数をどれくらいに持っていくかという現状と目標数値の設定を定めています。

また、湖東圏域でそれらの利用率がどれくらいにあったか、現状と目標値という形で目標数値を定める計画になっております。23年度中には、この行動方針を取りまとめていきたいというふうな湖東圏域での計画となっております。

また、販売ルートでございますけれども、先ほど申しましたように、町内の農産物をはじめとしたとして、優先順位を定め、納品をしていきたいというふうに考えておりますし、またJA等を中心に学校給食の部分に提供を図っていくように進めてまいりたいというふうに考えております。

また、23年度におきまして、先ほど申しました県単独事業の学校給食野菜供給拡大事業におきましての目標といたしましては、23年度タマネギを2,360kg、あとキャベツ、ハクサイ、ダイコンという種類がございまして、それらすべてをトータルいたしまして7,100kgを学校給食に供給していきたいという計画になっております。よろしくお願ひします。

○議長(辰己 保君)7番、伊谷正昭君。

○7番(伊谷正昭君)7番、伊谷です。再々質問をちょっとさせていただきたいと思います。

前後になると思うのですけれども、この地産地消とか、もう1つ先ほどお話をさせていただいた問い合わせの中で、食材の安心安全という面から、先ほどどのような形で、取り組んでおられるのか、もうちょっとわかりにくい面がございます。それについて、私も先ほどからもうちょっと具体的に提示を願いたいと言いましたのは、開業するのが来月ですので、何か遅いような感じがしますので、具体策が、それともうメニューがある程度できているかなと、そういうこともやっぱり取り組んでいただいているかなと、栄養士さんもおられますので、そういうこと含めて、お聞かせ願いたいという、食育とか、地産地消、ちょっと課長の方から回答をいただきましたので、わかるのですけれども、あともう少し、できていたらいいのですけれども、ちょっとそういうものの具体性が見えてこないということがありましたので、お聞かせを願いました。

それと、もう1つ、バス通園についてでありますと、現在、幼稚園の送迎は4ルート、A・B・C・Dですか、こういうコースで愛知川幼稚園あたりも送迎されていると思うのですけれども、近い集落の方、遠い集落の方が、園児が増となりますと、現在、送迎ルートを聞きますと大変無理が出てくるというふうに思います。現在、幼稚園の先生がバスに乗車されますと、出発から到着まで約1時間ぐらいかかるそうなのです。そういうルートの時間になりますと、園児の限界的な時間があろうかと思うわけですけれど、送迎バスの中で体調不良を起こす園児もおられるそうですし、送迎する時間が長くなったり、出発する時間が早くなったりする、保護者、園児に無理が生じているような気がしますので、その対応はいかにというふうにされるかということにお聞きをさせていただきたいというところです。それと、理事にちょっとお問い合わせしたいのですけれども、先ほどちょっと回答がなかったのですけれど、実行委員会の諸団体ですのと、メンバーの名前をいっぺん聞かせていただきたいと思います。以上です。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(藤野智誠君)献立等々の具体的なことをちょっと申し上げておきます。

今年の7月の夏休みの時点では、次の3学期の献立はもうできております。そして、野菜の使用の予定表というのを7月28日付けで、例えば、米が2,003kgを1月に使います、とかいうことを、具体的に全部把握されております。ダイコンとかタマネギの話も出てきましたが、ダイコンですと1月には584kg、2月には1,145kg使いますという、具体的な数字まで出して、そういうデータを農林商工課の方にお渡しをしていると、JAとまたいろいろなところとのそういう安全的に供給していただけると、そういうこともさせていただいている。

また、その時期には、年間で、献立で、どれくらいの量を、野菜等々を調理するのかということも、献立を基にして、そういう数値もデータをして、計画生産をしていただけるよう、そういう資料も給食センターとしては出させていただいている。そういう準備ができているということでございます。

幼稚園バスのこと、今触れたので、ちょっと一気に私がお話をさせていただくのですが、バスについては一番長いところで36分乗っています。1時間になるかということはA・B・C・Dというコースですので、子どもたちはAまで行ったら全部降ります。また、次のコースにいきますので、最大で36分、短いところで22分という、そういうバスの乗車になっています。健康面等々、そう問題はないのかなと思っています。

ただ、今度4台で回ります。中型2台ということで愛知川になりますので、今度はコースそのものは、もう少し中に入っていくとか、バス停そのものの設定は変えていかなければならないなど、そのことは検討材料になるなと考えております。以上です。

○議長(辰己 保君)細江理事。

○理事(細江新市君)実行委員会のメンバーでありますけれども、これは先ほども申し上げましたように、よさこい江州愛翔のメンバーが参画をしていただいたと、その実行委員会の他にメンバーはというと、その他はございません。そのチームのメンバーの方だけです。諸団体でいろいろご協力をいただいたのは、当日の開催についていろいろな協力をいただいたということですので、よろしくお願ひします。

④延会の宣告

○議長（辰己 保君）同時にこれで一般質問を終わります。

お諮ります。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辰己 保君）異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

再開は、明日12月14日、午前9時から本会議を開催しますので、ご出席くださいよう申し上げます。本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)

平成23年12月愛荘町議会定例会

2日目(平成23年12月14日)

開会:午前9時1分 散会:午後2時29分

議会日程

- 日程第 1 議案第66号 愛荘町合併振興基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第67号 愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第68号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第69号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第70号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 6 議案第71号 平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第72号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7

追加日程 動議 議案第70号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)の修正動議

出席議員(16名)

- 1番 徳田文治
- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡ゑみ子
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一
- 7番 伊谷正昭

8番 瀧 すみ江
9番 小杉和子
10番 西澤久仁雄
11番 外川善正
12番 村木嘉博
13番 竹中秀夫
14番 高橋正夫
15番 本田秀樹
16番 辰己 保

欠席議員(0名)

なし

④開議の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、おはようございます。

昨日は夜遅くまで定例本会議をいただきましてありがとうございます。

それでは2日目に入らせていただきます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、2日目の本会議におきまして、小西健康・子ども対策主監および北川管理課長が所用公務のために欠席しております。よって、代理として、酒井健康推進課長補佐または山本管理課参事が説明員として出席していますので、ご報告申し上げます。

⑤議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

⑥議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第1、議案第66号愛荘町合併振興基金条例の制定についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(福田俊男君)おはようございます。

議案第66号愛荘町合併振興基金条例の制定について、説明させていただきます。議案書の2ページ、別冊の説明資料の1ページをご覧いただきたいと思います。この条例につきましては、今回新たに制定させていただくものでございます。

条例を制定する理由といたしましては、別冊資料の1ページにもございますように、合併特例債は、合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費として、新町の一体性の速やかな確立と均衡ある発展に資するほか、総合的、効果的に推進するために行う公共的施設の整備や統合整備事業に充当するまちづくりのための合併市町村まちづくり建設事業と、地域住民の連携の強化または地域振興などのため設ける基金造成する合併市町村振興基金について、本起債を起こすことができるとされております。

本町においては、今まで学校教育施設や町有施設の整備など、まちづくり建設事業に利用する経費に充当し、今

年度には給食センター建設事業、あるいは体育施設の整備などを新町まちづくり計画に記載された本起債対象の大規模事業につきましては、一定の事業整備行うことができました。そこで、平成24年度以降の合併特例債の有効な活用方法として、将来に実施する事業の財源確保など長期的な財政運営の健全化を図るために、平成27年度まで毎年2億円程度を借り入れ、4年間で8億円程度を基金造成するため、愛荘町合併振興基金条例を制定するものでございます。

議案書にわたっていただきまして、2ページでございますが、愛荘町合併振興基金条例、この条例につきましては、7条で構成をいたしております。

第1条といたしまして設置の趣旨、第2条といたしまして基金として積み立てる額について定めるもの、第3条といたしまして基金の管理について定めるもの、第4条といたしまして基金運用収益金の処理について定めるもの、第5条といたしまして繰替運用について定めるもの、第6条といたしまして基金の処分について定めており、償還が終了した額の範囲内しか取り崩しができないもの、第7条といたしまして規則への委任を定めています。

付則といたしまして、この条例は、公布の日から執行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江です。2点ほど、確認の意味でお聞きしたいと思います。

合併特例債ですが、合併後の事業に使う場合と、この今出ております振興基金ということで、そういう基金造成に対する財政措置ということに使える場合とありますが、この両方ともが対象事業費の95%を充当率とされていると思います。元利償還金の70%については、今年度に普通交付税の基準財政需要額に算入されるという前提のもとにされていると思いますが、そうすると、事業に使う、この特例債を基金に積み立てておいて、事業に充当する場合は、私の計算するところでは一般財源としては、全体の事業費で33.5%というものを持つことになると思うのですが、これについて正しいのかどうか確認をお願いします。

それと、平成22年度の決算の概要で見ますと、今まで合併特例債、償還はされているのですが、金額はずっと増えています。22年度より23年度というふうに、起債金額は増えています。そういうことで、この償還計画を今後どのように立てて返して、返済をしようと思っておられるのか、何年後に、その返済を終わるということで計画を立てておられるのかということについて、質疑をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長(辰己 保君)総務主監。

○総務主監(福田俊男君)お答えいたします。

以前、ご質問いただきましたので、まず、1点目の充当率等の関係でございますが、充当率につきましては、今ご質問いただきましたように充当率につきましては95%、交付税算入額が70%ということでございまして、事業と同じ形でということかというようなご質問かと思いますが、他の事業と同じように合併特例債は同様に取り扱いをしていただくものです。

次に、返済計画でございますが、他市町の例も参考にしながら、10年間で償還を考えさせていただいております。10年間で償還をしたいと考えております。

ちょっと前後しましたが、先ほどの1点目の関係で、付け加えて申し上げておきますと、この合併債によります、この取り崩しのルールでございますが、積み立てた分の基金につきましては、償還が終了した分しか取り崩しができないということになっておりまして、積み立てた分の中で償還した分だけを取り崩しができるということになっていることを付け加えておきます。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午前9時09分

再開午前9時09分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第66号愛荘町合併振興基金条例の制定について、反対を表明します。

この条例は、平成24年度からの合併特例債の活用方法として将来に実施する事業の財源確保のために、平成24年度から平成27年度までの4年間で8億円程度の基金造成を行うという内容です。

合併特例債は言うまでもなく借金です。また、基金の貯金であり、借金をして貯金を増やすという考え方は異常そのものであり、道理のなさを継続保留しています。この合併特例債は市町村振興基金造成に対する財源措置の場合でも充当率は、先ほどお聞きしましたが、充当率は対象事業費の95%、その元利償還金は70%について、後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入されるというものです。理論的に言えば、国の持ち分が66.5%で、33.5%を一般財源で持たなければならないということを示しています。平成22年度末の合併特例事業債残高は、約12億円となっており、今後ますます増えていくことになります。

日本共産党が合併する時に指摘していたように、合併算定替えが終わりに近づく頃に、合併特例債の借金返しが深刻な状況になり、財政危機が訪れるという事態が考えられるもので、それを防ぐためには必要以上の起債を控えるべきだということを訴えて、反対討論いたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。議案第66号愛荘町合併振興基金条例の制定について、賛成討論を行います。

今ほどの制定理由の説明の中でも、市町村合併の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う整備事業に充てられるという説明もいただきました。また、平成24年後の合併特例債の活用方法として将来に実施する事業の財政確保のための基金造成を愛荘町合併振興基金条例で行うという説明もいただきました。将来的に考えますと、活用方法も適正であるということを考え、賛成討論とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第66号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、議案第66号愛荘町合併振興基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第2、議案第67号愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君)議案第67号愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例の一部を改正する

条例について、ご説明を申し上げます。

議案書4ページ、説明資料は2ページから4ページをご覧ください。一部改正の理由は、住民基本台帳カード等を利用して、多目的サービスを提供しておりますが、新たに図書カード機能を追加するものでございます。

この住民基本台帳カード等につきましては、住民基本台帳カードと、もう一つあいしょタウンカードがございます。この2つを意味しているものでございます。

そして、改正条例の要旨でございますが、説明資料にございますように、第2条に住基カードの利用目的について規定をいたしておりますが、新たに町立図書館の図書資料の貸し出しを受けるサービスを加えるものでございます。同様に、第5条にあいしょタウンカードについて規定しておりますが、愛荘町に外国人登録をされている方が、このカードの交付を受けて利用できるサービスの内容に新たに町立図書館の図書資料の貸し出しを受けるサービスを加えるものでございます。

付則として、この条例は、平成24年2月29日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。2点ほどお聞きいたします。この条例は住基カードを持っていれば、町内の図書館で図書を借りられるというものですが、その住基カードを出して図書を借りようと思って出して、そこで図書を借りることで確認やらして、その時に、借りた図書などの情報が住基カードの方に記憶することはないのかどうか。そういうことについて1点お聞きします。

そして、もう1つは、住基カードで図書を借りる場合、その住基カードが出された本人のものだということを、どのように確認するのかということについて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午前9時17分

再開午前9時18分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君)ただいま2点のご質問をいただいたと思います。

まず、1点目は、住基カードに借りた図書の記録が残るかということであったと思いますが、これは図書館の方のコンピューターに借りた情報が残るということでございます。住基カードで図書カードを持つことの、単なるそれの代わりになっているだけでございまして、そこ記録が残るわけではございません。

もう1点、本人確認でございますが、図書カードにも顔写真が入っているわけではありませんので、同じことでございます。以上でございます。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江です。私、住基カードを持っていませんので、住基カードは写真が入っていますか。

○住民福祉主監(杉本幸雄君)両方あります。

○8番(瀧すみ江君)それで、顔を見て本人確認するということでしょうか。ということで答弁をお願いします。

○議長(辰己 保君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君)住民基本台帳カードには、顔写真が入っているものと、そうでないものとがありますが、住基カードにはチップがついておりまして、暗証コードを登録しておりますので、それを入力することで本人確認ができるということになっておりますし、写真付きについてはさらに顔写真でも確認ができるということでございま

す。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江です。そうすると、暗証コードが入っているというのは、ちょっと単純なことで申し訳ないので教えていただきたいのですけれども、結局、この暗証番号を本人に確認するわけではないということですか。どういう意味なのでしょうか。持っている図書カードを出した時に、出した人と、それが本人のものだということを確認する場合ですね、この暗証コードというと、ちょっとわかり難いのですけれども。暗証番号を言うのか、どうということですか。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午前9時20分

再開午前9時22分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。議案第67号愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対を表明します。

この条例は、住民基本台帳カードに図書カード機能を追加する内容ですが、住基カードに図書カード機能を追加して、住基カードの使用普及を促進していくことが伺えます。住基ネット導入時に、日本共産党は全国民の住民票にコード番号を付け、氏名・住所・生年月日などの個人情報を、行政がコンピューターで一元管理するシステムをつくりあげ、国家の政策に動員していくことに本当の目的が訴え、国会や地方政治で反対しました。

この住基ネットのもとにつくられた住基カードは各種の個人情報を1枚のカードに預け、情報漏洩などの危険性があることを訴えまして、反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。議案第67号愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

改正する理由につきましても、住民基本台帳カード等を利用して、多目的サービスを提供していることと、住民の利便性を図るために図書カードを利用するものと説明をいただきましたが、また1枚で多数の利用ができるということも考えて、カードを複数持っていると不便が出てくることも考えられます。

今回のサービスは、住民の利便性を考えると適正であると考え、賛成討論とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、議案第67号愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第3、議案第68号愛荘町手数料条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君)議案第68号愛荘町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げ

ます。

議案書5ページをご覧ください。説明資料は5ページから7ページでございます。今回の一改正の理由でございますが、住民基本台帳カードを利用して、全国のコンビニに設置されている多機能端末から、住民票の写し、印鑑登録証明書を発行しておりますが、さらに、戸籍証明書と戸籍の附票の写しを交付するにあたりまして、手数料の額を定めるものでございます。

改正条例の要旨でございますが、別表の手数料を徴収する種類および金額について、現状は、町の自動交付機で発行する戸籍証明書の証明手数料は1通につき450円でございます。これにコンビニの多機能端末でも同様に発行できることとし、手数料についても350円に、従来450円であったものを350円に減額改正するものでございます。

また、町の自動交付機による住民票、戸籍の附票の写しの交付およびコンビニの多機能端末機による住民票の写しの証明手数料は1通につき200円でございますが、新たにコンビニの多機能端末機による戸籍の附票の写しに関する規定を追加するものでございます。

付則といったしまして、この条例は、平成24年1月11日から施行するものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。これもちょっと2点ほどお伺いしますが、全協の方でお聞きしました時に、このコンビニエンスストアの方でされる、そういうものを出される場合は、セキュリティーが7つあると言われましたが、その場で答えていただけませんでしたので、その内容を答弁をお願いしたいと思います。

そして、そのセキュリティーが実際実行されているのかどうか、情報についての漏洩がないのかどうかということを、確認されてるのかということを聞きましたら、今のところ確認はしていませんということでしたが、その後、確認はされたのかどうか、ということについて答弁をお願いします。

そして、このコンビニエンスストアで戸籍関係の証明書を出すようにできるというのは、日本ではじめてという説明もありました。そういうことで、法務省も慎重な態度ということでお聞きしたわけですが、具体的に法務省はどのような意見を言われていたのかということについて、答弁をお願いします。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午前9時29分

再開午前9時40分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君)1点目は私の方から、2点目、3点目は総務主監から説明を申し上げます。

1点目のセキュリティー対策でございますが、これは、本人認証は住民基本台帳カードのICチップと暗証番号で、まず行います。

そして、証明書類につきましては、写しではございますが、偽造や改ざんを防ぐための最新技術で暗号化して印刷するスクランブル画像、そして特殊判別装置で潜像画像が確認できる偽造防止検出画像の印刷、複写された時に原本でないことが明確に判断できるけん制文字処理などの特殊な加工を導入いたしておりますし、情報の漏洩防止対策として、従業員を介さず、本人のみの操作で交付を行います。

そして、取り忘れ防止のため、音声と警告表示で注意を促します。専用回線を用いてシステムへの第三者の侵入を防いでおりまして、スクランブル画像、暗号化での送信をしております。

証明書発行後、送受信されたデータは、コンビニの多機能端末マルチコピー機に、マルチコピー機を置いておきますが、コンビニセンターなどに保存や記録はされずに、自動的に削除をされるということでございます。

○議長(辰己 保君)総務主監。

○総務主監(福田俊男君)後段の2点のご質問にお答えしたいと思います。

まず、2点目にご質問をいただきましたコンビニ店舗等の実態調査の件でございますが、今回、このコンビニ交付につきましては、キオスク端末が整備されてあるのは、全国のセブンイレブンの店舗でございまして、全部で約1万4,000店舗と聞き及んでおりますが、愛荘町内におきましては3店舗ございます。これの実態調査ということでございますが、現実には店内後についての調査は試験運用させていただいた以後については行っておりませんが、基本的に、この契約については財団法人の地方自治情報センターとセブンイレブンとが契約を行った上で、セキュリティ対策につきましても、網羅をされておりますので、常時、情報センターの方において、これらの対応がされているものと解釈をいたしておりますので、また機会がありましたら、店舗の方につきましては、一度出向きたいと、こう思っております。

3点目の法務省との見解というふうなお話でございますが、あくまでも、法務局を通じまして、法務省に申請をさせていただき、運用をさせていただいているものでございまして、法務省の彦根支局の方からは実施いただきても差しつかえないというふうな文書での回答を得て実施いたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第68号愛荘町手数料条例の一部を改正する条例に対して、反対を表明します。

この条例は、住基カードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置している多機能端末から、現在発行している住民票の写し、印鑑登録証明書に加えて、戸籍証明書、戸籍の附票の写しを追加するという内容です。全協の中で、全国ではじめての取り組みであるということをお聞きしたところです。

また、7つの今お聞きしました、7つのセキュリティ対策があり、安全であると。コンビニにはデータが残らないなどのセキュリティの対策があるということで説明を受けましたが、日々のニュースを見ている中でも、パソコン上の数々の情報漏洩の事件も発覚しておりますので、本当に安全なのかと言えば、誰にもわからないことであり、間違いが起こる危惧もされるところです。

情報が漏洩されたなら責任問題となりますので、行わない方が安全だということを訴えまして、反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。議案第68号愛荘町手数料条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

今ほども説明がありましたが、現在も住民基本台帳カードを利用して、全国のコンビニエンスストアにて設置している多機能端末からの、住民票の写し、そして印鑑登録証明書を発行しております。

また、今回は、全協でも町長からのお話がありましたが、日本で一番最初に当町が取り入れるということは素晴らしいことだと思います。また、町内以外で、そして全国で利用できるサービスが町民の利便性を考えているものでありますので、賛成討論とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第68号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、議案第68号愛荘町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

④議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第4、議案第69号愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君)議案第69号愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案書7ページをご覧ください。説明資料8ページから9ページでございます。

一部改正の理由でございますが、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障がい保健福祉施策を見直すまでの間において、障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律、いわゆるつなぎ法が平成22年12月10日に公布されまして、平成23年10月1日に一部施行をされ、一部を除き、平成24年4月1日から実施されることとなってございます。この改正に伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

改正条例の要旨でございますが、このつなぎ法により、障がい者自立支援法が改正をされまして、この条例に引用している条項のずれが生じたために改正をするものでございます。

第1条の改正は、障がい者自立支援法第5条第4項以下が繰り下げられ、同条に新たな第4項として、重度視覚障がい者への同行援護が追加されたことによる条項のずれを改正するものでございます。

第2条の改正は、障がい者自立支援法第5条第8項、児童デイサービスが削られ、同条第9項以下が繰り上がるこによる条項のずれを改正するものでございます。

付則として、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から試行するものでございます。なお、今回の改正によります影響でございますが、法改正に伴う引用条項のずれを改正するのみでございまして、福祉医療費の支給に実質的な影響はございません。以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第69号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第69号愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

⑤議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第5、議案第70号平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(福田俊男君)それでは、議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。議案第70号平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)をご説明させていただきます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,037万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億6,840万2,000円とするものでございます。

第2条債務負担行為の追加および変更は「第2表債務負担行為補正」による。

第3条地方債の変更は「第3表地方債補正」による。

12ページをお開きいただきたいと思います。第2表、債務負担行為補正でございます。現在、幼稚園送迎バスにつきましては、愛知川幼稚園は持ち込みバスによる業者委託、秦荘幼稚園は運転業務の委託により実施いたしておりますが、町所有の幼児バスは16年経過し、経費節減と安全性の観点から、平成24年度からは車両のリースと運行業務の業者委託を考えております。幼児バスは特殊な車両でございますので、納品までに4ヶ月程度の期間を要することから、幼稚園送迎バス管理運営事業といたしまして、平成24年度から平成28年度までの期間で限度額は2,700万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

13ページにつきましては、第3表、地方債の補正でございます。交付税算定による発行可能額の変更に伴いまして、臨時財政対策債の起債限度額を4,560万円減の5億5,440万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。

事項別明細でご説明させていただきますので、16ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、地方特例交付金につきましては、いずれも決定通知により、児童手当特例交付金757万9,000円の減、減収補てん特例交付金219万円の減、合わせまして976万9,000円の減でございます。

地方交付税につきましても、交付決定通知により、普通交付税1億7,281万1,000円の追加。

国庫支出金、民生費国庫補助金障がい福祉費補助金につきましては地域生活支援事業等にかかります地域生活支援事業補助金41万6,000円の追加、土木費国庫補助金につきましては地積調査対策費補助金15万円の追加、国庫補助金合わせまして56万6,000円の追加。

民生費委託金につきましては、こども手当事務事業委託金42万4,000円の追加。

県支出金の総務費県補助金につきましては、補助制度の増設に伴い、微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業補助金8万円の追加。

民生費県補助金につきましては、医療費ならびに福祉等によりまして、福祉医療補助金598万3,000円の追加、障がい福祉補助金につきましては難病患者等居宅生活支援事業費補助金3万7,000円の追加、地域生活支援事業補助金20万8,000円の追加、制度改正によります障がい福祉システム改修ならびに通所サービス利用促進事業にかかります障がい者自立支援臨時特例事業補助金132万3,000円の追加、児童福祉費補助金につきましては運営費等改装部分の引き上げによります児童健全育成事業費補助金67万2,000円の追加、子育てならびに保育料徴収システムの改修、合わせまして、子育て支援環境緊急整備事業補助金238万8,000円の追加。

衛生費県補助金につきましては、新型インフルエンザ対策が季節性インフルエンザ対策に移行したことによりまして、新型インフルエンザ対策接種助成費臨時補助金41万9,000円の減。

農林水産業費県補助金につきましては、スーパーエル資金借入に伴います農業経営基盤強化資金利子補給費補助金2,000円の追加、中山間地域等直接支払交付金につきましては全額国庫補助となり4万円の追加、農地・水保全管理支払推進交付金で、交付決定によりまして11万3,000円の追加、水田の利活用と野菜自給率の向上を図るため、しがの水田野菜生産拡大推進事業費補助金84万7,000円の追加。

土木費県補助金につきましては、地籍調査対策費補助金7万5,000円の追加、18ページに移りまして、県補助金合わせまして1,134万9,000円の追加でございます。

民生費委託金につきましては、国が、全国の在宅障がい児・者の生活実態のニーズを把握するための生活のしづらさなどに関する調査委託金4万4,000円の追加。

寄付金の学校教育費寄付金につきましては、滋賀銀行愛知川支店取引先で組織をされております愛知青年経営研修会さまが50周年記念事業にかかります社会貢献活動として学校図書購入資金30万円の寄付による追加。

繰越金につきましては、財源といったしまして前年度繰越金420万円の追加。

諸収入の雑入につきましては、総務費雑入といたしまして姉妹都市交流派遣事業の参加者4名減によります参加者負担金79万2,000円の減、職員定期健康診断受診に伴います県職員互助会より定期健康診断費用助成金25万8,000円の追加、民生費雑入につきましては福祉医療費高額療養費返還金532万4,000円の追加、老人保健制度の廃止に伴います県国保連合会の老人保健診療報酬支払勘定剰余金返還金113万3,000円の追加、平成22年度障がい者自立支援医療費国庫負担金の精算におきます返還金6万9,000円の追加、教育費雑入につきましては地域遺産セッション参加者受講料5万円の追加、雑入合わせまして604万2,000円の追加でございます。

町債、総務債につきましては交付税算定によります発行可能額の変更に伴いまして、臨時財政対策債4,560万円の減でございます。

21ページをお願いいたしたいと思います。次に歳出でございますが、議会費につきましては一般質問傍聴時間によります手話通訳謝礼1万4,000円の追加、定例会会期延長あるいは委員会設置によります会議録反訳手数料18万8,000円の追加、議会費合わせまして20万2,000円の追加。

総務費、一般管理費につきましては財源更正。

財産管理費の役務費につきましては、町内公共施設に保有いたしております0.5mg以下微量PCBに汚染の恐れのある回転器具等の適正処理を行うために、住建材のPCB分析調査手数料で16万8,000円の追加。

委託料、工事請負費につきましては、愛知川庁舎外壁タイルの一部が剥れておりまして、外壁全面打診調査委託料68万3,000円、合わせて緊急補修工事といたしましてタイル張り替え工事請負費110万3,000円の追加。

企画費の役務費につきましては、現東近江警察署愛知川警部交番所敷地約4,650平方メートルと、それから交番等の建物を滋賀県から買収を行うため、不動産鑑定手数料58万6,000円および敷地内に位置しております法定外公共物の里道水路部分にかかります登記手数料35万円の追加。

委託料につきましては、姉妹都市交流中学生海外派遣事業の参加者4名減によります294万6,000円の減、町顧問弁護士委託料につきましてはPR看板にかかります損害賠償行為請求訴訟事件に伴います弁護士委託料21万円の追加。

電子計算費につきましては、子ども手当特別措置法や自立支援法の改正、扶助公助の見直しなどによります制度改正によりまして、子ども手当、障がい者福祉、保育料システム改修にかかります電算システム開発業務委託料238万9,000円の追加でございます。

22ページをお願いいたします。地域安全対策費につきましては、防犯灯の電球の球切れによりますナトリウム球等の購入費用95万4,000円とランプ等の取り替えにかかります街路灯の維持管理委託料8万4,000円の追加、総務管理費合わせまして358万1,000円の追加。

民生費社会福祉総務費につきましては、福祉医療費の1件当たりの医療費ならびに保険受診等の増加によりまして931万3,000円の追加、第3子目以降出産育児一時金につきましては、見込み件数9件の増によります135万円の追加、障がい福祉費につきましては、12月1日を基準日に全国約4,500国勢調査スタッフに、居住をします在宅の障がい者の生活実態とニーズを把握するため、当町におきましては中宿地区におきまして、生活のしづらさなどに関する調査実施にかかります調査委員報酬 調査協力謝礼 消耗費合わせて4万4,000円の追加 委託料につきまし

では保護者の就労等によります利用者ならびに利用時間の増加によりまして、日中一時支援事業委託料83万2,000円の追加、負補交につきまして、新たに1件の申請に伴いまして在宅重度障がい者住宅改造費補助金25万円、また利用者の増に伴います通所サービス利用促進事業補助金64万4,000円の追加、償還金利子および割引料につきましては平成22年度の身体障がい者関係国庫補助金の返還金245万5,000円の追加でございまして、社会福祉費合わせまして1,488万8,000円の追加でございます。

児童福祉総務費につきましては、学童保育所の利用者ならびに開設日数等の増に伴います運営費等の階層区分の引き上げによりまして、放課後児童健全育成施設指定管理料25万1,000円ならびに放課後児童健全育成事業委託料89万円1,000円の追加。

衛生費予防費につきましては、新型インフルエンザ対策が、通常の季節性インフルエンザ対策に移行されたことによります補助事業の廃止に伴いまして、予防接種委託料につきましては財源更正、接種費用として事業の廃止に伴います予防接種助成金41万6,000円の減、環境衛生費につきましては、環境審議会開催に伴う委員報酬5万6,000円の追加。

次の24ページに移りまして、負補交につきましては、子ども手当の対象増に伴います愛知郡広域行政組合負担金2万円の追加、保健衛生費合わせまして34万円の減でございます。

農林水産業費農業振興費につきましては、中山間地域等直接支払事業については上牧野地域からの要望により確認調査事務を行うために賃金・旅費・消耗品等を減額をいたしまして、対象農用地勾配測量事務委託料11万6,000円に予算更正をするほか、農地・水保全管理支払推進交付金の交付手続きによります消耗品費5万4,000円の追加、負補交につきましては認定農業者に資金貸付しましたスーパーエル資金、借金に伴います農業経営基盤強化資金利子補給補助金6,000円の追加、しがの水田野菜生産拡大推進事業費補助金につきましては、水田の利活用と野菜自給率の向上を図るために、愛知中部野菜部会に、新たな販売用野菜生産拡大等に対する支援として84万7,000円の追加、農地費につきましては、山川原地区ほ場整備事業畦畔ブロック測量業務ならびに補完工事等の精査、さらに軽野地先の排水路付け替え工事に伴います登記業務など委託料35万円の追加、負補交につきましては国におきまして緊急的に戦略作物生産拡大完全基盤研究整備事業が構成されまして、小規模施設整備事業として、揚水機場の新設、改修など愛知川沿岸土地改良区事業補助金といしまして141万3,000円の追加。農業費合わせまして272万9,000円の追加でございます。

土木費の道路橋梁費につきましては、道路橋梁点検業務委託料360万円の減、道路新設改良費につきましては、県道神郷彦根線路線測量業務および県道湖東三山インターチェンジ線道路改築工事ならびに信号機設置時にかかります県単独道路改良事業地元負担金168万8,000円の追加、道路維持費につきましては台風等災害復旧道路事業の増によりまして臨時職員賃金13万4,000円の追加、道路維持補修事業といしまして中山道滋賀銀行ほかカラー舗装工事などの工事費の増に伴いまして一部上水道負担金236万円の追加、道路橋梁費合わせまして58万2,000円の追加でございます。

下水道費につきましては、公共下水道事業の増額に伴いまして下水道事業特別会計繰出金1,432万5,000円の追加、地籍調査費につきましては、香之庄工区の作業面積増によりまして、業務委託料30万円の追加、都市計画費合わせまして1,462万5,000円の追加でございます。

26ページに移っていただきまして、消防費防災対策費につきましては、原発事故等によります放射線の影響に備え、町内の平常時の値を把握するため、両庁舎にガンマ線の線量率を測定する放射線測定器購入費として102万1,000円の追加。

教育費、小学校費・中学校費の教育振興費につきましては、先ほど歳入で申し上げましたように、愛知青年経営研修会さまが50周年記念事業にかかります社会貢献活動としての学校図書購入資金としていただきました30万円を

各両小・中学校の図書購入費に配分するほか、原発事故に備えた体制あるいはまた人体への影響など正しい知識を教えるため教材として、ガンマ線を測定する簡易の環境放射線モニター測定器1台ずつを配付するための備品購入費としまして、小学校費68万円、中学校費33万8,000円の追加でございます。幼稚園費につきましても愛知青年経営研修会さまから寄付された図書購入費を両幼稚園に配分するための備品購入費7万4,000円の追加。

公民館費につきましては、愛知川公民館の冷却水ポンプが経年劣化によりますポンプ交換にかかります修繕料12万9,000円の追加、文化振興費につきましては、地域講師等謝礼の5万円の追加、社会教育費合わせまして17万9,000円の追加でございます。

28ページでございます。保健体育総務費につきましては、全国青年大会女子バレーのバレーボールの出場によりまして、スポーツ大会出場激励金10万円の追加、体育施設費につきましては、秦荘体育館消火設備の自家発電装置の制御板の修繕料57万3,000円の追加、保健体育費合わせまして67万3,000円の追加。

諸支出金財政調整基金費につきましては、普通交付税の交付決定通知によります増額に伴います財政調整基金積立金に1億円を追加するものでございます。

29ページにつきましては、特別職の補正予算給与費明細書を記載させていただいております。表の上段には補正後を、中断は補正前の内訳でございまして、下段の比較につきましては環境審議会開催等によります報酬の増によるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。質疑を行います。

まず、12ページの債務負担行為について、お伺いをいたします。幼稚園送迎バスの運営管理事業で限度額が示されておりますが、今ほどの説明の中でも、バスの納期が4ヶ月かかるんだというお話をいたしましたが、4ヶ月かかるが、この時期に出すのはいかがなものかと、もっと早く出していただいて、議員とまた協議をしていくのが本来のやり方ではなかったのかと思いますが、その点について、今までどのような協議をなされてきたのか。そして、何をきっかけでリースをするという運行体制になったのか、答弁を願いたいと思います。

また、納期が4ヶ月ということならば、運行されるのは24年の4月だということを聞いておりますが、4ヶ月であれば1、2、3、4と4月が納期になるのではないかと。それでは間に合わないのではないかと思うのです。もし、それが間に合わなかつたら場合にはどうされるのか。本来もうリース業者が決まっているのではないですか、これは。間に合わないということは、その点について答弁を求めます。

次に、21ページの企画費の中で不動産鑑定手数料があります。全協でも説明をいただきました。東近江警察署の愛知川交番署の土地取得の部分で、県と町の買収に必要なものだという説明をいただきました。買収することに対しては、町の財産となることですので賛成はいたします。しかし、昨日の答弁の中にもありましたし、今日の新聞を見ますと、JAの方に代替地で郡役所のためにするというような記事もありました。私は断固として反対しますが、その目的で農協に対しての代替地の目的でやられるのか、再度聞きたいと思いますので、答弁を求めます。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(村西作雄君)私からは債務負担をお願いしております送迎バスの管理運営事業のご質問にお答えをいたしたいと思います。

今までの協議ということでございましたけれども、このバスにつきましては、従来から、秦荘幼稚園については、使用年数が15~16年経っていて、相当老朽化しているということと、加えまして、愛知川幼稚園については、昨日的一般質問でもお答えしましたとおり、貸切バスでの業者運行ということでございまして、幼児専用シートを配した幼児専用バスで、安全に、両園とも運行したいということがございまして、今回の提案となつたものでございまして、これにつ

ましても、リースがいいのか、購入がいいのかというようなことも検討いたしましたけれども、購入の場合は、車庫等の整備の必要もございますし、そういうことでリースというような考え方で提案をお願いしているものでございます。納期につきましては、4ヶ月というような、ただいま総務主監からご説明がありましたけれども、本日議決いただいたら、早急に業者の決定をしていきたいというふうに思います。秦荘幼稚園につきましては、まだ車検もありますし、4月に入ってもそのままそのバスを運行するということが可能でございますけれども、愛知川幼稚園も中型2台につきましては、できるだけ4月の新学期までに間に合うように要望、要望というのですか、お願いをしていきたいと思いますし、また、今後そのリース業者に決定した時点で、納期等については相談もしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひします。

なお、リース会社が決まっているのではというようなご質問もございましたけれども、そういうことは一切ございませんで、本日議決いただきましたら、ただちに入札の準備にかかる、そういう考え方でございますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)この不動産鑑定手数料の件についてですけれども、昨日も説明しましたとおり、この用地は最終的にJAIに売り渡すということでございます。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)まず最初に、教育委員会に再質問させていただきます。

今日議決をいただいたら、入札の準備をされるんだというお話やと思うのですけれども、入札の準備にやはり数日かかるわけでしょう。ということは、先ほど僕が言ったとおり、1月、2月、3月、4月、4ヶ月かかるから超えるのです。24年の4月から運行されるわけでしょう。これはもう間に合わないと違うのですか。間に合いますか。4ヶ月という言葉を聞いています、総務主監から、全協の説明の中でも。3ヶ月かかるというのだったら、まだわかりますけれども、5月から運行されるのですか。おかしいでしょう。本当の納期はいつなのか、予定している納期を再度確認させていただきたいと思います。

また、町長が今ほど、昨日も答弁されたということで、JAIに代替地と渡すということです、答弁だったと思います。断固として、町のものを、昨日も竹中議員がいろいろなお話をされたと思います。あそこは県から買うならば、町が持っていて、今後いろいろな活用方法があると思うのです。民に渡すということは、いろいろなことが考えられますので、私は町が持って、今後の活用方法、民に渡すのではなくて、町の財産として考えてもらうのなら賛成です。民はどうかなと思う。なぜ、そこまで町長がこだわる必要があるのか、今もいただきましたけれども、総合計画の中にあるんだという話も出ました。しかし、それが本当に住民の民意であるか問わなければならぬ時期が来ると思います。私は断固として、町の財産で持っていただきながら賛成であります。

農協に対しては、断じて反対を申し上げていますので、再度、本当にもう、先ほど町長が農協に渡すんだと固い意思がもう一度あるのか、再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)この用地は、旧郡役所の用地の代替用地として取得をして、そして、JAIにそれを売り渡し、今のJAの用地を買うという、こういう前提で、これを取得いたします。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(村西作雄君)今ほど本田議員から本当の納期はというようなご質問であったと思うのですけれども、私どもがこのリースの概算の費用を組むに当たって、業者からにも納期についても確認をいたしました。あるメーカーについては3ヶ月でなんとかいけるであろう、あるメーカーについては4ヶ月はかかるというようなことでございましたので、最大4ヶ月かかるというような説明をさせていただきました。納期については極力間に合わせるような形でお願いしたいといきたいと思っています。そのためにも早くリース業者も決定をされてもらうと認識しております。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。再々質問を教育委員会にいたします。

例えば、間に合わなかった場合、どうするのか。幼稚園送迎バスについて、いろいろなシートの問題とか、どういうバスを利用されるかわかりませんけれども、絵を描いたりするのかもわかりません。そういうのも、例えば、議会の方に示していただきたい。例えば、絵を描くのでしたら、こんなことを描くんだと、幼稚園バスとわかりやすい幼稚園バスだということも示していただきたいが、本当に間に合わなかった場合のことをお聞きしたいと思います。また、それについて答弁を願いたい。

町長の話では、やはり、固い意思だと思いますが、質問じゃないので、私は断固として農協に対しての代替地は反対ということを表明させていただきますので、ご理解いただきます。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(村西作雄君)バスの外へのいろいろなデザインでございますけれども、基本的に黄色い通常のマニュアルの児童バスというような考え方で、そこに愛知川幼稚園とか、秦荘幼稚園とか、そういう名前を入れる程度でしか考えておりません。納期については、もう間に合うと確信をしております。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑はありませんか。10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄です。

今本田議員が、その交番用地の買収について質問されました。その件について、町長にお伺いしたいと思います。

昨日も、竹中議員が一般質問で質問されましたが、その時に町長の答弁は「議論をしてきた」と、こういうふうな答弁をされました。それならば、いつ、どこで、どういう議論をされたか。時系列にお答えいただきたい。

私が全協で記録しておくのを、ちょっと読ませてもらいます。まず、2月18日、これは協議事項として、一応出されました。その時の回答は、「後日、日を改めて議長と相談して協議する」という答弁が私には記録しております。これ1回のみ、あとは報告事項です。

報告事項が3月23日に旧郡役所の保存についてと言って、報告事項がありました。また、7月5日、これも報告事項として旧郡役所、これは23年、結局、JAが4月18日に最終通告があったと。そしてまた、愛知川支店の運営委員会というようなことの諸々のお話、そして、24年4月1日に開設したい、オープンしたいというような説明、報告事項がありました。ただ、8月31日ですけれども、郡役所の件で、副町長から、こうしたことだという今の事情説明、結局、交番跡地を買収してJAIに渡すというような、これも報告事項です。

議論じゃないのです。議論してきたと言われました。私はなぜだろうと。協議事項で、もっと議員さんにこうや、ああやと言って、協議をなぜしてもらえないかったのか。今日の新聞でも町長がこう反論したというのが書いていましたけれども、議論じゃないのですよ、協議をしようと思っても、協議事項としてあがってこない。ということ、結局、今、本田議員がおっしゃったように、土地買収をするなら私も賛成です、町のものにしておけば。農協へ売り渡すというのなら、私個人としても反対をせざるを得ない。もうひとつ議論を前向きにしてほしかった。そして、所信表明でそういうことを言われるということは、私たちとしては心外です。

その件について、町長、もう一度、この議論してきたということに対して、どう思っておられますか。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)この問題は、合併後、何回と知れんほど議会といろいろとお話をさせていただいています。もうこれは18年ぐらいからやったかな、記録はちょっと今残っていませんけれども、これはまたつぶさに調べたらわかるのですけれども、その後でも、平成20年11月28日、全員協議会、保存活用計画案についてお話をさせてもらっていますし、21年2月21日、全員協議会、21年3月6日、全員協議会、これも保存活用計画案について話をさせ

ていいただきました。21年3月16日、これは議会とJA間との話し合いをしております。4月9日、議会運営委員会、保存活用について、22年4月22日、これは町議会議員、新任議員が主として、この郡役所問題については現場も視察して話を進めております。22年8月23日、全員協議会、これは移築問題とか経費について話をしております。22年11月25日、全員協議会、街道交流館構想と旧愛知郡郡役所の活用について話をしています。

23年2月18日、全員協議会、旧愛知郡役所保存活用、これは2月18日、今も言われたとおりです。23年3月23日、全員協議会、23年7月21日、全員協議会で、この時には旧郡役所活用のための土地取得の方針について話をしています。同じく、8月31日、旧愛知郡役所の代替地として取得を考えている旨、交番用地の進捗状況等について話をさせていただいております。

これは報告と協議は違うとおっしゃるけれども、なかなか協議に乗ってもらえませんでしたし、なかなか聞く耳を持っていただけなかったところがあるのでありますけれども、現実には報告をさせていただくということは、やっぱり意見を求めているわけですから、その時に意見をぜひ、その都度、私どもは協議をさせていただいているつもりでございます。以上です。

○議長(辰己 保君)13番、竹中秀夫君、

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中です。先に、先ほど本田議員が質問しました幼稚園、ちょっとお尋ねします。教育次長は、先ほど答弁の中で、4月に間に合うようにと、これはできるだけ間に合わせてもらわなければならぬとは思っております。しかし、次長は答弁の中で、秦荘の場合は4月がずれてもバスは車検がある、そのような曖昧な答弁をする自体が、そもそも内部協議がしっかりとできていないと。何のために、これを補正というか、あげてきているのですか。スタートしたいのでしょう。その意気込みをしっかりと、この議場で言って、皆さんに賛同をもらわないとあかんのと違いますか。車検があるから、そうしたら一方、愛知川幼稚園の場合は車検がないと、1からだと。両方ともがずれ込んだ時にはどうするのですか。そういう曖昧な答弁はいらないからな。再度しっかりと答弁を求めます。

それから、先ほどから、本田議員ならびに西澤議員が、21ページですね、この不動産の関係の登記手数料等々について、先ほど町長は答弁の中でJAに代替地という、まあこれは町長の答弁ですが、しかしながら、私は昨日も一般質問の中で、町長と私の違いを質問の中で写し出させていただいたと。それは同じような文言になろうかと思いますけれども、町の財産にして、今後、町として効果のある取得した土地であると、未来に向かう若い世代に、よかったですと言われる、私は財産ではなかろうかなと。

先ほどから、何回となく協議をした、協議をした。これという本当の議題として、協議をしてくるのであれば、もっと早くこの問題があがってくるはず、報告、報告、実際に農協がこういう協議ということを言われるのであれば、JAと話し合った結果こうだったとか、何時何日には議員としたことはこうであったとかいうことが、今日まで出てくるはずですよ。農協との話はあなた方内部がやっているだけでしょう。私も昨日述べました。何回も私は行きましたよ。何人とも、議員の中で、JAは、はっきり言っているのですよ。JAは、あなた方の言っていることと、私たちに言っていることと違うのですか。

町を上げて、本当にこれを求めていただくものであれば、JAとしてもその点は十分に考えさせていただいて、そういうような話は一度とありましたか。どこにあったのですか、議員と。報告とか、そんなことにおいて、それは町長、もう少し、一度土地を取得すると、その後にはいろいろな議題があるけれども、それはJAに限りませんよ、町の持ち物として、いうところで切るのが当たり前と違いますか。あなたは一足も二足も、階段で言ったら3段も5段も飛び越えたような答弁をしていると私はとらせていただきますよ。そのような答弁で住民が納得しますか。住民の納得する、この議会の議事録に残る、再度、私は町長に求めておきますけれども、県有地を町のものとして取得したいと、それからの2段階ですよ。そちらの答弁をしっかりと答弁を、町長に求めます。

○議長(辰巳 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)この郡役所の保存問題に端を発するわけですけれども、これはやっぱりさまざまな意見はあるかと思います。あろうかと思いますけれども、やはり、この愛荘町の、合併した愛荘町の将来のまちづくりにおいて、こういう歴史的な遺産、こういったものを大事にしながら、そして、文化の香りの高い、そしてまた、これから引き継いでくれる若い人たち、教育にとっても、こういう歴史的な遺産というものがここにある。そして、それを活用しながら、これは観光資源としても十分成り立っていくものもあるというふうに私は思っていますし、内外ともに注目を浴びているものであります。それだけに、この活用方法は非常に広いというふうに思っております。

こういうものを残すということは私どもの将来の後世に、これからまちづくりをしてくれる人たちにとっても、非常に大事な遺産だというふうに確信をしているところでございまして、この保存方法について、これは旧町時代から、旧の愛知川町時代から取り組まれていたことで、それを私どもも真摯に引き継いでおりますし、今の時代にも、なお、その精神は生きていると思いますし、これはやっぱり大事なものだというふうに思っております。

その保存方法について、いろいろな模索を今までやってきました。例えば、町営住宅がこの間に全部新しくして、新しい町営住宅ができて、そして、古い町営住宅用地があちらこちらにできた。こういったものの活用も考えてきて、いろいろな提案をJAともやってきました。これもなかなか思うように進まなかつたのですけれども、また、民間の用地についても、JAもいろいろと希望用地を申されまして、それに対する折衝も地域とともにやってきましたけれども、それもなかなかうまく進まなかつて、それでは、この時代の変遷とともに、この間長いこと、こういう取り組みをしてきましたけれども、ここに来て、その1つの解決点が見えてきた。これがまさに交番用地でありますし、JAも交番用地のあるここなら新しい支店として展開ができる、そういう思いで、JAの理解が得られてきました。

それなら、町としても、この用地を何とかして取得して、そして支店をここにつくってもらう。この支店利用としても、ちょうど、この町の愛荘町の中心地、役場があり、図書館があり、消防署があり、高校があり、公民館があり、中学校がある。いろいろな施設が集中しているところにJAもあっても、これは住民の利便的姿勢としてもいいという思いから、ここへそういう支店がきて、そして展開をしてもらう。

そういう意味で、我々が代替用地として、郡役所の代替用地として、それを取得する、そして、将来的には売買による交換ですね、土地替えをして、もちろん細かい精算は起こるかもわかりませんけれども、両方が展開をしていく。こういうことで、この交番用地を将来的にはJAに売り渡し、そして、JA所有の今の郡役所用地を取得する、こういうことで新しい道が開けてきたというふうに思っておりますので、何とかご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長(辰巳 保君)教育次長。

○教育次長(村西作雄君)先ほどの本田議員の答弁の中で、秦荘幼稚園は既存のバスがあるのでというようなことでお話をしました。本来両園とも新しいバスで、新しいスタートを切るのが本意でございまして、このパターンであります。誠に申し訳なく思っております。この上は、できるだけ早く入札執行させていただいて、新学期に両園とも新しいバスで運行できるよう努力していきたいと思います。

○議長(辰巳 保君)13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中です。今ほどの町長の答弁は、私は中身のない答弁だと言えています。それというのも、JAの郡役所ですね、今まで議題としてあがってきたというならば、この郡役所の中身をどのようにして、どういうような使い方をしているとか、そういうような話は一度もなかつた。一度は喫茶店とか何とか、一部の住民が言っているとか、そのようなことは聞いたことはありますけれども、本当に求めるということであれば、今日まで、いろいろな中身についての詳細が、協議が、議会との中、できているはずですよ。この土地のことは別として、一度なりとありましたか。

それから、もう1点、町長に申し添えておきますけれども、平成に入る前の、ここ現在平和堂、これは当初、旧の愛知川町の役場跡に決定しておった。その時に、何としても平和堂は、開発道路の方へ出たいと、当時のことですよ。私

は議員1期目でしたけれども、その時に住民あげて商店街筋から住民あげて何としてもござわいを求めるために、町の活性化のためにも、商店街の活性化のためにも、旧の役場跡へ何としても留まってほしいとやったけれども、民が民だから買収をして、平和堂が何としてもこちらへ進出するというような話で、相当当時はギクシャクもいたしました。それは、中野町政の時、しかしながら、これは官ですよ、その時に町が平和堂の土地を一部、一部と言いませんよ、民間に何としても町に譲ってくれというような交渉もした記憶は私は今でも覚えていますよ。

役場の前に、そういうビルが、ましてやスーパー、それより、町が官のものとして置くべきのものと、ただし先ほど言ったように、民と民だから、売買は早く成立した。そういうような教訓の中で、当時から役場周辺は、何としても官のものにして、将来的にも、合併がありました。昨日も町長の答弁の中で1町には1町、庁舎は1つしか、いくいちは、いつの時期とは言いませんけれども、そういうようなことも交え、いろいろな、それだけではありませんよ。官が持つべきものですよ。

JAの話はJAが、それは別の問題として、あそこへまだ500メートルもない所へ行って下さいと言ったら、反対されたのでしょう。断わられたのでしょう。なぜ、そんなに民に、それだけ力を入れに、行くべき問題と違いますよ。私がJAであっても、そこらを下さい、ここらを下さい、当たり前ですよ。そういう点を十分に考えた上の答弁をしていただきたい。

それから、JAとの約束がもうできているのか、できていないのか。その点も答弁を願いたい。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)この問題は、先ほどは全員協議会で10数回いろいろと話をさせていただいたと言いましたけれども、本議会でも19年以来、10回を越える議員さんとのご質問に対する当局の考え方なり、議論を行ってきてあります。この会議でもやってきている、10数回、そして、何としても、この郡役所は将来のまちづくりのためには、ないとあかんのやというぐらいの決意で取り組んでいるものでございまして、ちょうど、この土地、郡役所の土地も含めて、そして、ここの今の交番用地もJAIは来るというわけですから、賑わいの1つの拠点になる。JAの何も一般民間スーパーと違って、組合員のための利益を考えている、組合ですから、それはいろいろな意味で農家やいろいろな関係の人がここへ来て、利便性の高いものを活用していただける。また、ここに地場産の即売所もつくりたいという意向も持っています、そのためにも、JAIはやっぱり町の真ん中に展開をしたいという意向もあって、そういう地場産のものを展開するというのも素晴らしい構想だというふうに思うのです。そういう意味からおいても、ここにJAが展開することについては、私ども大いに歓迎をしているところでございます。

ちょうど、両方の思いが合致したというか、そういうここまで長いこと考えてきたいいろいろな摸索をしてきた、これは旧愛知川町の時代から、我々が聞いているのは、郡役所を一旦解体して、今豊満のあそこへ持っていくならどうだろうかという話もあったということを聞いています。ようやく、その町営住宅がつぶれて、あそこへ更地になったその地点でそういう提案も、我々もやってきました。いちいちいろいろなそういう、JA当局は執行部については、そういうのもあるかなというふうに思ったと思うのですけれども、やはり3つの支店の位置関係から言うと、そこまではなという所もあって、なかなか踏みきれなかったというふうに、伺っているのですけれども。ここなら文句なしやというのがJAの思いでもあって、我々にとっても、これは大変いいことだというふうに思っております。

そして、それで今の基本構想にもある、これから古いものを残して、町の風格が築ける、景観もあそこにああいうのがあって、町の景観というのは非常に大事な部分ですけれども、こういうものはあそこにやっぱり歴史的なところに残して、この町の1つの形成をしていくということは、決して後世にとってもマイナスでないというふうに私は思っていますし、何とか実現をさせていただきたいというふうに思っていますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長(辰己 保君)3番、森隆一君。

○3番(森隆一君)3番、森。今ほどは長々と町長はJAのこと語っていただきまして、大変ありがとうございます。しか

し、今日は言っておきますが、今の審議は議案70号の一般の補正予算のことをやっているのです。この中には書いていないわけです。そういうものを主たるみたいにするのは、前提条件で町長がそういうことをおっしゃるから、そういう話になっているので、あくまでも、この不動産の鑑定手数料ですか、この件はこの件で分けてやっていただかなければ、こんなのに他にも一杯補正をしていかなければならないものもあるわけです。

やっぱり、我々も賛成はしたいけれども、そのようなことを前に出されて、第1条件として出してこられて、これをじゃあ我々皆が、これだけ議論を今出ているのに、これをじゃあ賛成という形に持っていくかということを考えた時に、少なくとも、この不動産の鑑定手数料というものは、あくまでも警察跡の跡地を鑑定したんだということで留めておいてもらわないと。

これをあくまでもやったら、平行線をたどって、たぶん議会と執行者側との、もう溝というか、それがかなり深まっている。しかし、これ我々もやっぱり認めていきたいと思いますので、とにかく今は、そのことに集中してもらいたいです、手数料に。

しかし、後日また、買うという条件の中で、JAということもあるけれども、その中で一度議論をするということに持つてもらいたいと思いますが、いかがなものか、ちょっと聞いておきます。

○議長(辰己 保君)暫時休憩。

休憩午前10時48分

再開午前10時52分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。森議員の質疑に、質疑なんですね。

○3番(森隆一君)そうです。だから。

○議長(辰己 保君)とりあえず、答弁をいただきます。

○町長(村西俊雄君)これ一般財源は当初600万円で済むのです。

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。町長、答弁。

○町長(村西俊雄君)森議員さんのご質問、確かに、いろいろなご質問を受けたので、本論のところまで戻ってしまったような議論になったのは、歪めませんけれども、これだけの議論を、提案の部分について判断をいただくというのも1つの選択肢かなというふうに思います。その辺りで議論をしていただく、嘔は決してつきたくありませんので。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)郡役所を残す問題については、これは郡役所と一緒にになっているからややこしい問題等になっていると思うので、郡役所を残す問題は残す問題で議論する問題と、ずっと討論されています、そこへ今の公募の条件付きで買うというか、もうそれを目指して買うのだったら、私もこの補正予算については反対せざるを得ないと思っています。

それを前提に買うというのは、やっぱりおかしいわけで、そこをまた取得して、それをどう活用するかという問題は、もっといっぱい議員の中でも選択する余地はあると。昨日、竹中議員も言われたように、もしそこに農協が葬祭場でも持ってきた時に、認めざるを得ないだろうし、そういうことも考えられると。あるいは、昨日、庁舎の問題も一本化するということもあって、これはいろいろ、愛荘町のものである限りは、夢がいっぱい開くものだけれども、農協に渡してしまったら、もう終息してしまうようなことになるということを、僕は思うのです。

今の郡役所についても、今まで、農協ともやはりずいぶん交渉していただいて、議員ももっと意見を交わしながら、残す方も検討、そこを、だから絶対交換して残すことにならないじゃないかなと僕は思います。

申し上げると、その前提でこの土地を、この不動産鑑定手数料と登記手数料、代替地を前提でされるならば、反対せざるを得ないということを申し述べておきます。

○議長(辰巳 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)これは前提は変えられません。あくまでもそれが前提であります。

○議長(辰巳 保君)10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄です。町長があくまでも、そういう姿勢なら、今河村議員がおっしゃったように、この補正を通すわけにはいかない。というのは、やはり、町が買収したら、これからの方を考えようというのならば、それはそれで考えがどうしてもあります。

もう1点、追加しておきますと、先ほども申しましたように、2月18日の全員協議会で、これは協議事項としてあげておられまして、そして、「後日、日を改めて議長と相談して協議する」と言っているにも関わらず、その後も1回も協議事項にあがってこなかったということが問題点であるということを指摘したわけですよ。

報告事項でどうのこうのって一緒にされますけれども、やっぱり協議事項は協議事項で私も一生懸命協議させていただきたい。報告事項は承っておきますと。補足でちょいちょいと尋ねられる人もありますけれども、確かにそういう観点を私は持っております。

もう1点、愛知川町時代から、どうのこうのと云々やかましく言っておられますけれども、私の調査では平成13年に平元町長の時に、この郡役所の問題で豊満へ持っていくと、これは合併する前に博物館が愛知川町になかったので、博物館をという、兼用であちらに保存しながら持って行きたいというのが出発点でした。愛知川町時代から、愛知川町時代からと、郡役所を残す、残すばかりではないのです。中身があるのです。この中身を言わないので、郡役所を残す、残すということではないのです。それも付け加えておきます。

それで、やっぱり、町長、あくまでも引き離していただいて、やはり町のためと思ったら、鋭意決断がいる、同じこと言っても前へ進みません。その辺をしっかりと、それなら私も対応できます。このままでしたら対応できない、はっきり申し上げておきます。

○議長(辰巳 保君)進言しているのですか。

○10番(西澤久仁雄君)考えは変わりませんかと。

○議長(辰巳 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)西澤議員のお話になった中での過去の経過だけ、私から申し上げます。

この話がでたのは、実は19年でした。19年の時は総務常任委員会で、その当時の議員さんから、「こんな話があるけれども、どうや」というような話を聞きました。その当時は、私どもその内容については、あまり熟知しておりませんでしたので、あまり深入りはしなかった。

その後、いろいろと話がありまして、平成20年11月28日の全員協議会に「旧愛知郡役所保存活用計画案について」ということで、まちじゅうミュージアム構想をネットワーク式に表示しまして出させていただきました。その時には「旧愛知郡役所をどうするとも、しないとも考えていよい時に、こんなものを出すのはおかしいやないか」ということで、協議はもう全然乗っていただけなかった。当方からの説明は一通り、私からさせていただきました。しかし、それはもう議論にならなかった。全然、乗っていただけなかった。

その後、21年の2月27日に、また同じようなことで全員協議会に出させてもらいましたけれども、全然もう話にならなかった。そこで、21年の3月6日に、この全員協議会の場で、実はこの時は、「町民センターの前のテニスコートを転用させてほしい、今の郡役所を動かしたい」というようなことを、実は提案をさせていただいたことがあります。しかしながら、その時は、旧愛知川町の駐車場不足という経過から、「そんなものは絶対だめや」というようなことになりました、その当時は、その時の議長さんは、皆さんに意見を求めていただいたという記憶があります。

そういう中で、その当時の私のメモからは、各議員から積極的な意見が出され、その当時の議長にしましたら「土地の問題はあるけれども、郡役所を解体せず、まず保存していくとする考え方からが大半と考える、今後も詰めていきたい」という主とめあり、いただきました。

その後、先ほどちょっと町長も申し上げましたけれども、議会の代表者の方、私も1回立会させていただきましたけれども、JAの方と話をさせていただきました。しかし、それは、どうのこうのするという話じゃなくて、竹中議員がおっしゃっているように、いわゆる「JAお前のところも組合員がたくさんいるじゃないかと、そういう中でJAももっと積極的に保存をするなら保存で、おまえの所が金を出したらどうや」というスタンスの話もあったように思っております。それ以降、21年の4月9日では議会運営委員会に話をさせてもらうなどをしながら、ずっときてまして、先ほど来、西澤議員がおっしゃっています23年2月18日の全員協議会で、具体的に絵を描いて、確かに渡させてもらいました。それは文化振興課の林課長が説明をさせていただいたというように思っています。その時も、「現在はJAの所有であって、他人の土地の保存活用の議論は論外である」というような意見が出されました、全然興味も、テーブルの上に載せていただけなかったような状態です。

その後、ちょっと中身は私忘れましたけれども、23年3月23日に全員協議会で、「旧愛知郡役所の保存について」ということでお話をさせていただいています。

そこで、今言いましたように、10回にわたって全員協議会あるいは議会運営委員会等で話をさせていただきましたけれども、もう全然テーブルには載らなかったというような実態でございます。

それで、先ほど来、町長が言っていますように、その時にちょうど東近江警察署の話が、いわゆる警部交番の話が出来まして、もう八方ふさがりで、実は行き詰まつてありましたので、この3月の時点では。

7月にも話をさせていただきましたけれども、7月と8月、これは報告です。頭から報告ということで報告させてもらいました。7月にさせていただいた時に、ずっと経過を全部説明させていただいた時に、「3月時点で、もうJAからは代替地を求められている」ということ、それと、私どももその当時は、まだ社会资本総合整備事業の行方がわからなかつたということもございまして、天然的な財源要素がありましたので、だからそこら辺で「八方ふさがり」というような言い方で、ちょっとさせていただいたと思うのですけれども、それをJAIにぶつけたというような形になります。

JAIに話をさせてもらって、ちょうど今言いましたように、4月に入って、警察交番が移転されるということを聞きまして、以前の警察交番の活用の仕方とは変わってきた。一昨年は、警部交番用地を丁度西北というのですか、今交差点側に警部交番を移築して、その残りを後年度に売るというような話が、実は警察本部から話がありました。しかし、そんなものは絶対いいところは県がとって、あとは売るというのはおかしいということで、一旦お断りした経過があります。

その後、今年になりました、そんな話がきましたので、JAとも話をしている中で、「そこだったらいいな」というような話がありましたので、実はそのような物を持ってきました。タイム的にタイミング的に非常に行き詰まつたところに、こういう話がきましたので、それだったら、一番ベストと違うかなということで、実は7月21日に、そこら辺の経過をずっと踏まえながら、等々と説明をさせていただいたということでございます。報告だから、議員さん方は協議のテーブルに載っていないということをおっしゃるので、それは当然だと思いますけれども、こちらとして報告させてもらったということで一定、その時点ではいろいろと話はさせていただきましたので、県あるいは警察本部とは、だから、8月31日に「進捗状況をも話をさせてもらっています」というのが、今までの経過でございます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長(辰巳 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)今の経過の話を聞きました、その7月の時に全員協議会で副町長が話をされて、その後、僕副町長室に行きました、その経過の文書がほしいと言ったら、まだ公表されていないので渡せないというようなお話だったと思います。

それ以降、その方向性であるならば、その報告書なり皆に配って議論してくれというのが当然だと思うのですよ。それはそれ時の、副町長と話をしたら、報告だからお渡しできないというようなお話であったので、議論は止まって、今

回ボッと出てきたような経過だと僕は推測していますので、報告はもう報告で終わっている。結局、議論されていないということに、僕はなるんじゃないかなど、今回が初めての議論みたいなところになるのかなというような、ちょっと気持ち思いますし、副町長にその時の報告を教えていただければ、お願ひしたい。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)7月21日以降の河村議員との関係ですが、これにつきましては、まだ県も町へ売ってもいいというような意向でしたけれども、県の段階でまだ公表する時点に至っていなかったということで、拙速で私どもから先に言うということはできないということで、実はタイミングを待っていたというのは事実です。

それが、実質上、県としては、もう意思決定はしていますけれども、昨日も竹中議員から話がありましたように思うのですけれども、正式に県の公有財産審議会というのがありますので、県の公有財産審議会が通らないと確定しませんので、ただ、このような話を県やあるいは警察本部はそれぞれ共有をしておりますので、半ば町に売るという確定はしていますけれども、ただ細部にわたっては、その時点ではちょっと言えなかっただということでご理解いただきたいと思います。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)それを、もう1回確認しておきたいと思うのですけれども、愛荘町が購入したものを、もう民間に渡すという条件のもとで、購入ってできるのですか、実際に。それをJAに渡すというものが、そんなことできるのかどうかというようなことを、僕自身も疑問に思いますし、そんなことが許されるならば、何か。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)正にその点が、要するに町はJAの郡役所用地を取得する代替地として提供するということで買えるというものです。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)追加させていただきますと、県が普通財産として売買する場合、何も目的なしに誰にでも売るということは、なかなか難しい。

町でも、仮に遊休地が生じた場合、売ります。そうした場合、ほとんど民地の場合は、何というのですか、競争入札にかけるわけなのですけれども、それは公共団体等が相手に、こういうようなものをするということが、目的がある程度確定しないと、いわゆる売り主もそのテーブルに載せられないということもあるというように思います。

○議長(辰己 保君)2番、嶋中まさ子君。

○2番(嶋中まさ子君)嶋中まさ子、このことについては、私は賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。私、議員になる以前は、愛荘町の総合計画の審議会の委員もさせていただき、また100人委員会の委員長もさせていただいている中で、ずっと郡役所の保存に向けては前向きに取り組んでいきたいという願いでやってきておりまして、今おっしゃいますように、以前のことはなかなか私も承知しておりませんけれども、全員協議会で、7月5日に、その時に報告ということで、JAが平成24年に総合システム化をして、4月9日オープンの予定であるという中で、本当に行き詰まっている中で、愛知川の交番が売却の話が出てきていて、5月17日に非公式でJAと協議をしたと、副町長と理事が出席したとか、私はメモしておりますけれども、その時にJAには直接売却ができないということで、4000平方メートルの強を交付金等で社会资本総合整備事業を利用して、町が買い取って、JAに売却するという旨の報告をいただきましたので、私としましては本当にウルトラQの、ウルトラCのすごくいい展開になったんだなと、私はこれにつきましては、ずっと意識して思っておりましたので、協議が早く、協議のかいがあって、いい方向性が出てこないかなと思っておりました。そういうなかで、8月31日にも、そういう方向性が非公式だけれども、まだ公表はできないが、そういう方向でということで副町長からもありましたので、私は9月議会でそのことについて、どういう方向になっているかも一般質問もさせていただきましたが、その時にはまだ先ほどおっしゃいましたように、具体的に公表できる

段階でよほいひで、便証をしし、前回さへ便証し(いつ)といつ回合でございましたので、本來、二つ一つ形で進めさせていただいているということはありがたいことだなと思って、賛成させていただいております。以上でございます。そういうことでよかったですということでお尋ねいたします。そういう感覚で、副町長にお尋ねしますけれども、私の理解でよかったですかお尋ねいたします。答弁いただけなかったことです。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)その本筋でいいかと思うのですが、今現在の土地を買う場合は、社会資本整備交付金は充當はいたしませんので、あくまでも先行取得的な考え方で買えますので、土地開発基金から買わせていただくということになりますので、その部分だけで、あの本筋は間違いないというように思います。

○議長(辰己 保君)13番、竹中秀夫君

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中です。先ほどから、各議員、各位がこの件については、ど真剣な質疑等々を行っておると、答弁の中ではすれ違いの答弁しか返ってこないと。前向きな答弁では1つも返ってきていないと。

町長に申し上げておきますけれども、各議員も、私も、だと私は認識してしゃべらせていただくのですけれども、愛知郡役所の件については、違うテーブルで話を進めいくと、これはどういうふうになるか、ならないかは別として、この土地を先ほどから皆さん方が言われているように、交番署跡地を代替地に渡すということはまかりならんという質疑が多数を占めていると私は認識をいたしております。それでも、町長は、これが前提やと、私の使命やと、先ほども言わましたが、再度、その点を町長に答弁を求めておきます。

それで、1つ付け加えておきますけれども、おそらく、この件について、町が混乱を起こすようであれば、県はおそらく売却には応じないだろうと私は、私の見解としては、そういう見解を持っております。

隣接の豊郷が一時、いろいろな町が混乱をいたしました。しかしながら、ウォーリスというりっぱな世界的にもあの有名な箱物、それを住民こそって、当時の町長にも矢を向けながら住民の気持ちを持続けたと、私は記憶をしております。そういう中で、あの維持管理も町を上げて維持管理をやっていると、そういうような見通しすら中身のない町長の答弁では、おそらく議員各位もここは大事な町のためにもあると私は認識をいたしております。

そういう中から、町長の再度答弁を求めておきます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)今まで議会とは、もう10数回にわたって全員協議会の場、あるいはこの本会議の場で話をさせていただきました。それがなかなかまとまらないで聞いていただけなかつたというのは、誠に残念ですけれども、それも全体の意見だったのか、特に強いご意見を皆そのために聞いてもらえたかったのか、大変残念なところも多々ございました。

それでも、報告も兼ねながら、私の思いは何とかして訴えをして聞いてほしいなという思いで重ねてきたところであります。運営状況あるいは、その整備の計算等についても資料も出させていただきました。どう活用するのかといったことも出させていただいたのですけれども、なかなか協議というか、議論をしてもらえたかったというところは非常に残念であります。

それでも、やはりこうして、この大事な資産、ちゃんと基本計画にも則っている、そして、これを失ったらやっぱり住民の大きな財産の損失になるという思いから、何とか、残していく方策をいろいろと考えてきたところでございますが、今ようやく、その1つの方策として、この解決の見通しの立つJAとの協調で見えてきたということから、ただ単に、この用地を将来何に使うかわからんのに取得することは決してこれはできないと思います。あくまでも、やはり、これは将来の構想の実現をしたいために何とかこの用地を確保して解決に結び付けていきたいという思いに変わりはございません。

何とかひとつ真剣なご議論を賜ればありがたいなというふうに思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午前11時18分

再開午前11時38分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の都合により、1時まで休憩をさせていただきます。再開は1時からということでお願いいたします。

休憩午前11時38分

再開午後1時00分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩します。

休憩午後1時00分

再開午後1時44分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。5番、城貝増夫君。

○5番(城貝増夫君)5番、城貝増夫です。21ページでございますが、今ほどちょっと議論していますその下の段ですが、町顧問弁護士委託料というのがございます。これはPR看板の件ですが、これに関して、町長の、全協では理事の方が答えられましたが、町長の見解を伺いたいと思いますので、お願いします。

○議長(辰己 保君)質疑ではないのですね、その思いを聞いているだけですね、一般質問的なことですね。町長。

○町長(村西俊雄君)これは地方自治法上、今の法律は、仮に町長に対する損害賠償請求であっても、町の基幹たる町長であるので、弁護士料は町費でするのが、法律の基本になっているようございます。

○議長(辰己 保君)5番、城貝増夫君。

○5番(城貝増夫君)城貝です。再質問ですが、新聞紙上で町民の皆さんおほとんど知っておられると思いますが、原因としては、行政サイドの方の手落ちと言ったら何ですが、そういう面に起因するものであると考えますが、今後、この件に関して、どのように終息を図っていくかれるのか、その辺のところを、見通しと申しますか、その辺のところをお聞きしたいのですが。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)これは係争中でもございますので、そう軽はずみなこともできないし、現実にいろいろ専門家の意見を聞いております。建築関係の専門家とか、行政機関にも聞いておりますし、あとその他の構造学的な人の意見等を聞いているところでございます。

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わります。6番、河村善一君。

◎動議の提出、上程、説明、質疑

○6番(河村善一君)動議を提出いたします。

議案第70号平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)に対する修正動議でございます。

○議長(辰己 保君)賛成の方はおられますか。

(「賛成」の声あり)

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君から議案第70号に対する修正動議が提案、賛成者をもって動議が成立しまし

た。この修正動議は、2人の者の発議になっておりますので、成立いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩午後1時47分

再開午後1時48分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

ただちに、この議案を取り上げることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

本案に対して、6番、河村善一君ほか2名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されています。これを本案と合わせて議題とし、修正の動議について、提出者の説明を求めます。6番、河村善一君。

○6番(河村善一君君)議案第70号平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)に対する修正動議でございます。上記の動議を地方自治法第115条の2および会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

2ページを見ていただきたいと思います。議案書21ページの歳出のところでございます。午前中も質疑いたしますが、総務費総務管理費、この不動産鑑定手数料、登記手数料93万6,000円を減じて、修正額を0にいたします。繰越金も、この繰越金の93万6,000円を、この前年度繰越金を減額するという、マイナスにさせていただきます。

そして1ページの「第1条中歳入歳出予算の総額を88億6,746万6,000円」と改め、第1表歳入歳出予算補正を、次のように改めるということで、このように修正提案させていただきます。以上です。

○議長(辰己 保君)これより、本案および修正案についての質疑に入ります。

修正案についての質疑は、特に理事者側の発言を許可します。

質疑はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江です。

この修正案が出されたわけですけれども、この本案における、先ほど午前中の質疑、答弁の中でも、この警察の用地、県有の用地が、もし12月のこの議会において、不動産鑑定手数料、登記手数料などが、議案がここから外れたもの、外したものが、この修正案ですけれども、こうなった場合に、実際問題、このあと、この土地の行方はどうなるのかということを、先ほどの中でも、質疑の中でも答弁の中で言われていたと思います。直接もお聞きいたしました。そうすると、この12月でこの予算が通らないとすれば、結局は、この土地は県から買うことが難しくなるということをお聞きしました。それで、結局は、この警察の建物はそうなると、町が買えないということになると、警察の建物は崩され、そして、県は民間に売るであろうというようなこともお聞きいたしました。そうすると、結局、昨日から、竹中議員ほか、他の議員の方も言わっていましたけれども、農協ではないかもしれないけれども、町有地としてはありえなくなる。民間の土地になってしまう。そして、どういうものが来るかわかりません。そういうことも思うわけです。そういうことをかなり思うわけです。

それで、やはり、ここで皆さん、町有地として買うことは皆さん賛成ということでまとまっていると思います。いろいろな意見を聞いていると、そして、この議案はこれを町有地にするための鑑定料というのが出ています。その中で、郡役所の問題が、あそこがネックになっているわけですけれども、この鑑定のところがなくなったら、こういう町有地としてありえないだろうということになりますが、提案者、発議者にお聞きしたいのですが、河村議員にお聞きしたいのですが、そういう状況を考えてこの議案を出されているのかどうか。

そして、これを出されて、これが通ったとして、この項目がなくなつたと、そのあと、そのままにしておかれのかどうか、ということについて答弁をお願いします。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)午前の質疑もご理解いただくことだと思いますけれども、町長の答弁の中に、今回の不動産鑑定手数料、登記手数料については、JAにもう渡すものだという前提のもとでの購入ということをはっきりおっしゃいました。私としては、その前提で購入するということについては、反対であります。

今後、議論を残し、その活用方法を検討し、後世の人たちにも、そこについての利用目的も明確な形で購入することには賛成ですけれども、今回、このことを認めるということは、町長の答弁ではありませんけれども、農協に渡すことを前提にしての今回の予算措置については反対でありますので、そのことを明確にする意味において今回の修正案を出させていただきました。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江です。今、質疑の答弁にはちょっとなっていないと思いますので、つまり、町有地として、こここの12月時点でこれが通らない場合は、町有地としては難しいだろうということをお聞きしましたので、そういう場合はどのような、そうなってもいいのかということです。そうなってもいいのかということと、そして、出された根拠は、理由はわかりますけれども、今後この問題については協議をするのですけれども、実際問題、町有地ということは難しくなってくると、あの場所、警察のところが、そういう中において、協議をどのようにされていくって、どういう方向に結びつく可能性を考えておられるのか、ということについてお願いします。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)今回においては、今すぐそのところを農協に渡すということについて反対であります、町有地として購入することには、何もやぶさかではございませんし、今後、あらゆる話し合いというか、手続きを踏んで購入していくことについては賛成の立場でございますので、そのことが明確であれば、購入することには賛成していきたいと。購入して、即、農協に渡すということでありましたので、そのことについては反対させていただきたいということで、今回修正動議を出させていただきました。

午前中も、皆さんの質問に、町長は頑なに「農協に渡す」ということを明言され、「今回これを認めてもらったら農協に渡す」ということをはっきりおっしゃっておられますので、そのことについては議員としては反対せざるを得ないという立場でございます。今後、機会があり、手続きを踏んで、そこを町有地として購入するということについては大いに進めていきたいと思いますし、賛成してまいりたいということでございます。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑はありませんか。町長。

○町長(村西俊雄君)先ほど議長が理事者からもご意見があつたらということでしたので、議論がはじまつたのでちょっと言わせていただきます。

これはあくまでも、県有地は本来は競売というのが本来の姿ですけれども、我々が公共用地、公共事業の代替地として取得するということであれば、県としては、言わば県と町との随契みたいのですけれども、その理由があれば町にお渡ししてもいいですよと、その目的もないのにということは無理です。

これはあくまでも、私としてはこの郡役所を保存する1つの代替地として、この町有地を求めようとしておりますので、目的がなければ、残念ながら、非常に難しいことになるかなというふうには感じます。

○議長(辰己 保君)ちょっと待ってください。質疑なので、答弁ではないわけで、質疑をしてほしいわけです。これをもって、質疑を終結します。

◎議案第70号・修正案の討論、採決

○議長(辰己 保君)これより討論に入ります。少し難しいので、よく聞いてください。討論の順序は、まず本案、要す

るに町長から出された議案です。本案に対する賛成者、続いて、反対者、次に、修正案に対する賛成者の順に行います。まず、本案に対し、賛成者の発言を許します。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江君。本案に対する賛成討論を行います。本案というと多岐にわたるわけですが、それとも。

○議長(辰己 保君)暫時休憩いたします。

休憩午後2時01分

再開午後2時02分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番(瀧すみ江君)すみません、先ほどの続きですけれども、本案に対して賛成討論を行わせていただきます。

この一般会計補正予算(第9号)は、いろいろな多岐にわたる内容があるわけですが、午前中でも質疑もありましたが、幼稚園の送迎バス管理運営事業の方は、質疑のように、もっと9月議会とか、臨時議会とか、早く出したらよかったかもしれませんけれども、やはり現実問題としてもう今出さないと4月に間に合わないということで、これはやむを得ない債務負担行為の補正ではないかと思われます。

それで、あと私の立場としては、財政調整基金積立金が1億円分積み戻しされておりますが、このことについては、そのようなお金があれば住民の福祉に寄与できることがもっとたくさん行われるのじゃないかということで、これは指摘しておきます。

先ほどから問題になっております修正案も出ております企画費不動産鑑定手数料、登記手数料の方ですけれども、先ほども質疑でも言いましたが、そのことについては町有地として買うということには皆さん賛成、そして郡役所を残すといふこともいろいろな意見がありますが、大部分はそれでいいと思う、賛成の立場で、皆さんは賛成の立場だと思います。そして、どう残すかということがいろいろと分かれていますので、ここに出ているのは、警察の交番の用地を町の取得にするかどうかにかかる手数料、不動産鑑定手数料と登記手数料でありますので、このこと、町有地にしていった方がいいのか、賛成か反対と言えば、皆さん賛成でありますし、そういう立場で、この議案そのものに対しては、私は賛成の立場を表明するものであります。

○議長(辰己 保君)2番、嶋中まさ子君。

○2番(嶋中まさ子君)2番、嶋中まさ子でございます。修正の部分以外は皆さんも異論がなさそうでございますので、修正の部分を削るという部分につきましては、私は反対の立場ですので、役務費不動産鑑定手数料、登記手数料につきましては上程していただきたい、本案賛成の意思を表明させていただきたいと思います。本案賛成させていただくということで、郡役所関連でやはり一歩進めていただける状況になるのではと期待しておりますので、本案賛成で意思表明いたします。

○議長(辰己 保君)次に、本案に対し、反対者の発言を許します。討論はありませんか。3番、森隆一君。

○3番(森隆一君)3番、森。議案第70号の本案に対して、反対の討論をさせていただきます。本来、この70号は我々も認めたいと思いますが、その中の1項目の不動産鑑定手数料と登記手数料に対して、本来はこの部分においては賛成してもさしつかがないことありますが、前提条件を町長が付けられたことによって、これは賛成しかねるものだということで反対討論いたします。

○議長(辰己 保君)なお、なかなかこの討論は難しくて、修正案に対する反対討論はありませんので、賛成討論だけしかしてもらいません。ですので、本案に対する賛成討論をされる方はしてください。なかなかそこが難しいところで、いきますよ、次、修正案に対し、賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○14番(高橋正夫君)議長、退席させてもらいます。

○議長(辰己 保君)はい。

[高橋議員退席]

○議長(辰己 保君)討論はありませんか。3番、森隆一君。

○3番(森隆一君)3番、森。まず、修正案に対して、今度は賛成討論をいたしたいと思います。

本来、この不動産鑑定手数料というものは、警察の跡地を買収するということで、なされたことであると思いますので、このこと自体は何も反対することではないのですが、しかし、先ほど言ったように、このことがあることによって、ほかの全体をやっぱり反対しなければならないような結果になったとすれば、我々としてはやっぱり大変なことになるので、一応これを削除して、そして改めて、日を改めて、またそのことに対して、郡役所のことも含めて、検討していければいいかなと、こう思いますし、またその時にどうしてもという時は、なかなか我々一概には賛成はできませんが、やはりそういう時は本当に誠心誠意、やっぱり気持ちを尽くしていただくと、議会に対して今まであまりにも何かおろそかというか、なかなか本意を示していただけなくて、真の議論もできなかったことも確かでありますので、この削除をすることによって、そういうことができるのではないかと思いますので、そういう意味も含めて賛成をいたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論がありますか。10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄です。この修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。午前中から、いろいろ町長の姿勢を各議員さんが質問され、その答弁が一途にして曲げようとしない町長の姿勢を疑い、「議論した、議論した」と、我々は議論じゃない、話を聞いただけという、話の回避もさることながら、あまりにも強引過ぎる手法、これはこれだけじゃございません。ほかの、例えば、公民館の問題にしても言っておいて、協議しないで、ポンと最後を出してしまう。そういう手法に対して、ものすごく反感を持っております。

それで、修正動議というのを出させていただきましたのは、先ほどから皆さんがあっしゃるように、一応跡地の買収の心得は皆さんは持っておられますけれども、こういう事態になった以上は、こうせざるを、情けないけれども、こうせざるをえなかつたということで、修正動議に賛成いたします。

○議長(辰己 保君)これをもって、討論を終結します。

暫時休憩をします。

休憩午後2時12分

再開午後2時18分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第70号を採決します。この表決は起立によって行います。まず、本案に対する6番、河村善一君ほか2名から提出された修正案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(辰己 保君)起立多數です。ご着席ください。よって、6番、河村善一君ほか2名から提出された修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(辰己 保君)起立多數です。ご着席ください。よって、修正部分を除く平成23年度愛荘町一般会計補正予算

(第9号)は修正どおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩午後2時20分

再開午後2時20分

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第71号平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君)議案第71号平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。

議案書30ページをご覧ください。愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,182万7,000円とするものでございます。

事項別明細書33ページをご覧ください。33ページでございます。まず、歳入の部といたしまして、繰入金の基金繰入金介護給付費準備基金繰入金でございまして、7,000円を追加するものでございます。これは歳出の財源とさせていただくものでございます。

続いて、歳出の部でございますが、諸支出金償還金及び還付加算金の第1号被保険者保険料還付金7,000円を追加するものでございます。これは生命保険の2重課税を所得更正されたために還付金として追加をするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第71号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第71号平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第7、議案第72号平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(田原秀郷君)議案書の34ページをお開きください。議案第72号平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明をいたします。

第1条歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,795万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,480万5,000円とするものでございます。

次に地方債の補正でございますが、36ページをお願いいたします。単独事業の増額によりまして、公共下水道事業債の起債限度額を6,140万円から6,310万円に170万円の増額をするもので、借入方法、利率、起債方法の変更はございません。

38ページの事項別明細をお願いいたします。歳入で土木費国庫補助金では、国からの追加配分192万5,000円の内示があったことにより増額、繰入金で一般会計繰入金が公共下水道事業費の増額によりまして1,432万5,000円の増額、町債につきましては公共下水道事業債では国庫補助事業の補助対象分の増額により170万円の増額。

39ページをお願いいたします。歳出でございます。下水道事業費の公共下水道事業費では、川久保地先の都市公園の多目的グラウンドの整備、長野地先、長野東地先の新築による事業の追加、愛知川東面整備工区長野東工区、国道8号線沿いの長野東地先の推進工法の変更による事業費の増額および国道8号線沿い藤野石油地先の愛知川南面整備、愛知川工区の上水道の移転補償費の減額により、1,795万円を増額するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第72号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第72号平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

④散会の宣告

○議長(辰己 保君)お諮ります。本日の会議はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定しました。

お諮ります。議事の都合により、12月15日から12月20日までの6日間、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(辰巳 保君)異議なしと認めます。

よって、12月15日から12月20日までの6日間、休会することに決定しました。訂正、19日までですか。訂正します。議事の都合により、12月15日から12月19日までの5日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰巳 保君)異議なしと認めます。よって、12月15日から12月19日までの5日間、休会することに決定しました。

再開は、12月20日(火)です。

当日は、午前9時から議会運営委員会、午前9時30分から全員協議会、午前10時から本会議を再開する予定ですから、よろしくお願ひいたします。

ご苦労さまでございました。

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)

平成23年12月愛荘町議会定例会

3日目(平成23年12月20日)

開会:午前10時18分 閉会:午前10時56分

議会日程

日程第 1 請願第 3号 免税軽油制度の継続を求める請願

日程第 2 請願第 4号 米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の密約の破棄と日米地位協定の見直しを日本政府に求める意見書の採択についての請願

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

追加日程第1 議案第73号 財産の取得につき議決を求ることについて

追加日程第2 議提第 7号 議員派遣について

追加日程第3 意見書第2号 免税軽油制度の継続を求める意見書

出席議員(16名)

1番 德田文治

2番 嶋中まさ子

3番 森 隆一

4番 吉岡ゑみ子

5番 城貝増夫

6番 河村善一

7番 伊谷正昭

8番 瀧 すみ江

9番 小杉和子

10番 西澤久仁雄

11番 外川善正
12番 村木嘉博
13番 竹中秀夫
14番 高橋正夫
15番 本田秀樹
16番 辰己 保

欠席議員(0名)

なし

④開議の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、おはようございます。

12月定例会最終日になりました、何かと小忙しく、また気忙しくなった中でご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

⑤議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、会議に入る前に、12月13日に検査特別委員会の委員長報告に対して委員長からの訂正の申し出がありました。報告の中で、「業者に予算額を提示する行為は職員として有るまじき行為ではない」を、「有るまじき行為である」と訂正の申し出がありましたから、議長において報告書および会議録の訂正をしますので、報告とさせていただきます。

それでは議事に入らせていただきます。

⑥請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第1、請願第3号免税軽油制度の継続を求める請願を議題にします。

お諮りします。請願第3号について、愛荘町議会会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

よって、請願第3号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員の説明を求めます。14番、高橋正夫君。

(14番高橋正夫君登壇)

○14番(高橋正夫君)請願第3号

平成23年11月7日

愛荘町議会議長 辰己 保 様

諸願団体東ひわこ農業協同組合
住所滋賀県彦根市川瀬馬場町922-1
経営管理委員会会長梅本勇
代表理事組合長澤憲一
紹介議員高橋正夫

免稅輕油制度の繼續を求める諸願

諸願趣旨これまで、農家の経営に貢献してきた免稅輕油制度が、地方税法の改正によって、2012年(平成24年)3月末で廃止される状況にあります。

免稅輕油とは、道路を走らない機械に使う輕油については、輕油取引税(1リットル当たり32円10銭)を免稅するという制度で、農業用の機械(耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など)や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の輕油は、申請すれば免稅が認められてきました。

免稅輕油制度がなくなれば、今までさえ困難な農業経営への負担は避けられず、輕油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営への影響は深刻です。この制度の繼續は、地域農業の振興と食料自給率を向上させる観点からも有効であり、その繼續が強く望まれています。

以上の主旨から、現行の免稅輕油制度を繼續されることの意見書を政府機関に提出していただくよう諸願いたします。

諸願項目1、現行の免稅輕油を繼續すること

以上、よろしくご審議いただきますよう、お願ひいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、諸願第3号を採決します。本案は原案のとおり採決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、諸願第3号免稅輕油制度の繼續を求める諸願は、原案のとおり採択することに決定しました。

④諸願第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第2、諸願第4号米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の密約の破棄と日米地位協定の見直しを日本政府に求める意見書の採択についての諸願を議題にします。

お諮りします。諸願第4号について、愛荘町議会会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

よって、諸願第4号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員の説明を求めます。8番、瀧すみ江君。

〔8番瀧すみ江君登壇〕

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の密約の破棄と日米地位協定の見直しを日本政府に求める意見書の採択についての諸願について、ご説明申し上げます。
朗読をもって説明に代えさせていただきます。

諸願書

愛荘町議会議長 辰己 保 様

今年1月に沖縄県の国道で米軍属の男性が運転する乗用車が対向車線に侵入し、19歳の青年が運転する軽自動車に正面衝突し、死亡させる事件が発生しましたが、3月に、那覇地方検察庁沖縄支部は、自動車運転過失致死罪で送検されていた米軍属を公務中を理由に不起訴処分にしました。

また、昨年9月に山口県岩国市で発生した米軍岩国基地所属の米軍属による交通死亡事故においても、公務中を理由に、米軍属は不起訴処分となっています。

このような米軍関係者による事故・事件において、それが公務執行中であれ、公務外であれ、罪を犯した関係者を、日本の法律で厳正に裁けるよう「日米地位協定を抜本的に改正せよ」の声が、沖縄や山口をはじめ全国で広がっています。沖縄県では11月までに県議会をはじめ、41市町村中、33議会で決議・意見書が採択されています。

日米地位協定上の日本が、第一次裁判権を有する公務外の米兵犯罪について、日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については、第一次裁判権行使するつもりがないとする1953年9月に日米間が交わした密約については、今年8月26日に外務省がその文書の存在を認めました。

同時に、外務省は、これは当時の担当者の一方的、政策的発言にすぎず、米軍関係者も日本国民と同様の基準で、公正に起訴され、裁かれている旨の見解を示しました。

しかし、日本平和委員会が情報公開法に基づき入手した法務省統計資料によても、2010年に起こった米兵・軍属・家族による犯罪の一般刑法犯(自動車による過失致死傷を除く)の起訴率は11.7%で、日本全体における起訴率42.2%に比べて、極めて低い状況にあります。

このような政府の見解を許さず、米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の密約を日米間の密約として認め、それを破棄しない限り、これまでと同様に不当な対応が続き、国民の人権が蹂躪されます。これは日米地位協定によって、1年に6週間、米軍基地となる饗庭野演習場を抱える滋賀県でも重要な課題で、これを許さないために、意見書を日本政府に提出されるよう請願します。

諸願事項米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の密約の破棄と日米地位協定の見直しを日本政府に求める意見書の採択について

諸願者滋賀県平和委員会代表理事吉村克之

〒520-1533高島市新旭町安井川481

紹介議員瀧すみ江

以上、朗読させていただきました。請願者の意思を踏まえていただきまして、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。これで終わります。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、請願第4号を採決します。本案は原案のとおり採決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(辰己 保君)賛成少数です。よって、請願第4号米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の密約の破棄と日米地位協定の見直しを日本政府に求める意見書の採択についての請願は、不採択とされました。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午前10時30分

再開午前10時31分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議案1件、議提1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、議案1件、議提1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第1、議案第73号財産の取得につき議決を求めるについてを議題にします。本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(村西作雄君)議案第73号財産の取得につき議決を求めるについてご説明いたします。財産の取得につき議決を求めるについて

次のように財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものでございます。

1. 取得の目的平成22年度物品(繰越)第98号
愛荘町図書館システム更新機器等購入事業
2. 取得の方法指名競争入札
3. 取得金額1,443万7,500円

4. 取得の相手方住所京都市上京区千本通元誓願寺上の南辻町369番地3

氏名(株)ケーケーシー情報システム

代表取締役 西垣 亨

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第73号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第73号財産の取得につき議決を求めるについては原案のとおり可決されました。

④議題第7号

○議長(辰己 保君)追加日程第2、議題第7号議員派遣についてを議題にします。会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、議題第7号議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午前10時34分

再開午前10時52分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮ります。ただいま意見書1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、意見書1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

⑤意見書第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第3、意見書第2号免税軽油制度の継続を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。14番、高橋正夫君。

(14番高橋正夫君登壇)

○14番(高橋正夫君)免税軽油制度の継続を求める意見書、先ほど朗読をもって説明いたしましたので、この文面の中で、括弧書きであります3行目に「軽油取引税(1リットル当たり32円10銭)」はそのままで、次の「農業用の機械(耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など)」と書いてありますが、括弧書きは削除していただいて、提出するということでお願いしたいと思います。

以上、朗読をもって、先ほど話をしました、説明をしましたので、記として、1、免税軽油の制度を継続すること、宛先が衆議院議長、参議院議長、農林水産大臣、財務大臣に提出をいたします。滋賀県愛知郡愛荘町議会ということでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長(辰巳 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(辰巳 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「ない」の声あり〕

○議長(辰巳 保君)討論なしと認めます。

これより、意見書第2号を採決します。本審は原案のとおり採択することに賛成の諸君の筆を求めます。

[替成者掌手]

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、意見書第2号 免税軽油制度の継続を求める意見書は、原案のとおり採択することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(辰己 保君)私の方から皆さんに、報告と言いますか、告知をさせていただきます。閉会中の常任委員会活動についてですが、閉会中に各常任委員会が研修および調査等の活動を積極的に展開していただくことをお願い申し上げ、閉会中の各常任委員会の活動を告知したいと思います。

以上、これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。これをもって、平成23年12月愛荘町議会定例会を閉会します。

○議長(辰巳 保君)町長、あいさつ。

○町長(村西俊雄君)今議会の閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

本年を顧みますと、3月11日に発生いたしました東日本大震災は死者・行方不明約2万人もの多くの尊い命が奪われ、さらに福島原発事故により、今日も15万人の人々が今なお故郷を離れ、避難生活を余儀なくされる状況にあるなど、震災の影響は国内外に大きな課題を投げかけ、大変多難な年でありました。

本町におきましても、災害時の住民の安全と生活を確保するため、防災対策の抜本的な見直しや、危機管理の対応と見直しに取り組んでまいる所存であります。

アガエ じよ、候且付かり安見エより候且御旨をいりておましん。でソハタ台を共享に又ソ正ツ人、ウトモ元々、相取レゾ既1手を正して、法令遵守の徹底を図ってまいりたいと思います。

また、東近江警察署愛知川警部交番の敷地の取得にかかる手続きにつきましては、十分な議論の時間もなく、ご理解がいただけませんでしたが、今後、議員各位との十分な協議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

いよいよあと10日余りとなりました。議員各位には、この1年間本当にお世話になり、厚く御礼を申し上げます。

さらに、町民の皆さん方におかれましては、新たな年を夢と希望を持ってお迎えいただくことを祈念いたしましたて、閉会にあたりましての御礼の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長(辰巳 保君)大変、ご苦労さまでした。